

「伊賀市」自立支援プログラムマニュアル④

就労に向けてのメンタルヘルスプログラム

1. 目的

稼働能力を有するが就労意欲が乏しく、人とのコミュニケーションがうまくとれない者に対し、会社の面接の受け方や、人間関係をスムーズにさせるための生活心理学に関する講座を受講させることにより、自分の表現力をつけさせ、人付き合いがスムーズにできるよう自信を喚起する。

この取り組みは厚生労働省「自立支援プログラム」に基づいて行なう。

2. 対象者

稼働能力を有するが就労意欲が乏しい者。

就労の経験はあるものの、長く続かない者。

人との話し方や自分の表現力に自信がないため、人とのコミュニケーションがうまくとれない者

3. 実施内容

生活心理学に関する講師を依頼し、講義を受講させる。

平成19年4月から雇用予定の「就労支援専門員」の就労支援活動につなげる。

対象者の置かれている状況や病状を具体的に把握。

稼働能力を審査する。

就労に対する目的がないために意欲に欠ける者を聞き取りにより把握。

3. 実施体制

三重県こころの医療センター 臨床心理士 精神保健福祉士

5. 評価

受講後の面談を行い就労に対する意欲や、人とのコミュニケーションつくりに関する聞き取りを行なう。

対象者の意向を踏まえた上で「就労支援専門員」による支援への移行を検討する。

○中学3年生に対する高校進学支援事業（略称「中3学習会」）（滋賀県大津市）

大津市では、平成19年度から生活保護世帯や一人親世帯など様々な教育環境にハンデキャップを持っている中学3年生を対象として高校進学のための学習支援を行っている。

1 大津市福祉事務所における中学3年生を対象とした学習会の状況

- 大津市内にキャンパスのある龍谷大学や滋賀医科大学の学生達と民生委員協議会など関係機関の協力を得て実施。
- 市内には、生活保護を受けている中学3年生が53名。その中から南部地域に生活している家庭を対象として募集をかけたところ5名が参加。
- 毎週1回、瀬田南市民センターを利用して、無料で学習会を開催。
- 福祉事務所の自立支援員は、「中3学習会」の参加者募集、関係機関との連絡調整、場所の確保など運営管理全般を担当。
- 予算は、20万円。

2 平成19年度の支援の効果

○大学、地域、関係機関、福祉事務所の協働の取り組みを作り上げた

龍谷大学瀬田BBS、滋賀医科大学ボランティアグループ

（立命館大学や滋賀大学にも協力を依頼している）

- ・ 学生が先生となり参加者に勉強を教える
- ・ 当番を決め、順番で生徒を教える
- ・ 申し送りのためのノート記入

瀬田南地区民生委員児童委員協議会

- ・ 中学生や大学生の安全管理

地域づくり推進委員会

- ・ 滋賀県と大津市が協働で学習会運営への資金提供

少年センター、坂本市民会館

- ・ 同様の事業を実施（中央部、北部をカバー）
- ・ 運営についてアドバイス

福祉事務所（生活福祉課、子ども家庭課、子ども家庭相談室）

- ・ 生活保護世帯だけでなく、母子家庭など、学習環境にハンディを持つ中学3年生を対象として参加者募集
- ・ 申込書を受け取り、関係者への個人情報開示について同意
- ・ 学校など必要事項について関係機関との連絡調整
- ・ 生活保護制度で高校の授業料がでることや貸付制度について説明

教育委員会学校教育課、瀬田中学、法務省保護観察課、滋賀BBS連盟

- ・ 問題発生時の相談協力に合意

○日常生活プログラムの事例（京都府）

山城北保健所では、平成19年度から、生活課題のある被保護者に対して、日常生活支援をすることで生活の質の向上を図り、安定した生活が継続できるようになることを目指して、日常生活支援プログラムを実施している。

1. 概要

- 担当ケースワーカーによって生活支援が必要であることが確認され、本人自身にもプログラムに参加する意志のある被保護者について、支援を実施する。
- 支援方針、支援内容等については、定期的を開催する「日常生活支援検討会」において協議した上で実施する。
- 検討会で決まった支援対象者に対する支援については、日常生活支援員が中心となって、担当ケースワーカーと連携をとりながら実施する。

2. 支援の内容

- 健康管理の支援
 - 体調・病状に応じた簡単な食事を、本人が実現可能な範囲で一緒に作って食べる。生活の中心である“食”を通じて、食べる楽しみを知ってもらう。
- 家庭・衛生管理の支援
 - 整理整頓、掃除、洗濯等、衛生的な生活の維持のためにアドバイスをする。
- 生活費管理の支援
 - 一緒にメニューを考えて買い物に行き、必要なものを適量購入できるようにする。
- 生活環境の充実の支援
 - 地域で孤立しがちな人について、集まって一緒に食事を作ったり食べたりして、交流し、意欲が向上するように働きかける。
 - 地域と交流できるように外出の機会を作ったり、地域の資源について情報提供したりする。
- 退院・退所後の在宅生活の支援
 - 在宅生活に移行したいと希望する人に対して、関係機関と協力して調理実習や宿泊練習をして、実生活に結びつく練習をする。

3. 支援結果

- 平成19年5月から実施し、12月までに、支援対象者を6人選定し、4人がプログラムに参加。

一 奈良県五條市における「精神障害者退院支援プログラム」の概要

奈良県五條市では、精神科病院へ入院している者を対象として、精神科業務委託医及び自立支援相談員を活用した在宅生活への移行支援を実施

1. 支援対象者

- 精神科病院に入院している者で、病状が安定しており受け入れ条件が整えば退院可能である者

2. 精神科業務委託医及び自立支援相談員の活用

- 精神科業務委託医及び自立支援相談員を設置し、支援業務に従事
(費用についてセーフティーネット支援対策等事業費補助金を活用)

※主な役割

- 〔精神科業務委託医…医学的見地からの必要な助言及び指導
自立支援相談員…本プログラムの実施に必要な事務及び支援対象者との面談 等

3. 退院支援の流れ

- 1 精神科病院における支援対象者の選定
精神科病院の主治医と担当CWが相談の上、退院可能と思われる者を選定
- 2 福祉事務所における支援対象者及び支援方針の決定
選定された者の中から、レセプトや医療要否意見書を基に精神科業務委託医、自立支援相談員、SV及び担当CWが協議の上、支援対象者及び支援方針を決定
- 3 関係機関会議の実施
支援対象者に関する具体的な支援目標及び支援方針を明確にするため、各関係機関による会議を開催
※関係機関:福祉事務所、医療機関、保健福祉センター、家族・親戚 等
- 4 支援対象者の改善状況等の確認
1ヶ月毎に支援対象者の課題改善状況を確認し、今後の支援計画に反映
退院後1ヶ月を目処に生活状況を確認し、不穏状態等の症状が見られるときは、退院前の主治医と今後の治療について協議

4. 支援結果

- 平成18年度は、1名の支援対象者のうち、1名が退院(施設入所)
- 平成19年度(4～12月)は、6名の支援対象者のうち、4名が退院(施設入所1名・在宅復帰3名)

○ 精神障害者退院促進プログラムの事例(尼崎市)

尼崎市では、長期入院患者に対する支援を組織的に行うための取り組みとして、平成17年度から退院促進支援員を配置し、退院促進事業支援を実施してきたが、更に、平成19年度から精神障害者退院促進支援員を配置し、精神障害者長期入院患者を対象に、退院促進及び自立支援を実施している。

1. 精神障害者退院促進支援員の配置

- 平成19年度から、福祉事務所に精神障害者退院促進支援員1名を配置している。

2. 支援対象者

- 生活保護受給者のうち、精神疾患による長期入院患者

3. 精神障害者退院促進の方法

- 支援対象者の選定
精神疾患による長期入院患者全員の病状について、主治医訪問、レセプトの内容等により病状を把握のうえ判定を行い、退院可能な者を選定する。
- 精神障害者退院促進支援員による支援
 - ・選定した支援対象者に対して、退院への意欲喚起。
 - ・扶養義務者に対して、引き取り、施設入所時及び居宅生活時の協力依頼。
 - ・退院後の受入先となる救護施設やグループホーム等の開拓と受入依頼等の連絡調整。

4. 関係機関との連携

- 障害者自立支援法における精神障害者退院促進支援事業の充実化が図られており、関係部局及び医療機関・施設等との連携を図り支援を行っていく。

5. 退院支援の効果

平成19年度(4~12月)	精神障害者退院促進支援員	長期入院患者数	支援対象者数	退院者数	内 訳						
					介護保険施設	自立支援施設	生活保護施設	老人福祉施設	年金自立	他市移管	居宅復帰
	1	190	100	17	4	2	3	1	4	1	2

自立支援サービス整備事業

伊丹市職場適応訓練推進事業

1. 職場適用訓練推進事業要綱の策定

目的

被保護者に対し、勤労意欲の助長及び稼働能力の活用を促進させるため、一定の事業所等において職場適応のための訓練等を行い、被保護者の処遇の充実及び自立を促進することを目的とする。

対象者

被保護者のうち職場又は適職がない者、傷病等により長期間稼働していない者若しくは職親的援護を必要として稼働稼働していない者等。

訓練実施機関

仕事の場を提供し、職場適応のための訓練等を行わせることにより、その適応意欲を助長することに意欲を有する個人又は法人若しくは公的施設等であって、福祉事務所長が適当と認める事業所。

訓練期間等

- 1.原則として、6カ月。ただし、事業目的を達成するため、福祉事務所長が認めた場合は、最長1年まで延長。
- 2.訓練時間は、1日4時間以内とし、1カ月当り、20日を限度。

2. 職場適用訓練の流れ

1. 稼働年齢者のなかから、支援対象者を就労促進相談員につなぐ。
2. 仕事場を見学後参加者を決定。
3. 毎月、訓練者の状況把握をおこない、期間等を決定。
4. 訓練終了後の処遇を検討する。

3. 職場適用訓練の参加状況

	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	累計(S63~H19)
授産施設						2名	2名
清掃会社							5名
精神施設		2名	3名	2名		2名	9名
店舗							2名
造園会社	1名	4名	1名		1名	1名	24名
福祉店舗							3名
合計	1名	6名	4名	2名	1名	5名	45名

○ 社会参加促進プログラム（加西市福祉事務所）

加西市福祉事務所では、社会福祉協議会のボランティア・市民活動センターや小学校や市役所各課と連携して、社会生活の維持発展が必要な被保護者に対して、社会福祉施設や公共施設等でのボランティア活動を、本人の意向を踏まえて推進している。

1 支援のながれ

○ 対象者の選定

稼働能力を有さず、近隣・親戚等との交流が希薄で、地域社会との交流が必要と考えられる者、頻繁に浪費の傾向がみられる等、日常生活が乱れており、生活の維持・向上の義務を果たしていないと考えられる者、稼働能力を有するが、生活が乱れ、直ちに就労することが困難な者等のうち、生活実態を把握したうえでプログラム参加の適否を判断し、支援対象者として選定する。

○ 対象者の自覚を促進する

対象者に対して、プログラム参加の趣旨や期待される効果等を説明し、対象者本人の社会参加意識を助長する。

○ ボランティア活動等の斡旋・参加

対象者の生活実態、傷病等を勘案し、適したボランティア活動等への参加を依頼すべく、関係機関と連携する。

○ ボランティア活動等の継続

支援期間を概ね1年としているが、対象者に目覚ましい改善が見られる場合には、プログラム終了後であっても、支援を継続する。また、活動実績や自立の意識や意欲が認められる者については、対象者の意向も把握したうえで、求職活動等を支援していく。

2 支援結果

○ 平成18年8月から実施し、12月までに2人が支援対象者。どちらも、小学生の見守りボランティア等の活動に継続的に参加中。

「和歌山県精神障害者退院促進支援事業」活用プログラムの実施手順

- ① 入院中の精神障害者数を把握し、このうち退院可能な精神障害者を選定する。
別紙1「計画表」の作成。

〈選定方法〉

- ①病状調査、要否意見書等により判断
- ②主治医、嘱託医との協議により、退院可能性のある者を支援対象者として選定



- ② 「和歌山県精神障害者退院促進支援事業」の活用を図る。
- ・保健所（担当課：障害保健福祉グループ）に相談する。
 - ・地域生活支援センターに相談する。[H19度は県内4カ所（下表参照）]

地域活動支援センター名称	事業実施者	担当圏域
○和歌山支援生活センター ○地域生活支援センター櫻	(福)一麦会 (医)宮本病院	和歌山市・海草
○紀の川・岩出生活支援センター	(福)一麦会	那賀・伊都
○紀南障害者地域生活支援センター	(福)やおき福祉会	西牟婁・東牟婁

※（有田・日高圏域は、H20年度より事業実施を目指す。）



- ③ 精神科病院・支援対象者・地域活動支援センター との調整を図り、同意を得る。



- ④ 「和歌山県精神障害者退院促進支援事業」の開始。
別紙2「記録表」を作成し、事業の経過を記録する。

生活保護精神障害者退院支援プログラム（島根県出雲市）

精神科病院・病棟に入院している被保護者のうち、在宅または施設生活等への移行可能な者に対する支援を実施するため、H19年度から精神保健福祉士等を雇用する事業所（事業委託）等と連携し支援を実施。併せて「精神障害者退院支援事業」を活用するプログラム（生活保護精神障害者退院支援プログラム）を策定し、福祉事務所としての支援内容等を明確にした。

○ 概要

支援事業については、対象者を選定した後、事業所の退院支援員（委託）による退院促進及び自立に向けた支援を「退院前訓練」、「退院先の確保・調整」、「退院後の生活・就労訓練」といった形で一定期間支援を実施していく。また、退院支援等に関する検討、評価等を実施するための「退院支援ネットワーク会議」を設置。

○ 支援内容

・対象者…原則、精神科に3ヵ月以上入院している者で、地域において受入条件が整えば退院が可能であると主治医が認め、かつ本人に退院・自立の意思のある者。

・ネットワーク会議…対象者の選定、対象者・家族等の意向確認、退院前・後の支援計画の作成、退院先の確保・調整、その他の退院支援等を行う。

（構成メンバー）医療機関、相談支援事業所、障害者福祉サービス事業所又は精神障害者社会復帰施設、保健所、関係行政機関、その他必要と認める者

・「退院前訓練」…支援計画に基づき、退院支援員を中心に、医療機関、家族等とも連携し、退院に向けた支援を実施。

・「退院先の確保・調整」…自宅、アパート、GH、施設等、退院支援員を中心に確保・調整を行う。

・「退院後の生活・就労訓練」…退院後、原則6ヶ月間、委託先の事業所の機能も活用しながら、生活・就労に関する訓練を実施。

○ 実施状況

・H19年4月から実施。12月段階で、支援対象者・参加者数16名、退院者5名（自宅1名、アパート等1名、GH1名、施設入所2名）

精神障害者退院支援プログラムの事例（竹原市）

竹原市では、精神科病院に入院している被保護者で、病状が安定しており、受入条件が整えば退院可能である者に対し、居宅生活への移行、又は、施設入所等を支援していくことにより、支援対象者の社会的自立を促進することを目的とし、個別支援プログラムを策定し支援を実施している。

1. 支援に関するプログラムを策定

○ 支援プログラムを策定

竹原市では、平成18年度策定の竹原市障害福祉計画において、地域での受け入れ条件が整えば、退院可能な精神障害者の地域生活への移行を推進する観点から、平成23年度末までの目標減少数値として10人が設定された。この計画を踏まえ、生活保護被保護者の退院可能減少目標値を次のとおり設定する。竹原市福祉事務所の把握する生活保護被保護者の退院可能精神障害者は6人となっており、平成23年度末までの目標減少数を5人と設定し、生活保護被保護者に係る退院支援プログラムを策定し、竹原市福祉保健課、広島県東広島地域事務所等関係機関と連携を図りつつ、精神障害者在宅生活支援プログラムの策定、平成18年度から実施している竹原市精神障害者就労支援プログラムと組み合わせ、平成24年度までに退院可能な精神障害者を解消することを目指す。

2. 支援の流れ

○ 支援対象者の選定

4月1日現在で精神科病院に入院している被保護者について、5月31日までに支援対象者台帳を作成する。台帳搭載者について、6月1日～11月31日の間に病状調査等及び嘱託医協議を行うとともに、支援対象者としての可否を判断する。支援対象者と判断された者については、精神障害者退院支援プログラム個人票を作成する。

○ 支援の内容

- ① 外泊訓練の支援
- ② 住宅の確保に関する支援
- ③ 施設入所の支援
- ④ 一時扶助の支給に関する支援
- ⑤ その他の必要事項

○ その他

居宅生活に移行する支援対象者に対しては、「精神障害者在宅支援プログラム」「精神障害者就労支援プログラム」への移行を検討する。

3. 支援の効果（H19.4.1～19.12.31）

（単位：人）

プログラム名	策定年月	支援対象者数	達成者数
竹原市精神障害者就労支援プログラム	18.9	6	4
竹原市精神障害者退院支援プログラム	19.10	1	1
竹原市在宅生活支援プログラム	19.10	0	0

善通寺市自立支援プログラム（稼働年齢者就労指導事業）概要

1 目的

就労意欲を有する者（以下「支援対象者」という。）に対して、就労支援員がきめ細やかな助言・指導をすることにより、支援対象者の経済的・社会的自立を促すことを目的とする。

2 概要

就労支援員が、支援対象者の意向を踏まえた上で就労指導を行い、支援対象者に求職活動をするよう促す。

3 対象者の選定

対象者の選定は、下記の基準で選定する。

- ① 就労について動機付けが行われ、ある程度就労意欲のある者。
- ② 現在就労しており、転職、増収を図る者も対象とする。
- ③ 就労しても「収入増廃止」に至らない可能性のある者も対象とする。
- ④ 傷病、障害など有する者であっても、就労意欲がある者については対象とする。
- ⑤ 就労意欲を有する者であれば、年齢は問わない。
- ⑥ 就労に伴う技能習得の意思がある者。

4 実施方法

（1）生活保護受給中の支援対象者について

ア 依頼の手順

- ① 担当CWは、被保護者にプログラムについて説明し、利用の合意を得る。
- ② 第1回目の就労支援員と支援対象者との面接により就労支援開始とする。

イ 事務処理

就労支援員は、就労支援プログラム経過記録（以下「経過記録」という。）を随時担当CWに報告する。

（2）生活保護新規開始の支援対象者について

就労支援において、タイミングをはずさないということは非常に重要である。

新規の支援対象者で、先に示した「3-対象者の選定①～⑥の要件」を満たす者に関しては、早い段階で就労支援プログラムを活用する必要がある。このため、生活保護開始決定後、すぐに就労支援プログラムの利用を検討する。

ただし、現在通院中の者等で就労阻害要因が考えられる者については、受療状況報告書等により稼働能力を把握した上で検討する。新規開始で就労支援を行う支援対象者については、保護継続の支援対象者と同じ手順（4-（1）参照）で支援していく。

また、必要に応じ支援対象者がハローワーク（公共職業安定所）等で求職活動を行う際や、企業面接を受ける際などに同行し、必要な支援を行う。

5 評価について

就労支援は、短期集中的な支援が有効であり、ある程度の期間を設定し、支援内容を評価する必要がある。当面3ヶ月を目安として設定する。

3ヶ月経過時、就労決定時、または、支援の継続・中止について判断が必要なとき、以下のように評価する。

① 就労に結びついた者

担当CWは、就労が決定した支援対象者については、ケース記録に記入し決裁をする。

② 就労意欲はあり求職中だが、就労に至らない者

担当CWは、課長・課長補佐・査察指導員及び就労支援員と協議し、支援を継続するか中断するかを決定する。支援継続の場合、さらに3ヶ月支援する。

③ 支援を打ち切る者

担当CWは、課長・課長補佐・査察指導員及び就労支援員と協議し、現段階では就労が困難と判断された者については、支援を打ち切る。

担当CWが再び動機付け等調整を行い、再度就労支援プログラムに組み込むことは可能とする。

このように支援後の結果の類型化を行うことによって、今後の検討材料にすることができる。

6 情報の共有化・支援力を高めるために

ケース診断会議等を利用して、検討会を実施し、就労につながった例、つながらなかった例を紹介、どういった支援対象者がうまくいき、どういった支援対象者がうまくいかなかったかを担当CWが把握することによって、今後の参考にすることができる。

担当CW、就労支援員より経過、就労につながったまたはそうでなかった要因等についてコメントする。それに対して質疑応答を行う。

検討会を定期的に行うことにより、就労支援事業に対し組織的に取り組むことができる。

【支援プログラム実践の重点課題】(愛媛県 宇和島市)

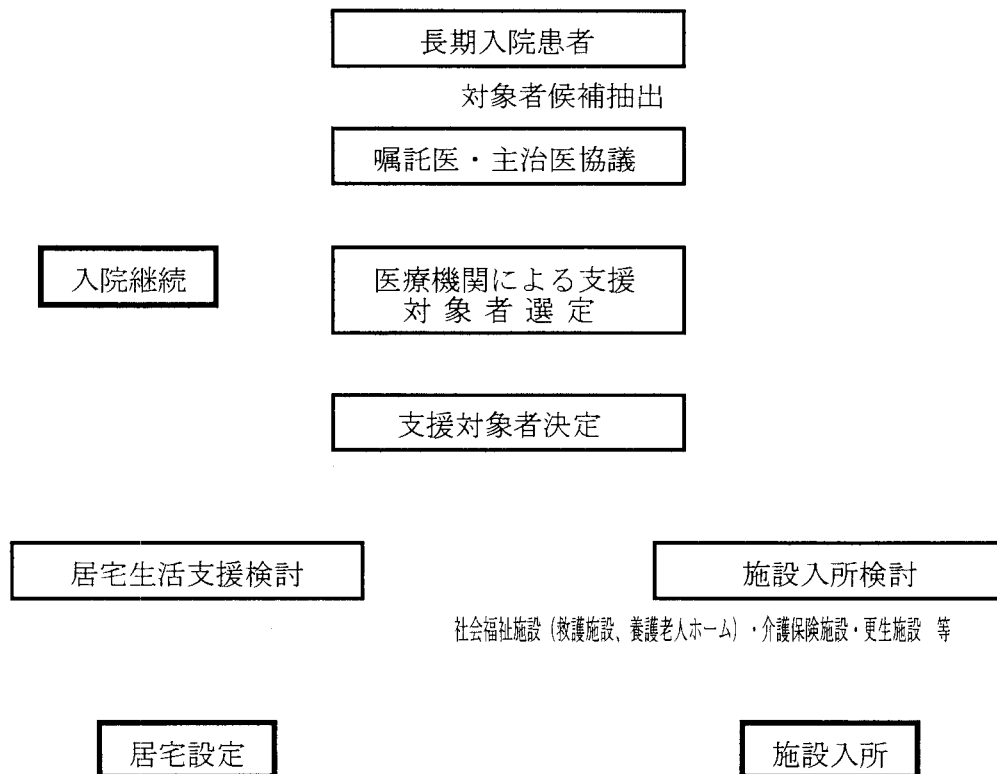
支援プログラム実践にあたっては、長期入院を余儀なくされた結果生じる長期入院患者の社会適応技術の低下や喪失を考慮して、次の内容に重点を置くものとする。

1. 被保護者（支援対象者）に対して
 - (1) 精神障害・老人福祉・介護保険に関する知識等もふまえたうえで、個別性を重視した専門的援助技術、他法他施策による支援
 - (2) 退院後の安定した生活の継続のための支援
 - (3) 上記1、2を可能とする地域ネットワークの構築
2. 福祉事務所の実施体制において
 - (1) 地域の特性を生かし、行政の潜在能力を十分活用する
 - (2) 事業の推進とともに担当CWの知識・技術などの向上を促す
 - (3) 他機関との連携

【期待できる効果】

1. 生活保護法の本来の目的である、生活保護受給者の自立の促進
※生活保護費のうち1/2以上が医療扶助費である点を鑑み
2. 退院促進による生活保護費（医療扶助費）の適正化
3. 長期入院者の地域生活移行による公的サービスのトータルコストの抑制
4. 福祉事務所と他関係機関とのソーシャル・サポート・ネットワークの構築
5. CWの資質向上

【退院支援プログラムチャート表】



○ 就労支援プログラムの事例(土佐市)

土佐市では、就労可能な者に対する支援を組織的に行うための取組として、平成19年度から福祉事務所に就労支援員を配置し、支援対象者に対して、これまでのケースワークでは補いきなかつたきめの細かい就労支援を実施。

1. 就労支援員の配置

○ 平成19年7月から、就労支援員1名を嘱託職員として配置し、ケースワーカーと連携して就労支援を実施。

2. 就労支援の流れ

○ 支援対象者の選定及び支援の実施

査察指導員、地区担当員、就労支援員が協議の上、支援対象者を選定する。また支援の内容については、地区担当員と就労支援員が協議の上、所長の承認を受け実施する。

○ 就労支援員による支援

①毎日、ハローワークインターネット求人の検索し、該当求人があれば、その都度、地区担当に持参してもらったり、本人に電話連絡等で情報提供をする。 ②毎月曜日、ハローワークにて求人検索、支援対象者との同行。ハローワーク求人情報、求人雑誌等情報を整理。 ③すぐに就職できそうな支援対象者については、ハローワーク等に同行したり、積極的に紹介状をもらうまで支援する。 ④月2回土佐市内の求人調査。 ⑤必要に応じて求職活動（服装、心構え、履歴書の書き方、模擬面接等）支援を行う。 ⑥なかなか就職に至らない（労働意欲に乏しい等）支援者については、面談の上、週1回（1～2時間程度）その人にあつた指導、支援を実施する。 ⑦セミナー、ハローワーク早期就職支援センター、ジョブカフェこうち、シルバー人材センター等の情報提供及び案内。

3. 就労支援の効果

	支援対象者	延べ支援件数	就労開始件数	保護廃止世帯数	収入増加世帯数
平成19年 7月	4	4	0	0	0
平成19年 8月	9	12	0	0	0
平成19年 9月	14	31	1	0	1
平成19年10月	15	35	4	0	4
平成19年11月	14	27	1	0	1
平成19年12月	12	19	1	0	1
計	68	128	7	0	7

○ 健康管理個別援助プログラムの事例（久留米市）

久留米市では、糖尿病、高血圧症、高脂血症（以下、「生活習慣病」という。）に罹患する被保護者に対し、病状・体調に応じた適切な助言・指導を行うなど、個別の健康管理に関する支援を行い、生活習慣の改善を通じた健康面での自立を促すことを目的とする。

1. 市健康医療課（保健師）との連携及び「財団法人久留米市総合管理公社」への業務委託

- 市健康医療課（保健師）に個別の支援計画の策定を依頼。
- 業務受託した「財団法人久留米市総合管理公社」に所属する保健師が、その計画に基づき保健指導を実施する。
- 平成18年度事業開始。平成20年度では特定健診・保健指導と連携することになる。

2. 支援決定の流れ

- 支援候補者の選定
地区担当者は、訪問活動を通じた本人の様子、医療要否意見書、レセプト等により治療内容を確認し、嘱託医と協議の上、特に生活習慣が不規則と思われる者を抽出し、ケース検討会において支援候補者を選定する。
- 支援対象者の決定
支援候補者の中から、市健康医療課及び財団法人久留米市総合管理公社の保健師が、本事業への参加により効果を見込める者を選定した中で、本人の同意がとれた者を支援対象者とする。

3. 支援効果

	参加者数	達成者数
H18年度	15	6
H19年12月まで	20	15

精神障害者退院支援プログラム（佐賀市）

佐賀市では、平成19年度から精神科病院等関係機関と連携を図り、精神科病院に入院している者で、病状が安定しており、受入条件が整えば退院可能である者に対し、施設入所、または、退院訓練を行う等、在宅生活への移行を支援していくことにより、支援対象者の社会的自立を促している。

1 生活保護精神障害者退院推進員の配置

平成19年度から福祉事務所に退院推進員1名を配置し、退院支援を実施。

2 支援対象者

精神科病院に入院している者で、病状が安定しており、受入れ条件が整えば退院可能である者。

3 退院支援の方法

(1) 福祉事務所側の支援対象者選定

福祉事務所の退院推進員は、担当CWと協議を行い、精神障害者退院支援プログラム協議書を作成し、所内ケース検討会議等により支援対象者候補を選定する。

(2) 精神科病院側の支援対象者選定

退院推進員は、入院先の主治医など精神科病院側に、退院が可能であるかの判断を依頼する。

(3) 支援対象者の決定

(1)、(2)の結果を受け福祉事務所は、支援対象者を決定し、今後の支援方針を次のうちから決定する。

- ① 入院継続とする。
- ② 施設入所に向けて支援する。
- ③ 在宅生活に向けて支援する。

(4) 関係機関会議の開催、支援の実施

今後の支援方針が(3)の②・③に決定した支援者に対する支援目標、及び具体的な支援方針を決定するため、関係機関（福祉事務所、医療機関、健康福祉センター、家族・親戚、その他の機関）会議を開催し、関係機関の支援方針・内容を明確にしながらか支援を実施していく。

4 退院支援の効果

平成19年12月末現在

支援対象者数	退院世帯数	保護廃止世帯数	施設入所世帯数	居宅復帰世帯数
13	10	0	1	9

○ 勤労意欲助長事業プログラムの事例（長崎県佐世保市）

佐世保市では、稼働能力がありながら稼働していない者の勤労意欲の助長及び稼働能力の活用促進を目的とした職場適応訓練を、民間企業等の協力事業所に対して委託し、実施している。

1. 事業への取組

○昭和62年10月より事業開始。

○平成17年度より自立支援プログラム（就労支援プログラム）として、事業継続。

2. 協力事業所（訓練概要）

○佐世保市交通局車両清掃組合（バス車両清掃見習）、養護老人施設・グループホーム等（施設内清掃、洗濯）、事務所等清掃事業所（清掃）、鉄工所（作業補助）

3. 訓練期間

○被保護者の職歴・健康状態等を勘案し原則として6ヶ月。

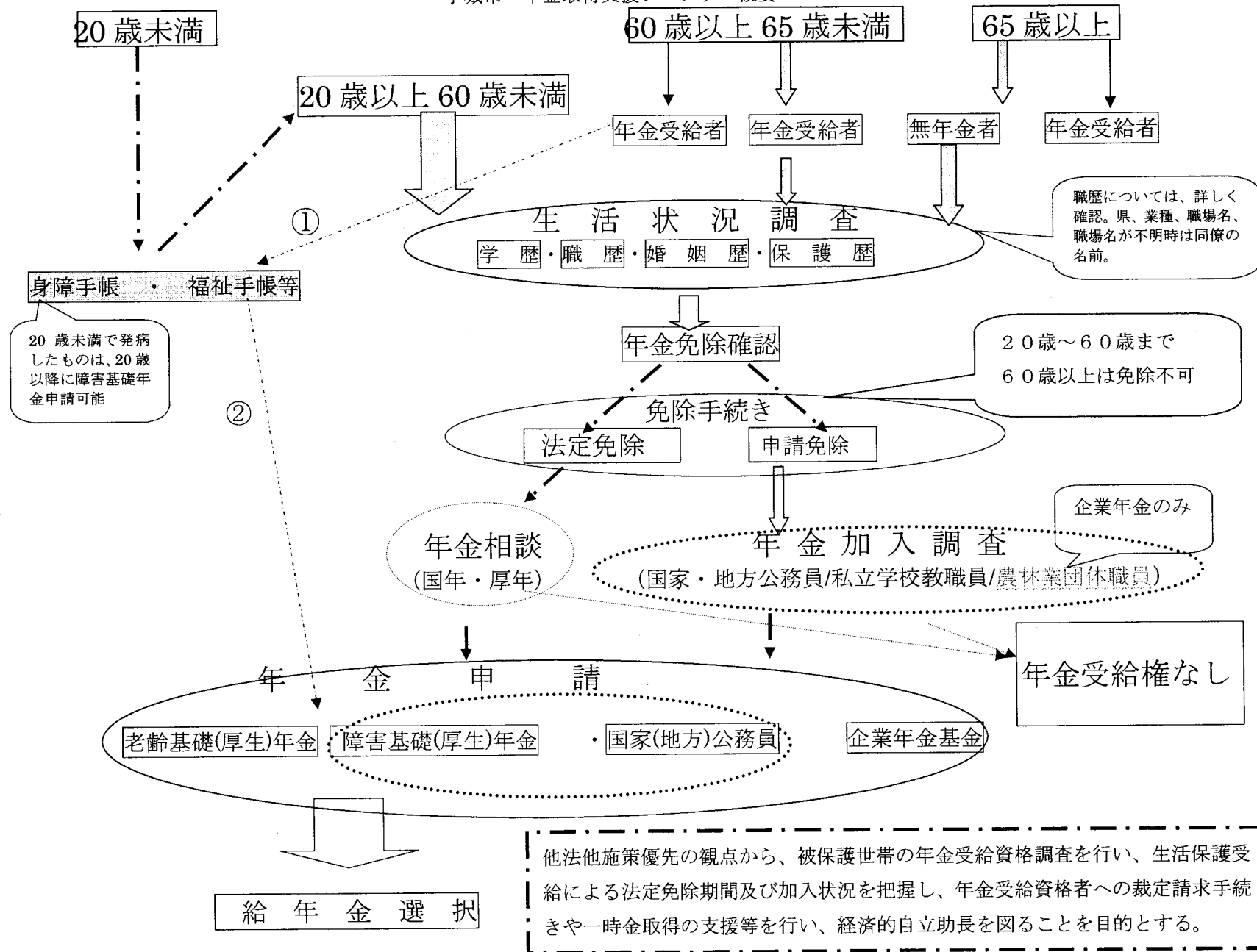
○事業目的を達成するため必要と認められた場合は、訓練期間を延長することができる。

4. 職場適応訓練の効果

	訓練者数	就労開始者数
平成16年度	5	3
平成17年度	10	4
平成18年度	10	3
平成19年度	4	0

※平成19年度は、19年12月末現在。就労開始者数の一部には、訓練年度終了後の就労開始者を含む。

宇城市 年金取得支援プログラム概要



自立支援プログラム実施要綱の送付について（大分県）

福祉事務所名	自立支援プログラムの名称	施行期日
県日出地域福祉室	日出地域福祉室における就労支援プログラム実施要領	19. 12. 02
別府市福祉事務所	精神障がい者退院促進支援事業実施要領	19. 09. 01
中津市社会福祉課	中津市就労支援プログラム実施要領	19. 12. 01
日田市福祉事務所	母子寡婦の方に対する就労支援プログラム実施要綱	19. 05. 01
日田市福祉事務所	多重債務者のための個別支援プログラム実施要綱	19. 04. 01
佐伯市福祉事務所	福祉事務所における就労支援プログラム実施要領	19. 04. 01
豊後大野市福祉事務所	福祉事務所における就労支援プログラム実施要領	19. 10. 18
由布市福祉事務所	ひきこもり・不登校児童生徒支援プログラム実施要領	19. 03. 01
由布市福祉事務所	精神障害者自立支援プログラム実施要領	19. 03. 01
国東市福祉事務所	中高年者就労支援プログラム実施要領	19. 05. 01

◎県が選定した「特に先駆的・積極的に取り組んでいるプログラム」について

「母子寡婦の方に対する就労支援プログラム」（日田市福祉事務所）

- ・日田市内の社会福祉法人しらゆり会が設置運営する「母子福祉就労支援センター」との連携により、母子世帯の母の就労支援を実施している。
- ・母子寡婦の方々の就労の場を提供する専用施設は、県内でもここしかなく、日田市はこうした地域の社会資源を有効に活用するかたちで母子世帯の母に対する就労支援プログラムを19年5月からスタートさせた。
- ・就労意欲のある概ね65歳以下の方を対象に、「母子福祉就労支援センター」が受注した金具の加工選別、木工加工等の作業に従事することから就労を開始して、「生活保護受給者等就労支援事業」活用プログラムによる支援に移行した方がより効果的と判断した支援対象者を同プログラムに移行させる仕組み。
- ・5月～12月までの間に3名を本プログラムで支援、このうち2名が就労を果たしている。

東臼杵福祉事務所就労支援プログラム

1 (目的)

このプログラムは、本人の自助を基本として、福祉事務所、ハローワーク等の関係機関が連携して就労に関する支援を行い、本人が、可能な限り就労による自立・生活の向上を実現することを目的とする。

2 (プログラム推進者及びワークグループ)

当プログラムの推進者として、地域福祉担当リーダーが就労支援コーディネーターとなり、またハローワークとの連携、協議を目的としたワークグループを設置する。

3 (プログラム支援対象者)

稼働年齢層（15歳～64歳）にある者で、就労意欲及び稼働能力を有し、就労または就労の拡張により自立助長の蓋然性が高い者で、就労支援コーディネーターが、担当ケースワーカーと協議し、プログラム支援対象者として別紙1の支援対象者総括表に登載した者とする。

なおこの総括表は、支援対象者の変動により随時追加、削除を行うものとする。

4 (指導・支援内容)

就労指導・支援は、地域における雇用情勢に配慮しつつ、就労支援コーディネーターと担当ケースワーカーが連携して局第9-2-(1)及び平成18年3月30日付け厚生労働省社会・援護局保護課長発出「生活保護行政を適正に運営するための手引について（以下、「適正運営手引」という。）」ほかにより、次のとおり実施する。

(1) 就労指導・支援対象者名簿作成

就労支援コーディネーターは、稼働年齢層にある者の医療要否意見書、生活歴や家族構成、雇用情勢等を総合的に勘案し、担当ケースワーカーと協議して、各被保護者の稼働能力及び就労阻害要因を分析・分類し、支援対象者総括表を作成する。

(2) 稼働能力活用分析の状況

総括表に登載された支援対象者に対して就労支援コーディネーターが担当ケースワーカーに同行して実地面接調査を行い、稼働能力活用状況を確認する。

なお、失職や減収を理由とする新規保護開始者に対しては、早期に効果的な就労支援を図る必要性があることから、早期に就労支援コーディネーター同伴による面接を実施し名簿登載の可否を検討する。

(3) 就労・求職状況管理台帳

就労支援コーディネーターは、支援対象者の就労、求職状況の把握のために、様式2の「就労・求職状況管理台帳」を整備する。

(4) 生活保護就労支援事業による支援

支援対象者の内、就労意欲があり稼働能力活用が期待される者に対して同事業の内容を説明して様式3の同意書の提出を受け、様式4の個人票を作成する。

個人票は別に定めるワークグループ内で活用を図り、支援対象者の自立に資する支援事業や求職に要する移送費やその他の費用の支給を検討する。

5 事業の評価、見直し

就労支援コーディネーターは、適時、支援対象者名簿、個人票、管理台帳を検証しプログラムの進捗状況を管理、評価しケースワーカーに対して的確な指示を行うものとする。

ケースワーカーにおいても自主的に検証を行い、指示等と併せて的確なプログラムの見直しを行うものとする。

○ 精神障害者退院促進支援プログラムの事例(沖縄県北部福祉保健所)

北部福祉保健所では、平成18年10月からセフティネット支援対策等事業費補助金を活用し、モデル事業として「北部福祉保健所精神障害者退院促進事業」を実施した。

1. 事業の目的

- 北部福祉保健所において生活保護を受給している者であって、精神病院(以下、「病院」という。)に入院している精神障害者のうち、症状が安定しており、受入条件が整えば退院可能である者に対し、活動の場を広げ、在宅又は施設における生活(以下、「地域生活」という。)を営むための訓練(以下、「生活訓練」という。)を行うことにより、精神障害者の社会的自立を促進することを目的とする。

2. 事業の実施主体

- 本事業の実施主体は、北部福祉保健所とする。
 たたし、本事業の一部を精神障害者地域生活支援センター又はこれに準ずる者(以下、「センター等」という。)に委託して実施。
 支援員1名を委託先で委嘱している。

3. 退院支援の方法

- 支援対象者の選定
 病院長に対し、本人の事業利用の承諾の意思のある「地域生活促進支援事業利用申込書」及び「推薦書」を提出させ、対象者を選定。
- 生活訓練の実施
 支援員は、当該利用者が生活訓練を実施するにあたり、必要に応じて次に掲げる業務を行う。
- ア 開始時における利用者への生活訓練内容の説明及び対象者との信頼関係構築。
 - イ 当該利用者が入院している病院から当該協力施設等までの同行支援。
 - ウ 当該利用者の生活訓練中の状況確認及び必要な支援。
 - エ 支援に必要な情報の収集及び協議会への提供。
 - オ その他当該利用者が安定的に生活訓練するために必要な支援、関係機関等との調整その他地域生活計画の実施に必要な業務。

4. 退院支援の効果

- 当該事業利用して退院した社会的入院患者

	対象者	支援員	退院した者			備 考
			自宅	アパート	施設	
平成18年度	4	1				実施期間 18年10月1日～20年3月31日
平成19年度	8	1	1	1	1	20年2月8日現在

仙台市における就労自立の支援に関する個別支援プログラム

就労自立の支援に関する個別支援プログラムの対象

「就労自立の支援に関する個別支援プログラム」の対象

- ①義務教育を修了した60歳未満の者のうち、稼働能力がありながら就労していない者
- ②現在稼働しているが、稼働能力の活用が不十分で、転職等により増収が望める者

プログラムメニューの概要

プログラムメニューは大きく分けて以下の4つに分類されます。

①求職活動の準備に関する支援

対象：稼働能力を有するが、保育に欠ける、求職活動の方法が分からない等の事由により、ただちに求職活動を行わせることが適当ではないと実施機関が判断した者。

目標：子育て支援等の諸制度の活用、就労支援に関する各種セミナーの受講等により、求職活動を行うための体制を整える。

メニュー例：ハローワークの利用方法の説明、就職支援セミナー受講、子育て支援策（一時保育等）の活用

②求職活動に関する支援

対象：求職活動を行わせる必要があると実施機関が判断した者。

目標：継続的かつ積極的な求職活動を行い、早期の就労・増収につなげる。

メニュー例：ハローワークの利用、ジョブカフェ等の利用

③技能修得に関する支援

対象：若年者や母子世帯の母等、就労に必要な技能、資格等がないために未就労である者のうち、これらの修得により就労に結びつくと考えられる者。

目標：就職に役立つ技能・資格の修得により、就労・増収につなげる。

メニュー例：ハローワークにおける公共職業訓練の受講、生業扶助の活用による民間の教育訓練講座の受講

④その他実施機関が必要と認める支援

対象：上記①～③のメニュー以外の支援を行う必要があると実施機関が判断した者

目標：求職活動を行うために必要な条件を整備することにより、就労につなげる。

メニュー例：管内の社会資源の活用。関係機関との連携・協力。

対象ケースの選定からプログラム開始までの流れ

就労阻害要因の把握



台帳

自立支援
検討表



稼働年齢層の者の稼働能力の有無について、本人との面談、病状調査等により把握し、稼働能力を有すると認められる者について台帳に登載するとともに、それぞれの就労阻害要因（保育・能力・資格・外見等）の洗い出しを行う。

参考 就労・求職状況管理台帳登載者等調べ（18.3.1現在）

稼働年齢層にある者を、就労可能と判断した者、就労指導の前に必要な指導援助を行うべきと判断した者、就労困難な者、就労の可否を把握していない者に分類。台帳に登載する対象となるのは、就労可能な者のうち、稼働能力活用不十分と判断し転職・増収指導を行う者及び就労していない者となる。

選定



自立支援
検討表



台帳登載者のうち、特に就労阻害要因のない者は「生活保護受給者等就労支援事業」活用プログラムの対象とする。それ以外の者については、前述①～④のうち該当するプログラムメニューを選定し、自立支援検討表に記載する。

協議



自立支援
検討表



上記選定結果について、課長、査察指導員（必要に応じて「生活保護受給者等就労支援事業」における「福祉事務所担当コーディネーター」と協議。就労阻害要因の把握がなされているか、選定が妥当か等について確認の上、支援方針を策定する。

説明・同意



自立計画書



被保護者に対して、自立支援プログラムについての説明、本人の希望職種や条件等の聞き取り、具体的な目標設定を行い、プログラム参加への同意を得る。

プログラム開始



台帳



選択したプログラムメニューの実行。あらかじめ設定した期間ごとに活動状況について報告を求める。求職活動を行わせることとした被保護者については、従来同様「求職活動状況申告書」の提出を求める。

評価・見直し



自立計画書

プログラムメニューごとに活動状況の評価を行う。就労を実現した者、取組状況が不十分で目標達成できない者、他プログラムへの移行が必要と考えられる者等について、プログラムの終了・変更・継続を検討する

○ 就労支援プログラムの事例(横浜市)

横浜市では、就労可能な者に対する支援を組織的に行うための取組みとして、平成12年度に「就労支援のてびき」を作成し、平成14年度から福祉事務所に就労支援員を配置し、就労支援を実施している。また、平成18年2月から無料職業紹介事業を実施。

1. 自立支援プログラムのてびき作成

- 平成12年度から、各福祉事務所における就労支援の実施例を集約した「就労支援のてびき」を作成し、組織的に就労支援を実施。
- 平成17年10月、「就労支援のてびき」を「自立支援プログラムのてびき」と改訂し、就労支援の取組みを自立支援プログラムとして整理。

2. 就労支援員の配置

- 平成14年度から15年度、中区において就労支援員2名を配置しモデル事業を実施
- 平成16年度から、就労支援員9名を福祉事務所に配置し全区で就労支援事業を実施
- 平成17年度から、全福祉事務所(18カ所)に就労支援員22名(平成18年度からは25名)を配置し就労支援事業を実施。

3. 就労支援

- 就労支援検討会の設置
幹部職員、査察指導員、ケースワーカー等で構成する就労支援検討会を福祉事務所に設置し、就労可能な生活保護受給者に対する就労支援の方法、支援の内容、就労支援継続の可否を決定
- 就労支援員による支援
就労支援員は、就労支援検討会の決定に基づき、求職情報の収集・提供、求職活動(服装、心構え、履歴書の書き方、面接の受け方等)支援、ハローワークや企業面接への同行支援等を実施
- 無料職業紹介事業の実施
専門業者に委託し求職活動を行っている生活保護受給者の職歴能力等にあう求人開拓を行い、生活保護受給者と求人を就労支援員がマッチング

4. 就労支援の効果

	就労支援員数	支援対象者数	就労開始者数	保護廃止世帯数	収入増加世帯数
平成14年度	2	81	41	11	30
平成15年度	2	75	52	8	44
平成16年度	9	928	594	159	435
平成17年度	22	1,871	1,015	260	755
平成18年度	25	2,293	1,415	343	1,072

母子世帯の就労に係る個別支援プログラム

1. 目的

母子世帯は年々増加傾向にあるが、その生活状況及び就労状況には大変厳しいものがある。また就労経験が乏しい若年の母子世帯も増加しているため、母親に対する就労を支援し、社会的な自立を図ることを目的とする。

2. 対象者

主に児童扶養手当を受給し、就労阻害要件のない母子世帯とする。

3. 支援例

- ア) 地区担当員、査察指導員、自立支援相談員により進路相談、就労相談、就労意欲の喚起を行う。それぞれの母子世帯の生活環境にみあう就労形態を助言指導する。
- イ) サンライブ（川崎市母子福祉センター）の無料職業紹介所への参加を促す。
- ウ) 母子家庭の方のためのパソコン技能習得講座の活用を図る。
- エ) 川崎市就職活動基礎セミナー・就業支援セミナー及び無料職業紹介所への参加を促す。
- オ) 自立支援教育訓練給付金事業（指定の教育訓練講座を受講する場合の受講料の4割給付事業）の活用を図る。
- カ) 高等技能訓練促進事業についても、資格取得対象者があれば活用を促す。
- キ) 職業安定所による「マザーズハローワーク横浜」（職業相談・仕事と子育ての両立）の活用を促す。
- ク) 地域子育て支援センター（子育て相談・育児相談・情報提供・子育て交流）の活用を促す。
- ケ) ひとり親家庭等日常生活支援事業の活用を図る。

4. プログラムの実施期間

3ヶ月を基本とする。

5. プログラムの実施方法

- (1) 地区担当はこのプログラムへの参加が適当と考えられる被保護者について「自立支援プログラム個別表」を作成し、査察指導員に報告する。
- (2) 査察指導員は地区担当員から報告を受けた被保護者についてプログラムの内容を審査し、決定する。
- (3) 被保護者に対してプログラム参加決定したことを報告し、実施時期を決める。
- (4) プログラム実施期間中に時期を決めて進捗状況を確認し、内容について検討する。
- (5) 実施期間満了時にプログラムの進捗状況により、内容変更、延期、中止、終了等を検討する。

○ 就労支援プログラムの事例（名古屋市）

名古屋市では、稼働能力を有する者に対する支援を組織的に行うための取組として、平成17年度から福祉事務所に就労支援員を配置し、就労支援を実施している。

1. 就労支援員の配置

- 平成17年度から、市内2福祉事務所に各1名ずつ、2名の就労支援員を配置し、モデル実施
- 平成18年度から、市内全16福祉事務所に各1名ずつ、計16名の就労支援員を配置し、就労支援を実施

2. 就労支援の流れ

- 支援方針会議の実施
 査察指導員、ケースワーカー、就労支援員で構成する支援方針会議を随時実施し、就労支援プログラムの対象者を選定
- 支援
 就労支援員は、支援方針会議で選定された対象者に対し、求人情報の提供、求職スキル（履歴書の書き方、面接技法等）の支援、ハローワークへの同行等の支援を実施

 就労支援員は、対象者の希望や状況に応じ、生活保護受給者等就労支援事業や母子家庭の母等の職業的自立促進事業を活用し、効果的な支援を実施
- アフターフォロー
 対象者の就労実現後も、必要に応じアフターフォローを行い、就労定着のための支援を実施

3. 就労支援の効果

	就労支援員数	支援対象者数	就労開始者数	保護廃止者数
平成17年度	2	145	42	13
平成18年度	16	749	338	72

京都市における「就労支援員派遣事業」

1 就労支援員の配置

平成13年度から、ハローワークのOB等の雇用に関する専門的知識を有する者を2名嘱託雇用し、4箇所の福祉事務所において支援を開始。

平成19年度においては、1名の増員を行い、3名体制にて計7箇所の福祉事務所において支援を行っている。

2 就労支援の流れ

○ 支援対象者の選定

稼働年齢等にあり、就労可能な状態にある被保護者等のうち、就労意欲が低く意欲喚起の必要な者等の福祉的視点での支援が必要な者を中心として、対象者の選定を行う。

○ 就労支援員による支援

就労支援員は、専門的知識に基づき、求職活動に関する（服装、心構え、履歴書の書き方、面接の受け方等）技術面での助言及び援助を行う。また、就労意欲が低い者については、CWとの密接な連携のもと、必要に応じて指導的性格を伴った就労支援を実施。

3 就労支援員による支援効果（平成15年度～）

（1）年度別支援効果

	支援対象者（A）	就職者（B）	B/A
平成15年度	235名	86名（うち廃止14名）	36.6%
平成16年度	181名	112名（うち廃止20名）	61.9%
平成17年度	154名	99名（うち廃止10名）	64.3%
平成18年度	168名	105名（うち廃止10名）	62.5%
平成19年度 （4月～12月）	224名	84名（うち廃止5名）	37.5%

（2）その他

経験年数の少ないCW等にとっては、就労支援員による具体的な支援方法をその場で見学することによって、資質向上に繋がっている面もある。

被保護者の自立を支援する事業（平成 19 年度）

（1）就業自立を支援する事業

① 被保護者就労支援事業（平成 17 年 4 月より実施）

就職に関する知識を有する職安OB等の就労支援員（非常勤嘱託）を全区に配置し、被保護者の就労に関する相談、ハローワークへの同行等を行い、就労自立を促進する。

無料職業紹介の実施、助成金の取扱いに加え、平成 19 年度から求人開拓員による指名求人を実施している。

② 被保護者就職支援事業（平成 17 年 7 月より実施）

職業紹介事業の許可を受け、再就職支援業を行っている民間事業者に成功報酬を支払い、被保護者の就職に係る支援・決定・定着までを総合的に委託する。

③ 区における就労支援強化事業（平成 17 年 6 月より実施）

稼働年齢層の就業意欲の向上と就業自立を促進するための事業を各区において企画・立案の上実施する。事業例としては、各種セミナー、就職フェア等の開催、携帯電話・就職面接服の貸し出し事業等。

④ キャリアカウンセラー派遣事業（平成 17 年 10 月より実施）

稼働年齢層の就業意欲の向上と自立の助長を図るため、職業選択等の専門家であるキャリアカウンセラーを保健福祉センターへ派遣し、カウンセリングを実施する。

平成 19 年度においては就業体験を組み合わせるなど、就業意欲の向上に向けた取り組みを強化している。

⑤ 被保護者自立意欲喚起事業（平成 17 年 12 月より実施）

被保護者が抱える複雑で多様な悩みや相談について、精神保健福祉士等による専門的な相談活動を行い、悩みの解決をはかる支援を行う。

（2）就労支援プログラム活用検討会議（稼働能力判定会議）の設置（平成 19 年度）

稼働年齢層の就業支援を客観的・組織的に行うため、多方面の専門分野からの視点を加えた検討を行うとともに支援の取り組み状況について適正な評価を行い、一人ひとりの支援対象者に対するより良い支援を検討し、自立につなげる。

○堺市就労支援相談員活用プログラム（堺市被保護者就労促進事業）

堺市では平成15年度より、就労支援に関する専門知識及び経験を有する就労支援相談員（ハローワークOB）を各区保健福祉総合センター生活援護課内に配置し、稼働能力を有する被保護者への就労支援を行い、被保護者の自立助長及び就労促進を図っている。

また、生活保護受給者等就労支援事業のナビゲーター、コーディネーターとケース情報の交換、連携を図り、より効率的な就労支援を行っている。（現在 6名の就労支援相談員を配置）

就労支援相談員の役割

- (1) 求人情報の収集及び雇用情勢の分析。
- (2) インターネットサービスの活用や公共職業安定所等関係機関と連絡調整し、就労情報の提供を図る。
- (3) 就職スキルの低い被保護者に対し、履歴書の書き方や面接の受け方等の指導を行う。
- (4) 生活保護担当CWの就労指導に協力する。
- (5) 生活保護担当CWが行う被保護者との面接の同席、あるいは家庭訪問調査時の同行。
- (6) 被保護者が公共職業安定所において求職する際に、必要に応じて生活保護担当CWに同行し、助言及び指導を行う。
- (7) 面接記録票等資料の整備を行う。

就労支援相談員による支援効果

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度※上半期	計
支援対象者数	303	203	291	304	183	1,284
就労開始者数	63	92	108	143	74	480
(再掲)常勤勤務者数	5	11	21	36	15	88
(再掲)保護廃止件数	7	16	12	26	10	71

(※平成19年4月～9月末実績)

要保護者債務整理支援プログラム実施要綱（神戸市）

1 目的

多重債務を抱える要保護者の状況を把握し、専門相談機関へつなぐとともに債務整理を支援し、多重債務から起こる生活問題の解決を図る。よって、最低生活の保障と自立の助長に寄与することを目的とする。

2 支援の対象者

返済が不能又は困難な債務（連帯保証を含む）を抱え、そのために生活費の恒常的な不足等が生じることにより、最低限度の健康で文化的な生活が維持できなくなっている要保護者。

3 事務の流れ

（1）支援対象予定者検討

返済が不能又は困難な債務（連帯保証を含む）を抱え、そのために生活費の恒常的な不足等が生じることにより、最低限度の健康で文化的な生活が維持できなくなっている要保護者の中から対象者を選定する。

（2）状況把握

要保護者が多重債務を抱え、支援を要すると認められるとき、面接員又は地区担当員は、「質問票」により要保護者の債務の状況を把握する。

（3）支援対象者の選定協議

地区担当員は、把握された対象者の状況により、債務整理支援を行うかどうかを査察指導員と協議を行う。その際には、「ケース診断票」を供覧する。

※要支援状況であっても、対象者の意思又は福祉事務所の状況により支援を行わないもしくは保留することがある。その際は、相談を終結し、「ケース診断票」を供覧する。

（4）対象者名簿の作成

査察指導員は、選定協議が行われた支援対象者を「対象者名簿」に記載し、その診断結果を記載する。支援対象者に選定された者については、ケース診断票の供覧があった際に、支援結果について記載する。

（5）専門相談機関の紹介

地区担当員は、支援対象者に対して、個々の相談内容に応じた解決方法を助言し専門相談機関を紹介する。

※相談の段階で、「債権者一覧」を作成していると手続きがスムーズになる。

（6）債務整理に関する援助

地区担当員は、支援対象者の債務整理状況を随時把握するとともに、支援対象者が債務整理を継続できるように、必要に応じて援助を行う。その状況については、「ケース診断票」に記入する。

（7）債務整理支援の終結

債務整理が完了したとき、債務整理を継続できなくなったとき等、プログラムを終結する。その際、「ケース診断票」「対象者名簿」を供覧する。

（8）事後処理（アフターフォロー）

債務整理支援が終了した後も、必要に応じ金銭管理の助言指導や返還された過払い分収入認定等保護の変更決定等を行う。

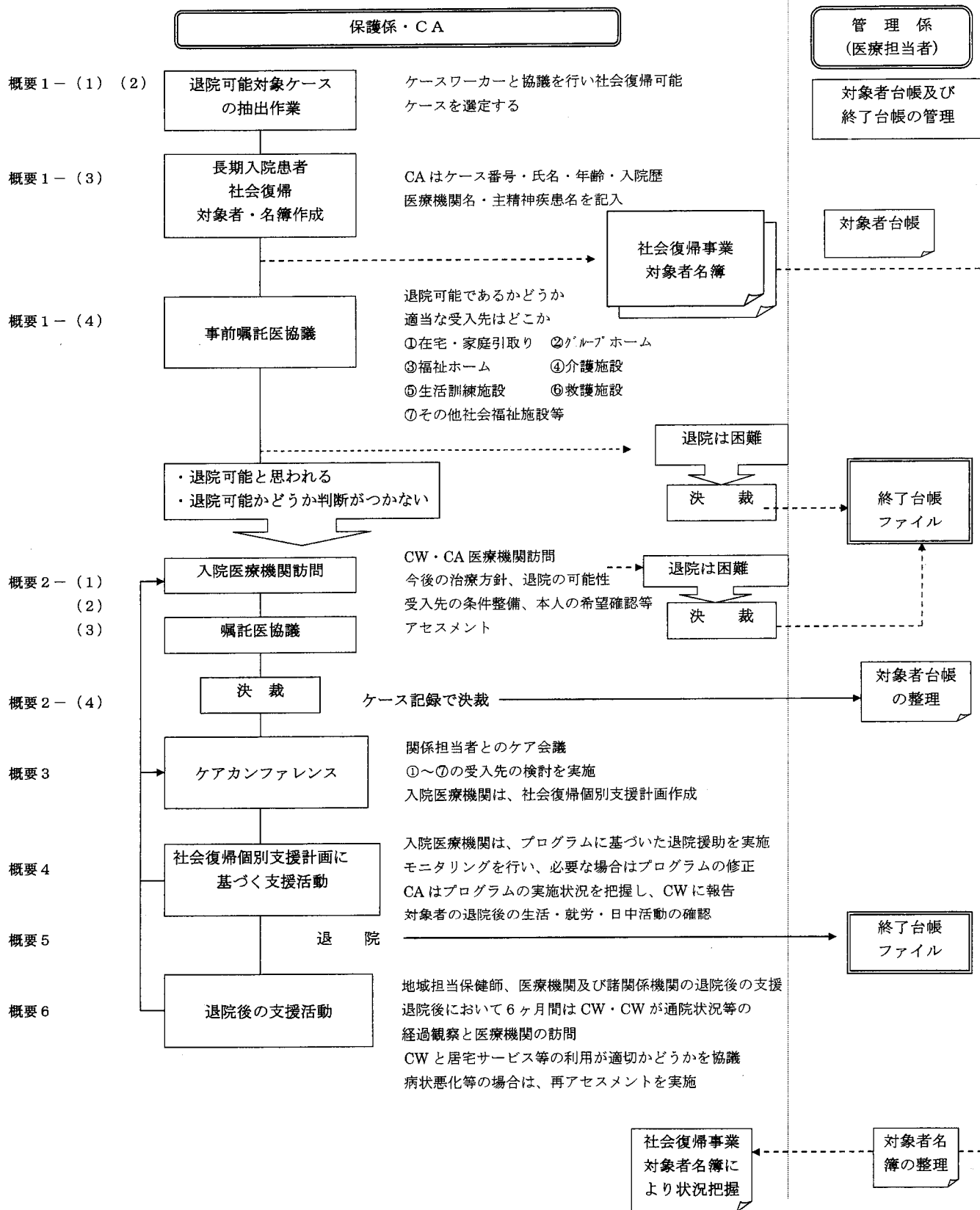
附則 この要綱は、平成 19 年 10 月 22 日より施行する。

精神障害による入院患者の社会復帰事業フローチャート（北九州市）

1 目的 精神保健福祉施策と連携しながら、組織的に生活保護受給者の長期入院患者の退院及び社会復帰を推進することを目的とする。

2 対象 精神科病院に原則として6か月以上入院している者で、主治医が退院可能と認め、かつ本人が退院を希望する被保護者。

3 実施方法

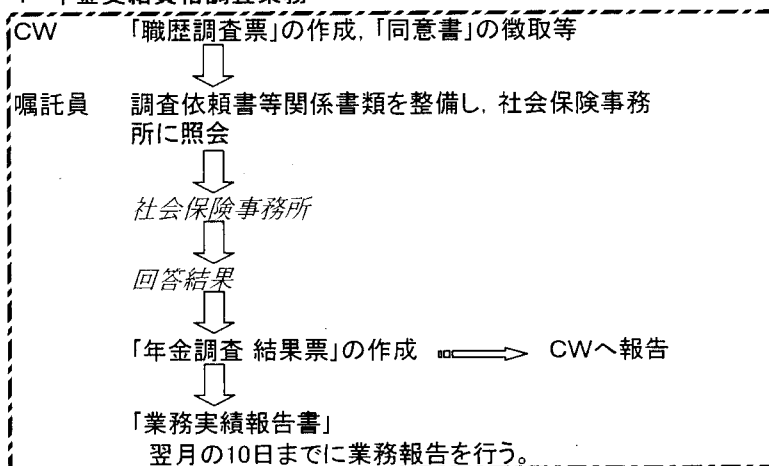


年金調査支援プログラム(福岡市)

☆ 保健福祉局保護課に社会保険庁の業務経験者を嘱託職員として配置し、当該嘱託職員が各福祉事務所を巡回し、CWと連携しながら被保護者の年金受給資格調査等を行う。

〔業務内容〕

1 年金受給資格調査業務



※ 調査対象者の優先順位

- ① 早急に調査を要するもの
新規ケースや前年度の年金受給資格一斉調査事業により継続調査中となっているもの等早急に調査を要するもの
- ② 老齢給付関係
60歳以上の者
- ③ 障害給付関係
20歳以上の者で、身障者(身障1級～4級)及び長期入院患者等
- ④ 遺族給付関係
18歳未満(1級又は2級の障害にある者は20歳未満)の子と生計を同じくしている死別母子世帯, 18歳未満(1級又は2級の障害にある者は20歳未満)の遺児世帯, 寡婦世帯及びその他肉親を亡くした世帯等
- ⑤ その他のケース

2 年金関係相談業務

- ・ 地区担当員からの年金関係の相談に応じる。
- ・ 必要に応じ、被保護者からの年金相談に対応し、助言・援助を行う。

3 年金についての研修

- ・ 1年目のCW向けに年金についての基礎研修を実施。
- ・ 必要に応じ、2年目以上のCW向けに年金についての研修を実施。

長期入院患者退院促進プログラム実施要領（旭川市）

第1 目的

この実施要領は、自立支援プログラムに係る策定及び実施方針に基づき、退院可能な長期入院患者の社会復帰を図る自立支援プログラムの実施に必要な事項を定めるものとし、被保護者の社会的自立の促進を目的とする。

第2 名称

この実施要領で行う自立支援プログラムの名称を、長期入院患者退院促進プログラム（以下「プログラム」という。）とする。

第3 内容

このプログラムで行う内容（以下「支援メニュー」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 退院後の生活の場（居宅又は施設等）の確保
- (2) 退院訓練
- (3) 日常生活を送るための諸準備
- (4) 社会復帰に必要な他法他施策の活用

第4 実施方法

プログラムは、支援メニューに関して専門的な知識又は経験を有する長期入院患者社会復帰支援員（以下「支援員」という。）が実施する。

支援員は、対象者の実態把握（本人面接・主治医面接・患者の扶養義務者訪問等）及び退院阻害要因の分析を行った上で、退院促進計画を立案し、地区担当員や関係機関などとの連携により、プログラムを実施していく。

第5 対象者

このプログラムの対象者は、入院期間が180日を超え、病状的に退院が可能であると主治医が判断する長期入院患者とする。

第6 支援員の役割

支援員の役割は、次のとおりとする。

- (1) 対象者本人、主治医、扶養義務者等との面接等により、対象者の実態を把握する。
- (2) 退院阻害要因等の分析を行う。
- (3) 活用可能な社会資源等を検討の上、退院促進計画を立案する。
- (4) 退院促進計画に基づき、退院に向けて支援メニューを実施する。
- (5) 支援メニューの実施結果を地区担当員に随時報告する。
- (6) 退院促進に関する社会資源の情報を収集する。

第7 地区担当員の役割

地区担当員の役割は、次のとおりとする。

- (1) 対象者を選定し、支援員へ報告する。
- (2) 支援員と連携し、対象者の退院促進を図る。

附 則

この要領は、平成19年 4月 1日から実施する。

○就労支援プログラムの事例（青森市）

青森市では、就労可能な者に対する支援を組織的に行うための取組として、「生活保護受給者等就労支援事業」の要件を一部満たさない被保護者に対して、平成18年度から福祉事務所に就労支援相談員を配置し、就労支援を実施している。

1 就労支援の取組

- 平成18年度から、ハローワークOBの就労支援相談員を1名雇用し、就労支援の実施。

2 就労支援の流れ

- 就労支援員による支援
平成18年度から、ハローワークOBの就労支援相談員を1名雇用し、ハローワークへの同行、履歴書の書き方、面接の受け方、その他就労に関する相談などの支援を実施。

3 就労支援員による支援効果

年 度	支援者数	就労開始者数
平成18年度	140人	51人

4 今後の方向性

- 平成20年度においては、より効果的な支援実施のため、事業見直しを検討中。

○ 母子世帯の自立支援プログラムの事例（秋田市）

秋田市では、平成19年度から、母子世帯等自立支援専門員として女性を配置し、就労による自立及び子育てやその他生活の各面にわたり多様な支援を組織的に支援するプログラムを実施。

○概要

母子世帯に対し、看護師等の専門的な資格を有する女性を専門職員として2名を雇用・配置し、DVによる影響や子の養育に関する悩みなど、母子世帯特有の様々な要因によって生活上の問題を抱えている母子世帯に対し、地区担当員と協調し、また関係機関とも連携しながら、母子世帯の保護からの自立に向けた助言・指導を行なう

○母子世帯に対する支援の内容

①就労、求職支援

求職中または就労中（増収指導）のケースで、生活上何らかの問題を抱えているとみられるケースについて、主治医訪問等による稼働能力の確認や、ハローワーク、ひとり親家庭就業・自立支援センター等への同行により自立（就労・増収）に至っていない要因を分析し、生活保護受給者等就労支援へ移行させ、保護からの自立を助言指導する。

②生活基盤支援

家庭訪問による実態調査、来所時の生活状況聴取等により世帯の生活状況把握に努め、精神疾患等を抱える母子世帯に対しては主治医訪問等により病状確認のうえ、生活基盤安定を図るための助言指導を行う。

③子の養育支援

家庭訪問等により子どもとの面会を行い、必要に応じて保育所、在籍小中学校、扶養義務者、民生委員等から情報を得ながら、子ども未来センター、児童相談所等とカンファレンスを行うなど関係各機関と連携し養育に関する助言指導を行う。

○支援の効果

	自立支援専門員	支援対象世帯数	就労開始者数	保護廃止世帯数
平成19年度	2	20	3	0

就労促進指導員を活用した就労支援事業(宇都宮市)

事業の概要

宇都宮市では、就労可能な者に対する支援を組織的に行うための取組として、平成18年3月に自立支援プログラム運用マニュアルを作成。平成19年度からは福祉事務所に就労促進指導員を配置し、ハローワークと連携のもと、就労支援を実施している。

1. 就労促進指導員の配置

平成19年度から、就労促進指導員を1名配置し、就労支援を実施。

2. 就労支援の流れ

○支援対象者の選定

担当CWが支援対象者を選定し個人票作成後、事務所にて担当CW、就労促進指導員、支援対象者の3者で面接を実施。

対象者の就労に対する考え、希望職種等を確認し、就労意欲が十分でない対象者には就労意欲を喚起。

○ハローワークへの同行

面接実施後、就労促進指導員は支援対象者とハローワークへ同行訪問。ハローワーク職員の協力のもと、求職情報の提供や面接先の紹介を受ける。

ハローワークでは当事業の担当職員を選定して頂き、訪問時には担当職員が常に対応している。

○支援期間

支援期間は3か月とし、その間就労促進指導員は支援対象者と日時を調整し、随時ハローワークへ同行訪問を実施。また、履歴書の書き方や面接の受け方等も指導している。

3. 就労支援の効果

	支援件数	就労開始件数	自立廃止件数
平成19年(12月末)	43	20	4

平成 19 年度に新たに選定した自立支援プログラムについて

自治体名：横須賀市

以下のとおり、報告します。

・ 精神障害者退院促進事業プログラム（H19 年 4 月～）

概要： 社会的入院を余儀なくされている精神障害者の退院を、本市保健所等の関係機関・団体と連携して促進する。

・ 公的年金裁定請求支援プログラム（H19 年 12 月～）

概要： ① 自主作成したエクセルツール「障害イエスノー」を活用して、障害年金受給権を瞬時に判断し、本人の請求を支援する。

② 自主作成した「年金調書」を活用して、老齢年金受給権の有無を判断し、本人の請求を支援する。

・ 境界層証明書交付支援プログラム（H19 年 12 月～）

概要： 自主作成したエクセルツール「ボーダーイエスノー」を活用して、介護保険・国民健康保険・老人保健・障害者自立支援・その他、多岐に渡る境界層について「総合境界層証明書」を即時交付し、その要保護状態を速やかに解消して、経済生活の自立維持を支援する。

自立支援相談員（看護師）を活用した健康管理面における自立支援プログラム（概要）

平成20年2月 相模原市

1 趣 旨

被保護者の健康管理面における自立支援プログラム実施要綱に基づき、被保護者の健康管理面の支援について具体的な実施内容を定め、生活保護受給者の自立を支援するもの。

2 対象者

- ・ 生活保護受給者で、無料低額宿泊所に入所している元ホームレスの者
- ・ 居宅生活の維持・継続及び生活習慣に不安があると考えられる元ホームレスの者
- ・ 心身に健康を損ないつつあり、社会生活とのつながりに乏しいと考えられる高齢者
- ・ その他健康管理面で問題のある生活保護受給者

3 支援内容

(1) 受診勧告

血圧測定など健康相談により病状を把握し、緊急度をチェックの上、受診科を選定して受診を勧める。また、必要に応じて、病院に同行する。

(2) 日常生活指導

ア 服薬指導

薬の残量調査から理解度を把握し、継続の必要性や、飲み忘れストック防止を指導

イ 日常規律面の確認（起床・食事管理・呼吸法・タバコ・睡眠時間など）

ウ 適切な体重管理の工夫と、食習慣の乱れを是正

エ 食事・運動など指示を守れない要因は何か、己を振り返りきちんとした目標を設定

オ 精神面・心理面への働きかけ

- ・ 年齢に応じた将来への目標設定
- ・ 現状打破への努力と工夫。自立に向けて、今できることは何かを聞く。
- ・ 自分でメモをさせるようにし、具体的なイメージ化を図る。

カ 必要な事例には、生活指導を具体的な表にして説明し、次回面接時に確認、再指導

4 支援実績（平成19年度）

福祉事務所名	今年度（4～12月）の参加者数	看護師の資格を有する 自立支援相談員
相模原市相模原	210名	1名
相模原市南	70名	1名

5 日常生活指導面の評価と課題

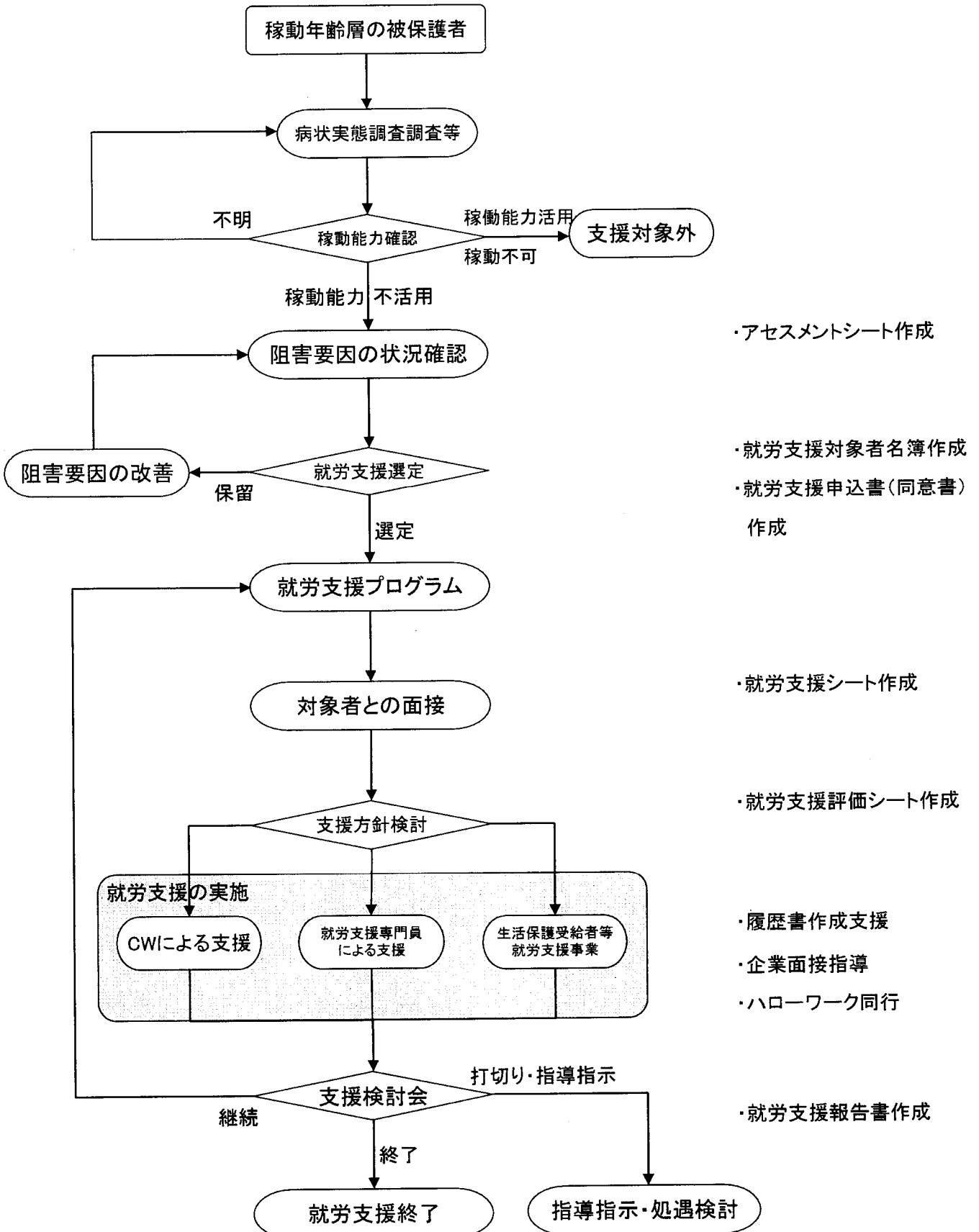
- (1) 受診を勧めても拒否する場合があるが、検診命令を活用するタイミングが難しい。
- (2) 些細な病気を理由とする自立への意欲低下や、借金からの逃避など困難な事例には、心理分析など心理面からのアプローチも必要と思われる。
- (3) 食事の管理や、糖尿病・肥満など運動歩行訓練が必要な人ほどできていない。宿泊所入所者の場合、寮長にメモを渡して協力依頼した例もある。

以上

就労支援員専門員による就労支援プログラムの概要(富山市)

稼働年齢層の被保護者の中から、病状実態調査で稼働能力がないと診断された者を除く稼働能力のある者に対して、阻害要因を確認した上で、就労支援専門員による就労支援プログラムを行う。

就労支援プログラムの業務の流れ



就労支援プログラム（金沢市）

1 目的

稼働能力を有する被保護者に対し、より専門的な知識を有する就労支援相談員から助言・協力を得る体制を整備し、それに基づいて被保護者に対する就労支援を行い、被保護者の自立助長を促し、生活保護制度の適正な実施を確保することを目的とする。

2 対象者

- ① 増収により生活保護の廃止を目指す者（特に重大な就労阻害要因がなく稼働能力の活用が十分できると認められる者）
- ② 低収入のため、更なる増収を目指す者（現状以上の稼働能力がありながら活用が不十分であると認められる者）
- ③ 継続就労を目指す者（短期間において転職又は退職を繰り返している者）
- ④ 就労経験が少なく、長期間就労していない等就労意欲が十分でない者又はその病状から判断して一定の条件の下であれば就労することが可能である者
- ⑤ 介護、看病等による負担を軽減することにより、就労することが可能になると判断される者

3 選定

担当ケースワーカーは、このプログラムへの参加が適当と考えられる被保護者について、次の手続きにより参加者を選定する。

- ① 現在の就労阻害要因を把握し、その阻害要因が解決可能であることを確認する。
- ② 医療要否意見書、レセプト、長期外来患者調査票、検診命令、主治医訪問等により、稼働能力があること又は稼働についての条件を把握し、このプログラムへの参加の適否を判断する。
- ③ このプログラムの内容を説明し、本人の同意を得る。

4 実施期間

プログラムの実施期間は、おおむね3箇月とする。

5 実施方法

- ① 家庭訪問又は所内面接を行い、就労阻害要因を把握し、その阻害要因解消のための方策を対象者とともに確認する。
- ② 必要に応じて就労支援相談員へ就労支援依頼票を提出して、就労支援を依頼する。
- ③ 就労支援相談員が参加被保護者と面接を行い、希望職種、就労条件等を聴取する。
- ④ 就労支援相談員が参加被保護者に対し、履歴書の書き方や面接に関するアドバイス等の求職訓練、就労先紹介等を行う。また担当ケースワーカーも必要に応じて支援を行う。
- ⑤ 就労支援相談員は支援票に経過を記録する。
- ⑥ 担当ケースワーカーがプログラム開始からおおむね3箇月を経過した後に査察指導員に対して報告する支援経過に基づき、評価を行う。この場合において、その実施状況によっては、プログラムの実施期間の延長を検討する。

○日常生活や社会生活での自立を支援するプログラムの事例（岐阜市）

岐阜市では、保護世帯類型別では高齢者世帯の占める割合が高く、又単身世帯が非常に多い状態である。これに対応する職員は比較的若く経験の浅い職員が多く指導、支援において苦慮することが多いこともあり、平成18年度から高齢者の日常生活や社会参加を支援する他法他施策を活用した個別支援プログラム（高齢者健康維持・向上プログラム）を策定し、介護保険担当部署、高齢者福祉担当部署や社会福祉協議会、地域包括支援センターと連携し日常生活に関する支援、社会参加に関する支援を実施。

1. 概要

○岐阜市の介護保険担当部署が管理している地域包括支援センターでの介護相談・予防事業や、高齢者福祉担当部署で実施している生きがい対策事業、高齢者サービス事業、日常生活用具給付事業、社会福祉協議会で実施している地域の福祉事業、在宅福祉サービス事業、福祉サービス利用支援事業、シルバー人材センターへの登録、老人クラブが実施する事業などを社会資源として、個別支援プログラムの社会資源の活用を利用して、高齢者の日常生活や社会参加の支援を実施。

2. 支援内容

- 社会参加を目的とした支援メニュー
高齢者ふれあい入浴、高齢者大学への参加、地域公民館行事の参加、老人クラブの実施事業に参加し社会とのつながりの維持・向上を図る。また、各事業に参加する際、移動が困難な者については、民生委員、自治会、ボランティアへの協力依頼。
- 健康維持を目的としたメニュー
養護老人ホームへの入所、生活管理指導短期宿泊事業、配食サービス事業、老人健康農園事業へ参加し健康管理状況について主治医、ソーシャルワーカーとの連携、保健所による健康検査の増進を図る。
- 日常生活の維持を目的としたメニュー
社会福祉協議会の日常生活自立支援事業の活用、愛の一声運動推進員の利用、緊急通報システムの利用、民生委員、保健師、地域包括支援センター職員による家庭訪問にて日常生活の維持を図る。
- 就労しながら介護予防や生きがい作りを目的とするメニュー
シルバー人材センターへ登録したり、自分の特技を生かし小学校でのボランティア参加による介護予防、生き甲斐作りの増進を図る。

3. 支援結果

- 平成18年6月から実施し、支援参加者20人、養護老人ホームに入所1名（年金収入にて自立）、グループホーム入所2名
継続17名（18年度の集計）

○稼働能力判定会議の事例（大阪府高槻市）

高槻市では、生活保護における自立支援を促進することを目的として、医師及び有資格の専門家による客観的な稼働能力の判定を行い、多様な支援プログラムの実施を図るため、平成19年9月から「稼働能力判定会議」を実施している。

1. 稼働能力判定会議設置の目的

要保護者で稼働年齢層の者に対して、医学的データや適正に関するデータに基づき客観的・総合的な稼働能力の判定や適正職種の検討、支援プログラムの選定等を行うことにより、対象世帯の自立助長を促し、生活保護の適正実施を図ることを目的とする

2. 対象者の範囲

次のうち、稼働能力の活用に疑義のある者、又は、多様な支援プログラムの選定が必要な物

- (1) 18歳から64歳までの稼働年齢層で稼働能力に疑義のある者
- (2) 適正職種等の検討が必要とされる者
- (3) 就労指導上等の特別な処遇を要する者
- (4) 内科的、外科的、精神科医的に専門家の意見が必要とされる者

3. 会議の構成員

- (1) 医師〔内科医・整形外科医・精神科医〕
- (2) 精神保健福祉士
- (3) 社会福祉士
- (4) 福祉事務所 査察指導・ケースワーカー等

4. 実施内容

- (1) 医学的データに基づいた稼働能力の判定や可能な仕事、作業の検討
- (2) 生活環境、家族の状況、職歴、学歴、資格等のデータに基づいた就労支援の時期、及び、対象者の処遇面での適正評価の検討
- (3) 判定意見に基づいた支援プログラムの検討

5. 実施状況

平成19年9月～12月の実施状況

開催回数	判定者数	支援プログラム参加者累計	内、就労支援中	内、就労（増収）開始者数
11回	39名	27名	12名(27名中)	4名(27名中)

以上

○ 精神障害者等自立支援プログラムの事例(姫路市)

姫路市では、精神障害者等に対し、福祉事務所と関係機関が連携し必要な助言を行うことにより、精神障害者等が地域社会の中で安定した生活を営むことが出来るよう支援するとともに、他法を有効活用することにより医療扶助の適正実施の推進にもつなげるためのプログラムを作成した。

1. 支援対象者

- 精神障害者等のうち、他法や他制度の活用が不十分な者を支援対象者とする。具体的には、
- ①精神科、心療内科等への通院は無いが精神疾患と疑われる者
 - ②精神科、心療内科等に通院しているが自立支援医療の適用を受けていない者
 - ③精神障害者手帳の交付を受けていない者
 - ④精神科病院に入院しており退院が可能な者（ただし、長期入院患者については退院促進事業で支援するため除く。）
 - ⑤援護寮などの施設に入所しており退所が可能な者
 - ⑥上記に該当しないが、何らかの支援が必要な者

2. 支援の手順

- ①保健所の精神保健相談員や親族等に協力を求め、CWも医療機関へ同行するなど、受診しやすい環境づくりに努める。
- ②適用可の場合は、支援対象者に対し自立支援医療について説明し、早急に手続きするよう指導を行う。
- ③交付可の場合は、支援対象者に対し精神障害者手帳の交付申請手続きをするよう指導を行う。交付の確認が出来れば、障害年金の受給の可否を検討するため、年金・手当等受給要件点検事業対象者として確認を行う。
- ④退院が可能な場合は、MSWや親族等と協力し退院後の生活基盤を確認する。すぐに居宅生活可能な場合はヘルパーの派遣など居宅での在宅支援について検討する。退院後すぐに居宅生活を送るには不安がある場合や、居宅の確保が困難な場合は、施設入所を検討する。
- ⑤前記と同様に在宅支援について検討する。
- ⑥迷惑行為や異常行動が見受けられた場合は、民生委員、保健所の精神保健相談員や保健師等と訪問を実施し速やかに対応する。
(受診、服薬指導、ヘルパーの派遣などの在宅支援、作業所等の紹介など)

3. 効果

	プログラム参加者	自立支援医療適用	受診指導	手帳取得	年金受給	就労開始
平成17年度						
平成18年度	5人(終了2人、次年度継続3人)	2件	1件	1件	1件	
平成19年度	4人(新規1人、前年度継続3人)	2件				2件

○ 就労支援プログラムの事例(和歌山市)

和歌山市では、就労意欲を有する者に対する支援を組織的に行うための取組として、平成18年度から支援対象の経済的・社会的自立を促すため、査察指導員や担当ケースワーカーがきめ細やかな助言・指導等を実施している。

1. 就労支援の取組

- ・平成18年度から、査察指導員等により支援対象者の就労意欲を喚起させ、就労支援の実施。
- ・平成19年度からは、就労指導員を非常勤職員として応募するも、該当者がなく20年度からは1名雇用し、就労支援を図りたい。

2. 就労支援の流れ

- ・担当ケースワーカーが対象者を選定し、査察指導員とともにハローワークへの同行訪問、履歴書の書き方、面接の受け方等を助言支援を実施する。
- ・本プログラム中に生活保護者等支援事業への移行も効果的であると判断した場合は要請する。

3. 就労支援による支援効果

	対象者数	就労開始者数	廃止者数
平成18年度	1	0	0
平成19年度	1	1	1

高校進学支援プログラム実施要綱(岡山市)

1 目的

子供の高校進学に対する意識を高め、高校進学を支援するにより子どもの社会的自立を促し世帯の自立助長を目的とする。

2 概要

高校就学のための相談及び費用援助の情報提供を行う。

3 対象者選定

中学3年生の子どもを持つ世帯。

4 実施方法

(1) 日程

① 4月以降随時

1 対象者の抽出

「高校進学支援プログラム検討台帳」(以下「検討台帳」)に入力。

2 対象世帯への説明等

- ・通学状況の確認
- ・進学希望の場合、費用について保護者はどのように考えているのか確認し高校就学費及び貸付等について説明。
- ・個別支援プログラムの趣旨の説明及び同意の確認又は同意書の徴収。

② 8月

- 1 中学卒業後の進路希望の聞き取り
- 2 進学のための費用再説明

③ 9月

貸付等の申請指導

④ 随時

受験費等の申請・支給

- 1 受験校・受験日の確認
- 2 受験費の申請指導
- 3 受験可否確認
- 4 入学準備金等の申請指導

(2) 入学時の指導

入学の目的(社会的自立)の再指導。

○ 就労支援プログラムの事例(倉敷市)

倉敷市では、就労可能な者に対する支援を組織的に行うための取組として、平成16年度から福祉事務所に就労支援員を配置し、就労支援を実施している。生活保護を適用していない者に対しても、福祉事務所からハローワークへつなげるなどの支援を実施。

1. 概要

- 就労支援相談員が、支援対象者の意向を踏まえた上で就労支援を行い、就職に結びつくよう支援する。また、必要に応じて「生活保護受給者等就労支援事業」へ移行する。

2. 就労支援の流れ

○対象者の選定

稼働能力がありながら不就労の者、転職などによる増収可能な者、概ね3ヶ月以内に治癒し、就労が可能となる者のうちから、聞き取り調査・病状調査等により就労阻害要因等を把握、選定協議会の開催した上で、対象者を選定。

○説明・同意

対象者に対し、プログラム説明と今後の求職活動の内容について話し合う。

○就労支援相談員による支援

ハローワークからの求人情報などから、対象者の意向に沿った求人情報の提供、ハローワークでの面接などから、事業所への紹介を行うなど、ハローワークとの連携を行う。

また、被保護者以外（児童扶養手当受給者等）に対しても就労支援を行う。

○評価

選定協議会において、就労支援プログラムの実施状況の評価を行い、プログラムの終了・再実施などを検討。

3. 就労支援の効果

	対象者	面接件数	紹介件数	就労開始件数
平成18年度	被保護者	867件	262件	67件
	被保護者以外（母子家庭等）	294件	122件	61件
	計	1,161件	384件	128件

○ 就労支援プログラムの事例(下関市)

下関市では、就労可能な者に対する就労支援を組織的に行なうための取り組みとして、平成18年度から福祉事務所に就労支援員を配置し、就労支援を実施している。

1 就労支援の取り組み

○ 平成18年度から、就労支援員を1名雇用し就労支援を実施。

2 就労支援の流れ

- 平成18年度から、就労支援員を1名雇用し、生活保護受給者等就労支援事業の活用、ハローワークへの同行、履歴書の書き方、面接の受け方等の就職活動の指導、及び就労意欲が十分でない者に対する就労意欲の喚起等の支援を実施している。
- 現在就労中であるが、稼働能力の活用が十分でない者、求職活動を行なっている者、また、就労意欲の喚起が必要である者の中から、地区担当員の推薦又は就労支援員の選定により対象者を決定し、その者に対して、就労支援員が地区担当員と協力し、必要な支援・援助、就労意欲の喚起を行う。
当該事業は、就労意欲が十分でない者に対しても、就労意欲の喚起を目的に支援できるため、効果をあげている。

3 就労支援員による支援効果

	支援対象者数	就労開始者数
平成18年度	72	30
平成19年度	47	23
合計	119	53

退院促進支援プログラムの事例（松山市）

松山市では、長期入院患者に対する支援を組織的に行うための取組みとして、平成18年8月に「退院促進支援プログラム」を作成し、退院支援を実施している。

1. 支援対象者

生活保護受給中の長期入院患者のうち、受入条件が整えば退院可能である者

2. 退院支援の方法

(1) 支援対象者の選定

- ① 長期入院患者の病状及び退院の可能性について、医療等要否意見書及びレセプトの内容を基に嘱託医に意見を求め、対象者を選定する。
- ② 医療機関等関係機関と連携を図り、主治医、SW、家族等との面接の場を設け、支援対象者に対して退院への意欲喚起を行い、プログラムへの参加を促し、同意書を徴取する。
- ③ 主治医意見や支援対象者及び家族の意向に留意しながら、アセスメント票・検討票を作成して阻害要因や生活状況等を把握し、支援・処遇方針及び年間計画を樹立する。
- ④ 支援対象者に対して、退院への意欲喚起を行いながら、医療機関との連携の下、退院訓練を行う等、在宅生活に移行できるよう支援を行う。また、医療機関SWとの連携の下、退院時の住居設定、救護施設やグループホーム等の受入依頼、扶養義務者に対する引取依頼、施設入所時及び居宅生活時の協力依頼等の連絡調整を実施する。

3. 精神障害者における退院促進支援について

平成20年度から実施予定である精神障害者退院促進支援事業（実施主体：愛媛県）に先立ち、平成19年度から市保健所、市内精神科医療機関等が開催する社会復帰推進連絡会と連携し、精神障害者における支援対象者の選定及び退院支援を行う体制づくりを検討している。

4. 退院支援の効果

	対象者	支援対象者数	退院世帯数	保護廃止世帯数	施設入所世帯数	居宅復帰世帯数
平成18年度	240	15	11	1	3	7
平成19年度 (12月末現在)	206	11	7	1	0	6

就労支援プログラムの事例(宮崎市)

就労支援の概要

宮崎市では、就労可能な者に対する自立支援プログラムを実施するために、平成17年度から福祉事務所に就労支援専門員を2名配置し、就労に対する支援・相談を行っている。

就労相談は、福祉事務所への生活保護の面接相談の段階から対応するようにしており、ハローワークとの連携のほか、各種求人案内等による独自の求職活動支援を行っている。

就労支援の取り組み

- ・平成17年度から、就労支援専門員を2名配置し、就労支援を実施している。
- ・就労支援対象者に応じた就労指導と求職活動を、担当ケースワーカーやハローワークの専門員と連携を取りながら実施している。

就労支援の流れ

(1)就労支援対象者の選定

- ①稼働年齢リストの作成
- ②担当ケースワーカーによる対象者抽出(就労状況の点検、身体・精神の個人状態による就労の可否、養育・介護等の世帯状態による就労の可否、稼働能力・就労意欲の程度による分類)
- ③査察指導員による対象者の確認(ばらつきの補正、医療要否意見書、嘱託医の意見等)
- ④抽出された対象者一人一人について、就労支援専門員が担当ケースワーカーと面接を行い、就労支援対象者を選定するとともに、適職の検討を行う。

(2)就労支援対象者に対する就労支援専門員による支援

- ①就労支援対象者に対し、就労支援の意義と内容を伝えるとともに、担当ケースワーカーの意見を確認しながら、今後の支援方法を検討する。
- ②それぞれの対象者に応じた、求職の事前準備のための支援(日常生活の指導、身だしなみ、あいさつの仕方、履歴書の書き方、面接の受け方)を行う。
- ③ハローワークの就労支援事業に登録する者に対しては、現在の状況を十分に担当ケースワーカーから聴取し、就労阻害要因の把握に努める。
- ④ハローワークに就労支援を依頼する際は、就労支援専門員のほか担当ケースワーカーも同行する。
- ⑤ハローワークの専門員と随時連携を取りながら、適職への求職活動を助言・指導する。
- ⑥ハローワークに依頼しない者については、独自のルートで求職活動を行う。

(3)随時相談者に対する支援

新規の生活保護の相談者に対しても、申請受付前から(2)の支援を行う。

平成19年度の取り組み状況

プログラム名	参加者数	うち未成年者	達成者数	うち未成年者
生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	36	7	24	4
就労支援プログラム	38	5	16	3
計	74	12	40	7

・「生活保護のサイクル」を断ち切るために、就労可能な未就労の未成年者(特に母子世帯)を対象に、就労への意識付けを行うとともに、重点的な就労支援を行った。

・「宮崎市就労促進事業に掛かる移送費の支給要領」を策定した。

就労支援の課題

平成17年度から実施しているが、現在受給をしている世帯で就労可能な者は年々減少してきており、障害者や傷病者にシフトしていかざるを得ない。しかし、地方(特に南九州)においては求人が非常に少ない状況であり、今後の就労支援は厳しいものと考えられる。

○ 鹿児島市の就労支援プログラム

鹿児島市では、稼働能力がある者の勤労意欲を助長するため、昭和63年度から民間事業所に委託し、職場適応訓練事業を実施。また、平成17年度からは就労支援事業の手引きを作成、福祉事務所に就労支援員を配置し、就労支援を行っている。

1. 就労支援の取組

- 昭和63年度から、民間事業所に業務委託し、職場適応訓練事業を実施。
- 平成17年度から、就労支援員を2名雇用し、就労支援の実施。

2. 就労支援の流れ

- 職場適応訓練事業
稼働能力がありながら、稼働していない被保護者の勤労意欲の助長及び稼働能力の活用を促進するため、協力事業所において、身体ならし、職場適応のための訓練等を行う。
- 就労支援員による支援
平成17年度から、就労支援員を2名雇用し、被保護者や新規保護相談者への就労相談、履歴書の書き方、面接の受け方などの指導、公共職業安定所や企業への同行訪問、公共職業安定所との連絡調整、生活保護受給者等就労支援事業の活用などの支援を実施。

3. 職場適用訓練事業による支援効果

	支援対象件数	就職件数
平成16年度	3	3
平成17年度	1	0
平成18年度	4	3

4. 就労支援員による支援効果

	相談件数	生活保護受給者等 就労支援事業参加件数	就職件数 ※延べ (生活保護受給者等就 労支援事業含む)
平成17年度	155	94	42
平成18年度	145	121	58

5 生活保護受給者等就労支援事業の実施状況について(平成19年4月～12月)

都道府県	支援対象者数			支援開始者数			支援終了者数			就職者数		
	生活保護受給者	児童扶養手当受給者	計	生活保護受給者	児童扶養手当受給者	計	生活保護受給者	児童扶養手当受給者	計	生活保護受給者	児童扶養手当受給者	計
1 北海道	591	35	626	545	32	577	564	25	589	365	24	389
2 青森	97	8	105	59	7	66	57	7	64	21	7	28
3 岩手	70	94	164	44	52	96	41	44	85	20	28	48
4 宮城	79	65	144	66	59	125	63	55	118	38	40	78
5 秋田	59	19	78	43	18	61	38	16	54	22	15	37
6 山形	58	2	60	37	1	38	20	4	24	12	1	13
7 福島	69	31	100	64	23	87	55	21	76	16	17	33
8 茨城	73	33	106	50	25	75	55	10	65	24	8	32
9 栃木	109	60	169	79	47	126	49	31	80	27	27	54
10 群馬	38	25	63	27	20	47	15	18	33	6	12	18
11 埼玉	146	45	191	119	39	158	137	19	156	63	18	81
12 千葉	146	26	172	134	21	155	181	16	197	82	13	95
13 東京	1,485	283	1,768	1,374	233	1,607	1,306	172	1,478	974	134	1,108
14 神奈川	260	3	263	226	2	228	225	1	226	155	0	155
15 新潟	177	52	229	124	47	171	120	37	157	44	32	76
16 富山	13	18	31	10	11	21	14	13	27	7	12	19
17 石川	77	23	100	46	22	68	23	9	32	18	6	24
18 福井	22	7	29	17	8	25	13	4	17	4	3	7
19 山梨	27	17	44	21	15	36	24	11	35	15	11	26
20 長野	34	0	34	23	0	23	31	0	31	13	0	13
21 岐阜	103	2	105	92	1	93	58	0	58	38	0	38
22 静岡	119	6	125	66	5	71	39	2	41	26	1	27
23 愛知	160	11	171	124	8	132	103	7	110	63	6	69
24 三重	67	42	109	42	40	82	40	19	59	29	18	47
25 滋賀	95	43	138	89	41	130	106	32	138	50	21	71
26 京都	138	23	161	135	24	159	134	29	163	87	22	109
27 大阪	1,192	231	1,423	1,055	195	1,250	1,076	159	1,235	762	134	896
28 兵庫	398	148	546	290	85	375	290	67	357	220	62	282
29 奈良	34	95	129	28	92	120	33	90	123	15	49	64
30 和歌山	89	15	104	75	11	86	37	4	41	19	3	22
31 鳥取	34	6	40	34	6	40	32	5	37	22	5	27
32 島根	58	31	89	52	31	83	50	24	74	35	24	59
33 岡山	24	24	48	25	22	47	39	24	63	20	23	43
34 広島	296	8	304	240	4	244	260	2	262	140	1	141
35 山口	47	6	53	33	5	38	58	2	60	31	2	33
36 徳島	25	78	103	20	54	74	12	43	55	8	36	44
37 香川	47	6	53	32	6	38	36	1	37	8	1	9
38 愛媛	132	3	135	94	2	96	82	0	82	28	0	28
39 高知	33	3	36	28	4	32	27	3	30	11	3	14
40 福岡	294	94	388	227	72	299	196	35	231	125	28	153
41 佐賀	57	11	68	39	7	46	36	10	46	11	0	11
42 長崎	140	64	204	110	57	167	77	38	115	50	34	84
43 熊本	133	53	186	123	52	175	264	58	322	105	44	149
44 大分	85	0	85	73	0	73	66	0	66	45	0	45
45 宮崎	144	23	167	90	8	98	84	6	90	48	6	54
46 鹿児島	203	0	203	146	0	146	134	0	134	65	0	65
47 沖縄	67	70	137	49	51	100	39	57	96	30	42	72
計	7,844	1,942	9,786	6,519	1,565	8,084	6,439	1,230	7,669	4,017	973	4,990

6 「多重債務問題改善プログラム」の概要

- 我が国の消費者金融の利用者は少なくとも1400万人、多重債務者は200万人超との指摘。
- 改正貸金業法（上限金利の引下げ、総量規制の導入等）による貸し手への規制を通じて、新たな多重債務者の発生は抑制。
- 一方で、今後、改正法完全施行に向けて、既存の借り手等を対象にした「借り手対策」が必要。
 1. 丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化
 2. 借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付けの提供
 3. 多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化
 4. ヤミ金の撲滅に向けた取締りの強化
- 国・自治体及び関係団体が一体となって実行。各省庁は各施策について直ちに取り組む。
- 各年度において、各施策の進捗状況のフォローアップ等を行う。

1. 丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化

- 多数の多重債務者がどこにも相談できないまま生活に行き詰まるおそれがある中で、相談体制の強化はすぐに措置すべき課題。
- 地方自治体は、住民への接触機会が多く、多重債務者の掘り起こし（発見）・問題解決に機能発揮が期待できる。こうした機能が発揮されるよう、各自治体に各部署間の連携を要請。（例：生活保護、家庭内暴力、公営住宅料金徴収等の担当部署で多重債務者を発見した場合には、相談窓口と直接連絡して誘導する。）
- 市町村による相談については、一律の対応を求めるのではなく、以下の対応を要請。
 - イ 相談窓口が整備されており相談の専任者がいる自治体（386（このうち市は325））に、丁寧な事情の聴取、具体的な解決方法の検討・助言ができるよう、相談体制・内容の充実、専門機関（弁護士・司法書士等）への紹介・誘導を要請。
 - ロ 消費生活センターを設置している市（イ以外で122市）、地域で中核的な役割を果たしている人口規模が大きい市（上記以外で例えば人口10万人以上の市は39市）にも同様の要請。
 - ハ それ以外の市町村（上記以外で1283市町村）には、他の自治体やカウンセリング主体への紹介・誘導を要請。
 - ⇒遅くとも、改正貸金業法完全施行時には、どこの市町村に行っても適切な対応が行われる状態を実現することを目指す。
- 都道府県に、以下の対応を要請。
 - ① 自らの相談窓口における相談体制・内容を充実（市町村の相談体制の補完）
 - ② 都道府県庁の関係部署、警察、弁護士会・司法書士会等による「多重債務者対策本部（又は同協議会）」を設立し、必要な対策を協議。
 - ③ 市町村のネットワーク作り等を支援。
- 国は財務局における相談体制を強化するとともに、自治体向けに実践的な相談マニュアルを作成するとともに、相談員向けの研修・指導の機会を設けるよう促す。
- 法テラスは、紹介業務の体制整備を行うとともに、民事法律扶助の活用促進のため、周知、体制の整備強化。
- 関係業界が拠出する財団法人日本クレジットカウンセリング協会に、現状の全国3箇所を増設し、ブロック単位（全国11箇所）で拠点を設置するよう要請。

2. 借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付けの提供

- 高リスク者の受け皿となる**消費者向けのセーフティネット貸付けは、各地域において「顔の見える融資」**(丁寧な事情聴取、具体的な解決方法の相談、事後のモニタリングを前提として、返済能力が見込まれ、問題の解決に資する場合に限って**低利の貸付け**)**を行う、いわば「日本版グラミン銀行」モデルを広げていく。**(主体は各地域の非営利機関(生協、NPO、中間法人等)や民間金融機関(労金、信金、信組等)。公的な信用付与として自治体が、非営利機関に融資する金融機関に預託金を預ける岩手信用生協の例も参考になる。)
- **既存の消費者向けセーフティネット貸付け**(社会福祉協議会による生活福祉資金貸付等)についても、事前相談や事後モニタリングを充実させること等(債務整理等に関する研修、弁護士会等との連携強化等)により、受け皿としての活用を促進する。
- 社会保障の最後のセーフティネットである生活保護については、受けられるべき生活保護が受けられず高金利の貸付けがそれを代行する事態が発生しないよう、適正な運用を図る。
- **事業者向けの政府系金融機関によるセーフティネット貸付等**については、
 - ・ きめ細かく融資申込者の状況を把握し、債務整理等のため、必要に応じて**弁護士等への紹介・誘導**を図る。
 - ・ **早期の事業再生や再チャレンジを支援**するため、全国約 280 箇所にも再チャレンジ相談窓口の設置を行うとともに、中小公庫・国民公庫等により、再生プロセスにある事業者や一旦失敗した事業者に対する融資制度が導入されるのでその積極的な活用を促す。

3. 多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化

- 現在の多重債務者救済のための相談体制の整備等とともに、「**対策の車の両輪**」。
- 社会に出る前に、高校生までの段階で、**全ての生徒が、具体的な事例を用いて、借金をした場合の金利や返済額、上限金利制度、多重債務状態からの救済策(債務整理などの制度や相談窓口の存在)等の知識を得られるよう取り組む。**
- 当面の対応策として、**ホームルーム等**において借金問題を取り上げるよう促すことを検討。
- さらに、**高校の家庭科の学習指導要領において、多重債務問題について取り扱う**ことを具体的に検討。(あわせて、学習指導要領の見直しの内容を踏まえた、**教員研修等**を行う。また、**教科書**において、見直しも踏まえた記述がなされることを期待。)
- **成人への消費者教育**については、関係団体・自治体等による主体的な取り組みを促す。

4. ヤミ金の撲滅に向けた取締りの強化

- 今回の改正貸金業法の規制強化を実効的なものとするためには、ヤミ金撲滅が不可欠。
- 警察や監督当局は、**ヤミ金の撲滅に向けて取締りを徹底**。警察においては、当分の間、**集中取締本部**を維持し摘発を強化。監督当局は、処分徹底とともに、積極的に警察に情報提供。
- 被害相談を受けた監督当局・警察は、**電話による警告等**を積極的に行う。警察は、**携帯電話の不正利用停止制度**の積極的活用を検討。
- 犯罪収益移転防止法において、**郵便物受取・電話受付サービス業者に対して、本人確認、疑わしい取引の届出等**が義務付けられたので、施行後は、ヤミ金対策に積極的に活用。
- 現場の警察官が適切な対応ができるよう、**平易で実践的なマニュアルを現場の警察官に配布・周知**。

(別添)

多重債務問題改善プログラム（抜粋）

〔平成19年4月20日
多重債務者対策本部決定〕

1 (略)

2. 丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化

(中略)

(2) 地方自治体による取組み

①地方自治体の役割等

地方自治体（特に市町村）は、住民から最も身近で、住民との接触機会も多く、現状でも消費生活センターやその他の相談窓口で多重債務相談に応じているところもあり、消費者基本法上国とともに消費者政策の担い手であることから、「多重債務者への対応は自治体自らの責務」との意識を持って、自ら主体的に相談窓口における積極的な対応を行うことが望まれる。

また、地方自治体は、複数の部署で住民への様々な接触機会があり、多重債務者の掘り起こし（発見）について、他の主体に比べて機能発揮を期待できるものと考えられる。また、生活保護や児童虐待対策など、多重債務者が抱える多重債務以外の問題も含めて総合的に問題を解決する役割も期待できるものと考えられる。

②地方自治体内の連携

地方自治体が、多重債務者が抱え得る多重債務以外の問題も含めて総合的に問題を解決する機能を効果的に発揮する観点から、例えば、生活保護を担当する福祉事務所、家庭内暴力・児童虐待、公営住宅料金徴収の担当部署等で、多重債務者を発見した場合、相談窓口に直接連絡して誘導するといった取組みを行うなど、それぞれの地方自治体において、各部局間の連携を進めるよう要請する。

(後略)

3. 借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付けの提供

(中略)

(4) 生活保護制度・最低賃金制度

所得そのものが低い者を対象とした社会保障の最後のセーフティネットである生活保護については、受けられるべき生活保護が受けられずに高金利の貸付けがそれを代行するといった事態が発生しないよう、適正な運用を図る。

また、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保証する安全網として一層適切に機能すべきという観点から、「最低賃金法の一部を改正する法律案」を第166回通常国会に提出したところであり、同法案の成立後は、その円滑な施行に向けて、改正内容の周知を図る。(厚生労働省)

(後略)

4～7 (略)

7 平成20年度保護課予算（案）の概要

（保護課）

事 項	平成19年度 予 算 額	平成20年度 予 算 額（案）	差引増△減額	備 考
	千円	千円	千円	
[生活保護費等負担金]	1,979,810,561	1,994,540,320	14,729,759	
1 保護費負担金	1,952,455,847	1,966,906,496	14,450,649	<p>1 生活保護基準</p> <p>(1) 生活扶助基準の改定（対前年度同額）</p> <p>(2) 母子加算の段階的廃止 （3年計画の2年目） （15歳以下の子を養育する世帯） 15,510円 → 7,750円（1級地）</p> <p>※ 就労している母子世帯等については、 ひとり親世帯就労促進費（1万円又は 5千円）を給付</p> <p>(3) 他人介護料の改定 69,720円 → 69,960円</p> <p>(4) 住宅扶助基準（住宅維持費）の改定 117,000円以内 → 118,000円以内</p> <p>(5) 出産扶助基準（施設分娩）の改定 168,000円以内 → 173,000円以内</p> <p>(6) 生業扶助基準（技能修得費（高等学校 等就学費を除く））の改定 68,000円以内 → 69,000円以内</p> <p>2 退院促進等自立支援の推進や他法他施策 の優先活用の徹底</p> <p>3 後発医薬品の使用促進</p> <p>※ 濫給・漏給の防止対策の推進</p>
2 施設事務費負担金	27,354,714	27,633,824	279,110	
（生活保護指導監査 委 託 費	2,199,955	2,162,370	▲ 37,585	（指導監査室で計上）
[セーフティネット支援 対策等事業費補助金]	18,000,000	19,500,000	1,500,000	<p><保護課要求分></p> <p>①自立支援業務に関する研修の実施</p> <p>②健康増進法に基づく健康診査及び保健指 導活用推進事業（事項要求）</p>

事 項	平成19年度 予 算 額	平成20年度 当 初 内 示	差引増△減額	備 考
	千円	千円	千円	
[保護施設等施設整備 事業]	—	—	—	社会福祉施設等施設整備費補助金の 内数として要求 19年度予算額 20年度予算額(案) 9,000,000千円 → 11,220,000千円
[その他]	341,194	416,223	75,209	生活保護業務IT化推進費 データ収集・分析システムプログラム 開発費 0千円 → 113,803千円
合 計	1,998,151,755	2,014,456,543	16,304,788	※生活保護指導監査委託費を除く (対前年度伸び率 +0.8%)

自立支援プログラムの着実な推進

- 自立支援プログラムの着実な推進 -----セーフティネット支援対策等事業費補助金(195億円)の内数
生活保護受給者の抱える様々な生活上の課題に応じた支援を行うため、自立支援プログラムによる就労支援や
日常生活支援等の着実な推進を図る。
- ハローワーク等との連携
福祉事務所とハローワークの連携による就労支援事業について、更なる連携強化や支援内容の充実を図り、
より一層推進する。
 - ・ ハローワークにおける生活保護受給者等のための就労支援ナビゲーター ----- 1,107,120千円
の設置等(280人→315人) [職業安定局で計上]
 - ・ 生活保護受給者向けの公共職業訓練の実施 ----- 662,445千円
[職業能力開発局で計上]

セーフティネット支援対策等事業費補助金

19年度予算額 20年度予算額(案)
18,000,000千円 → 19,500,000千円

(目的)

地方自治体が生活保護受給世帯のほか、地域社会の支えを必要とする要援護世帯に対する自立支援プログラムの策定や自立・就労に向けた様々な支援サービスを総合的、一体的に実施することにより、地域社会のセーフティネット機能を強化し、もって生活保護受給者を含む地域の要援護者の福祉の向上に資することを目的とする。

(補助先)

都道府県、市町村

(実施主体)

都道府県、市町村、都道府県社会福祉協議会 等

(事業内容)

ア 自立支援プログラム策定実施推進事業

地方自治体における自立支援プログラムの策定・実施を推進するため、生活保護受給者等の自立・就労支援のための福祉事務所の実施体制及び多様かつ重層的なメニュー・各種サービスの整備を図る事業

(例) 実施体制整備事業、自立支援サービス整備事業

(20年度新規事項等)

- ・自立支援業務に関する研修事業
- ・健康増進法に基づく健康診査及び保健指導活用推進事業(事項要求)

イ 生活保護適正実施推進事業

生活保護の適正な運営を確保するため、生活保護法施行事務監査、診療報酬明細書の点検強化等による医療扶助の適正化、収入資産調査の充実強化等による認定事務の適正化、生活保護関係職員の資質向上のための研修の実施等、各種適正化の取組を推進する事業

(例) 生活保護法施行事務監査等事業、生活保護適正化事業

(20年度新規事項等)

- ・町村福祉事務所設置推進支援事業

ウ 地域福祉増進事業

地域社会の支えを必要とする要援護者の自立・就労を支援するため、福祉サービスの利用援助や苦情解決、低所得世帯等を対象とした資金の貸付け、福祉人材の要請・確保、さらに住民が相互に支え合う地域づくりの支援等により、地域社会におけるセーフティネット機能を整備する事業

(例) 地域福祉基盤整備事業 (民生委員・児童委員研修事業、福祉人材確保重点事業等)
地域福祉支援事業 (日常生活自立支援事業、生活福祉資金貸付事業等)
地域福祉等推進特別事業

(20年度新規事項等)

- ・ 地域福祉活性化事業
- ・ 自立生活サポート事業
- ・ 消費生活協同組合指導監督事業
- ・ 社会福祉法人経営支援協議会運営事業 (事項要求)

エ ホームレス対策事業

ホームレス又はホームレスとなるおそれのある者の自立を支援するため、巡回相談、宿所の提供、生活指導等を行うことにより、地域社会で自立し安定した生活が営めるよう支援する事業

(例) ホームレス総合相談推進事業、ホームレス自立支援事業等

オ 中国残留邦人に対する新たな支援事業 (平成20年度新規事業)

中国残留邦人が地域社会の一員として生き生きと暮らすことができるよう、地域における支援ネットワークの構築、日本語学習者への支援、自立支援通訳の派遣等を行う事業

- ・ 地域における中国残留邦人支援ネットワーク事業
- ・ 身近な地域での日本語教育支援事業
- ・ 自立支援担当者派遣等事業
- ・ 中国帰国者等への地域生活支援プログラム事業

(参考1) 国の予算と生活保護費(当初予算)の年次推移

(億円)

		昭和25年度	30	35	40	45	50	55	60	平成2	7	12	17	18	19	20
予 算 額	一般会計予算	6,614	9,915	15,697	36,581	79,498	212,888	425,888	524,996	662,367	709,871	849,871	821,829	796,860	829,088	830,613
	一般歳出予算	—	8,109	12,588	29,199	59,960	158,408	307,332	325,854	353,731	421,417	480,914	472,829	463,660	469,784	472,845
	社会保障関係費	—	1,043	1,803	5,184	11,413	39,282	82,124	95,740	116,154	139,244	167,666	203,808	205,739	211,409	217,824
	厚生労働省予算	329	846	1,640	4,787	11,035	39,067	81,495	95,028	115,652	140,115	155,054	208,178	209,417	214,769	221,223
	生活保護費	153	335	446	1,059	2,172	5,347	9,559	10,815	11,087	10,532	12,306	19,230	20,461	19,820	20,053
生 活 保 護 費 の 割 合		%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
	生保 / 一般会計	2.3	3.4	2.8	2.9	2.7	2.5	2.2	2.1	1.7	1.5	1.4	2.3	2.6	2.4	2.4
	生保 / 一般歳出	—	4.1	3.5	3.6	3.6	3.4	3.1	3.3	3.1	2.5	2.6	4.1	4.4	4.2	4.2
	生保 / 社会保障	—	32.1	24.7	20.4	19.0	13.6	11.6	11.3	9.5	7.6	7.3	9.4	9.9	9.4	9.2
生保 / 厚生労働省	46.5	39.6	27.2	22.1	19.7	13.7	11.7	11.4	9.6	7.5	7.9	9.2	9.8	9.2	9.1	

(注) 59年までは10分の8負担、60~63年度は10分の7負担、元年度以降は4分の3負担である。

(注) 平成11年度以前の厚生労働省予算の額については、厚生省予算額である。

8 生活保護の動向

ア 近年の保護動向

被保護人員・保護率については、平成7年度を底に上昇しているが、近年は、雇用情勢の改善傾向等を受けて、被保護人員の対前年同月の増加率は平成18年度平均の2.6%から、平成19年11月の1.8%と鈍化傾向にある。

○平成7年度 被保護人員 約88万2千人 被保護世帯数 約60万2千世帯 保護率 7.0‰	→	○平成19年11月現在（速報値） 被保護人員 約154万9千人 被保護世帯数 約111万世帯 保護率 12.1‰
--	---	---

雇用関係指標及び被保護人員対前年同月比の推移

	完全失業者数	完全失業率	有効求人倍率	被保護人員	被保護人員対前年同月比
	千人	%	倍	人	%
平成18年度平均	2,750*	4.1*	1.06	1,513,892	102.6
平成19年1月	2,640	4.0	1.06	1,526,157	102.3
平成19年2月	2,680	4.0	1.05	1,527,529	102.3
平成19年3月	2,690	4.0	1.03	1,533,102	102.1
平成19年4月	2,560	3.8	1.05	1,526,027	102.1
平成19年5月	2,520	3.8	1.06	1,527,969	102.1
平成19年6月	2,440	3.7	1.07	1,528,725	101.9
平成19年7月	2,360	3.6	1.07	1,532,385	101.9
平成19年8月	2,520	3.8	1.06	1,536,176	101.8
平成19年9月	2,690	4.0	1.05	1,537,278	101.7
平成19年10月	2,630	4.0	1.02	1,544,807	101.9
平成19年11月	2,520	3.8	0.99	1,549,097	101.8

資料：労働力調査（総務省）、職業安定業務統計、福祉行政報告例（速報値）

※完全失業者数、完全失業率及び有効求人倍率の月別推移は季節調整値である。

※*は平成18年平均

イ 近年の保護動向の特徴

（ア）世帯類型別世帯数の状況

構成割合でみると、被保護世帯の約半数（45.0%）が高齢者世帯であるが、稼働能力がある者を多く含むその他世帯の伸び率が顕著になっている。

世帯類型別被保護世帯数の推移

	平成7年度		平成19年11月(速報値)		伸び率(19.11-7) (%)
	世帯数	構成割合(%)	世帯数	構成割合(%)	
総数	600,980	100.0	1,107,768	100.0	84.3
高齢者世帯	254,292	42.3	498,672	45.0	96.1
母子世帯	52,373	8.7	93,727	8.5	79.0
傷病者・障害者世帯	252,688	42.0	403,743	36.4	59.8
その他世帯	41,627	6.9	111,626	10.1	168.2

資料: 福祉行政報告例

※世帯数は保護停止中のものを含まない。※平成17年度より、世帯類型の定義を一部変更。

(イ) 世帯の状況

被保護世帯の単身化が進んでおり、現在単身世帯の割合は74.7%となっている。
特に高齢者世帯においては約9割となっている。

世帯類型別被保護単身世帯の割合

		総数	高齢者世帯	母子世帯	傷病者・障害者世帯	その他世帯
世帯数	平成7年度	600,980	254,292	52,373	252,688	41,627
	単身	431,629 (71.8%)	224,104 (88.1%)	-	193,235 (76.5%)	14,290 (34.3%)
	平成19年11月	1,107,768	498,672	93,727	403,743	111,626
	単身	827,607 (74.7%)	443,503 (88.9%)	-	321,555 (79.6%)	62,549 (56.%)

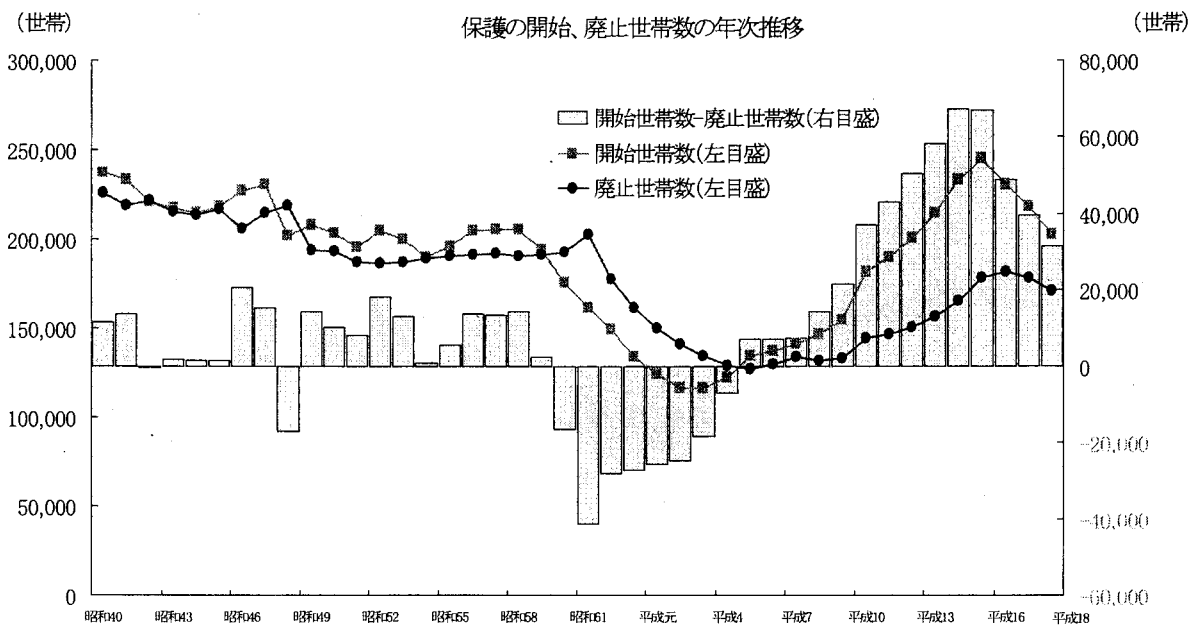
資料: 福祉行政報告例(平成19年10月分は速報値)

※平成17年度より、世帯類型の定義を一部変更。

※世帯数は保護停止中のものを含まない。

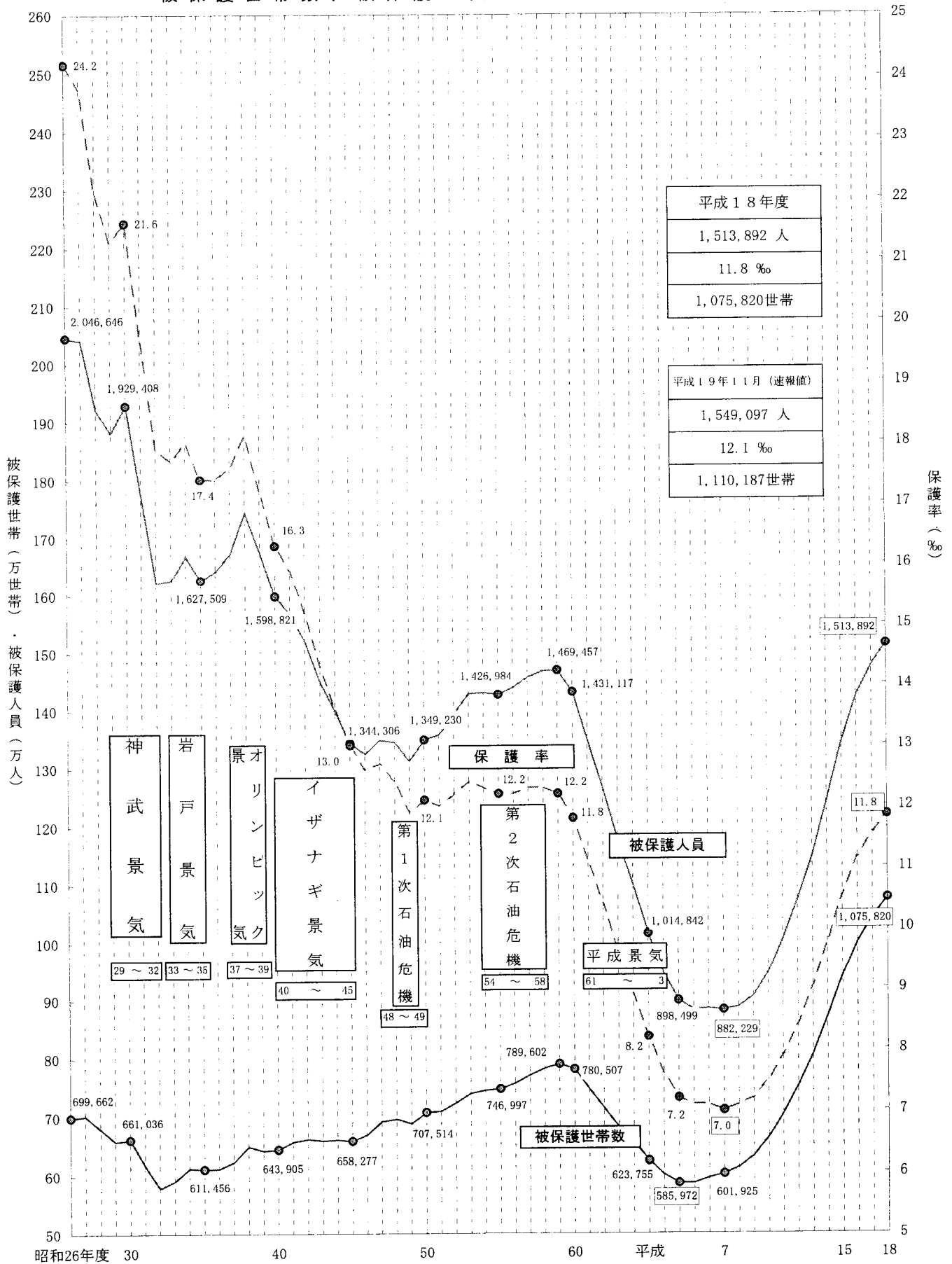
(ウ) 生活保護の開始及び廃止状況

保護の開始世帯数については、平成15年度以降、減少傾向となっている。廃止世帯数については、平成16年度以降、減少傾向となっており、平成18年度の開始世帯数－廃止世帯数は、約3万1千世帯となっている。



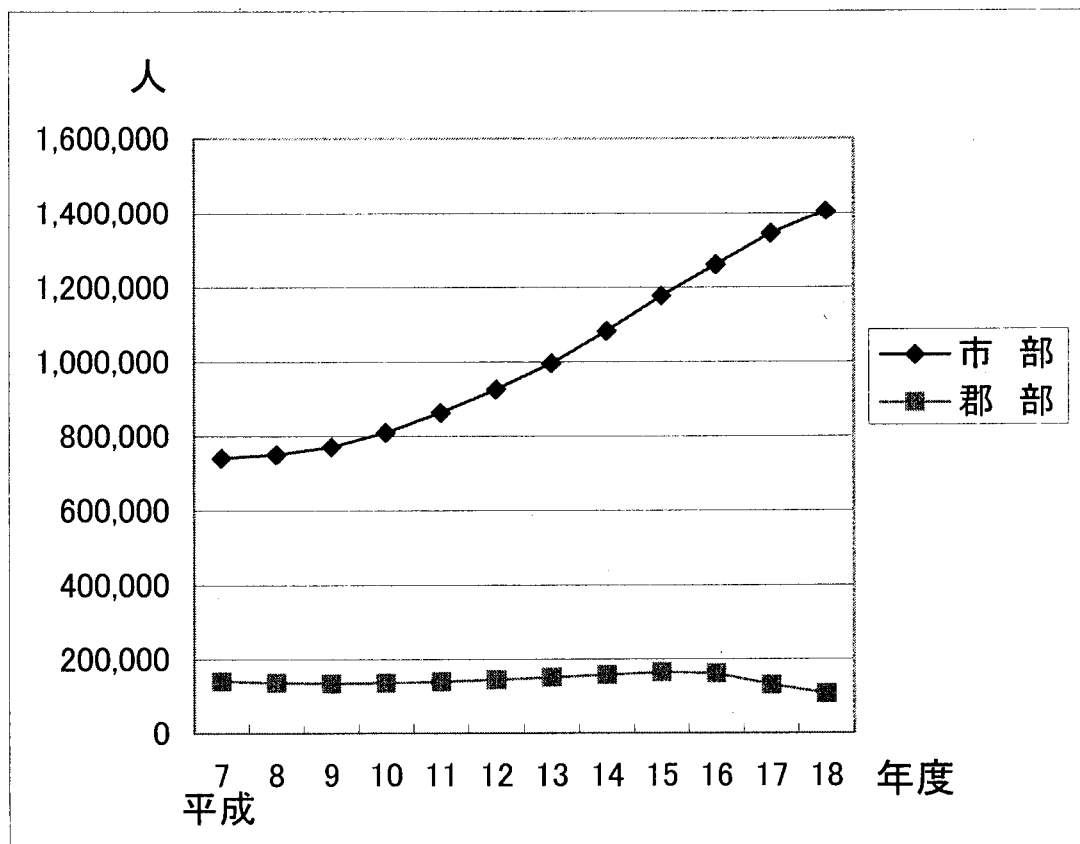
資料: 福祉行政報告例

被保護世帯数、被保護人員、保護率の年次推移



資料：福祉行政報告例

市部・郡部別被保護人員の年次推移



	被保護人員		
	総数	市部	郡部
	人	人	人
平成7年度	882,229	740,365	141,864
8	887,450	749,724	137,726
9	905,589	770,050	135,539
10	946,994	809,882	137,111
11	1,004,472	864,079	140,394
12	1,072,241	926,434	145,806
13	1,148,088	996,085	152,003
14	1,242,723	1,083,142	159,581
15	1,344,327	1,178,016	166,311
16	1,423,388	1,261,038	162,351
17	1,475,838	1,344,391	131,447
18	1,513,892	1,405,999	107,893

資料：福祉行政報告例

都道府県・指定都市別保護率

		平成18年度	
			‰
全	国		11.8
大	阪	市	41.8
札	幌	市	27.4
神	戸	市	26.7
京	都	市	26.2
堺		市	24.1
北	海	道	22.6
高	知	県	21.1
福	岡	県	20.5
福	岡	市	18.7
川	崎	市	17.9
大	阪	府	17.0
青	森	県	17.0
沖	縄	県	16.3
長	崎	県	15.8
東	京	都	15.6
広	島	市	15.5
鹿	児	島	14.8
徳	島	県	14.6
横	浜	市	13.8
大	分	市	13.3
千	葉	市	12.9
名	古	屋	12.8
北	九	州	12.8
和	歌	山	11.4
宮	崎	県	11.2
秋	田	県	11.1
奈	良	県	11.1
愛	媛	県	10.8
仙	媛	市	10.7
山	台	市	10.4
	口	県	10.4
京	都	府	10.1
岡	山	県	10.0
兵	庫	県	9.8
香	川	県	9.4
広	島	県	9.2
さ	い	ま	8.8
熊	本	市	8.8
岩	手	県	8.1
鳥	取	県	7.9
神	奈	川	7.9
静	岡	市	7.5
福	島	県	7.2
埼	玉	県	7.2
千	葉	県	7.2
佐	賀	県	7.2
三	重	県	7.0
枳	木	県	6.6
宮	城	県	6.3
島	根	県	5.8
新	潟	県	5.7
滋	賀	県	5.7
茨	城	県	5.4
石	川	県	4.5
群	馬	県	4.3
山	形	県	4.2
山	梨	県	4.0
静	岡	県	3.7
長	野	県	3.3
岐	阜	県	3.2
愛	知	県	3.0
福	井	県	2.7
富	山	県	2.3

資料：福祉行政報告例

注) 都道府県データは、指定都市分を除く。

※保護率の大きい順。

都道府県・指定都市別保護率の増減

			平成7年度	平成18年度	増減(18' - 7')
			‰	‰	
全	国		7.0	11.8	4.8
大	阪	市	18.0	41.8	23.8
神	戸	市	14.9	26.7	11.8
札	幌	市	17.0	27.4	10.4
川	崎	市	9.0	17.9	8.9
広	島	市	6.6	15.5	8.9
大	阪	府	8.7	17.0	8.3
千	葉	市	4.6	12.9	8.3
北	海	道	14.7	22.6	7.9
東	京	都	8.1	15.6	7.5
横	浜	市	6.9	13.8	6.9
名	古	屋	6.6	12.8	6.2
青	森	県	11.0	17.0	6.0
高	知	県	15.3	21.1	5.8
仙	台	市	5.2	10.7	5.5
京	都	市	21.0	26.2	5.2
長	崎	県	10.8	15.8	5.0
兵	庫	県	5.3	9.8	4.5
神	奈	川	3.5	7.9	4.4
鹿	児	島	10.5	14.8	4.3
京	都	府	5.9	10.1	4.2
千	葉	県	3.0	7.2	4.2
秋	田	県	7.0	11.1	4.1
埼	玉	県	3.1	7.2	4.1
和	歌	山	7.3	11.4	4.1
大	分	県	9.4	13.3	3.9
福	岡	市	15.1	18.7	3.6
栃	木	県	3.1	6.6	3.5
沖	縄	県	12.9	16.3	3.4
徳	島	県	11.3	14.6	3.3
奈	良	県	7.8	11.1	3.3
福	島	県	4.0	7.2	3.2
広	島	県	6.1	9.2	3.1
岡	山	県	6.9	10.0	3.1
愛	媛	県	7.8	10.8	3.0
宮	城	県	3.3	6.3	3.0
福	岡	県	17.5	20.5	3.0
岩	手	県	5.2	8.1	2.9
宮	崎	県	8.5	11.2	2.7
山	口	県	7.8	10.4	2.6
新	潟	県	3.2	5.7	2.5
茨	城	県	3.1	5.4	2.3
三	重	県	4.7	7.0	2.3
香	川	県	7.4	9.4	2.0
鳥	取	県	6.1	7.9	1.8
石	川	県	2.7	4.5	1.8
山	梨	県	2.2	4.0	1.8
群	馬	県	2.6	4.3	1.7
静	岡	県	2.2	3.7	1.5
滋	賀	県	4.2	5.7	1.5
佐	賀	県	5.8	7.2	1.4
島	根	県	4.5	5.8	1.3
熊	本	県	7.5	8.8	1.3
岐	阜	県	2.0	3.2	1.2
愛	知	県	2.0	3.0	1.0
長	野	県	2.3	3.3	1.0
山	形	県	3.4	4.2	0.8
福	井	県	2.1	2.7	0.6
富	山	県	2.0	2.3	0.3
北	九	州	15.2	12.8	-2.4

資料：福祉行政報告例

注1) 都道府県データは、指定都市分を除く。

2) さいたま市、静岡市及び堺市については、平成7年度は指定都市ではないため除外している。

※増減(18' - 7')の大きい順。

都道府県・指定都市別保護率の伸び率

		平成7年度	平成18年度	伸び率(18'-7')
		%	%	%
全	国	7.0	11.8	68.6
千	葉	4.6	12.9	180.3
千	葉	3.0	7.2	140.5
広	島	6.6	15.5	134.3
埼	玉	3.1	7.2	132.8
大	阪	18.0	41.8	132.2
神	奈	3.5	7.9	126.7
柄	木	3.1	6.6	113.6
仙	台	5.2	10.7	105.9
横	浜	6.9	13.8	100.2
川	崎	9.0	17.9	99.0
大	阪	8.7	17.0	95.8
名	古	6.6	12.8	94.6
東	京	8.1	15.6	92.1
宮	城	3.3	6.3	90.5
兵	庫	5.3	9.8	84.3
福	島	4.0	7.2	80.4
山	梨	2.2	4.0	80.2
神	戸	14.9	26.7	79.0
新	潟	3.2	5.7	78.9
茨	城	3.1	5.4	75.7
京	都	5.9	10.1	71.8
静	岡	2.2	3.7	67.8
石	川	2.7	4.5	65.6
群	馬	2.6	4.3	64.2
札	幌	17.0	27.4	61.0
岐	阜	2.0	3.2	60.2
秋	田	7.0	11.1	58.8
和	歌	7.3	11.4	56.2
岩	手	5.2	8.1	55.5
青	森	11.0	17.0	54.5
北	海	14.7	22.6	53.5
広	島	6.1	9.2	50.5
愛	知	2.0	3.0	49.3
三	重	4.7	7.0	48.7
長	崎	10.8	15.8	46.5
岡	山	6.9	10.0	44.2
長	野	2.3	3.3	42.8
奈	良	7.8	11.1	41.7
大	分	9.4	13.3	41.4
鹿	児	10.5	14.8	40.8
愛	媛	7.8	10.8	38.9
高	知	15.3	21.1	38.2
滋	賀	4.2	5.7	35.2
山	口	7.8	10.4	32.8
宮	崎	8.5	11.2	31.6
鳥	取	6.1	7.9	30.1
島	根	4.5	5.8	29.6
徳	島	11.3	14.6	28.9
福	井	2.1	2.7	28.4
香	川	7.4	9.4	27.0
沖	縄	12.9	16.3	26.1
山	形	3.4	4.2	24.9
京	都	21.0	26.2	24.9
福	岡	15.1	18.7	24.0
佐	賀	5.8	7.2	23.7
福	岡	17.5	20.5	17.0
熊	本	7.5	8.8	16.7
富	山	2.0	2.3	13.3
北	九	15.2	12.8	-15.6

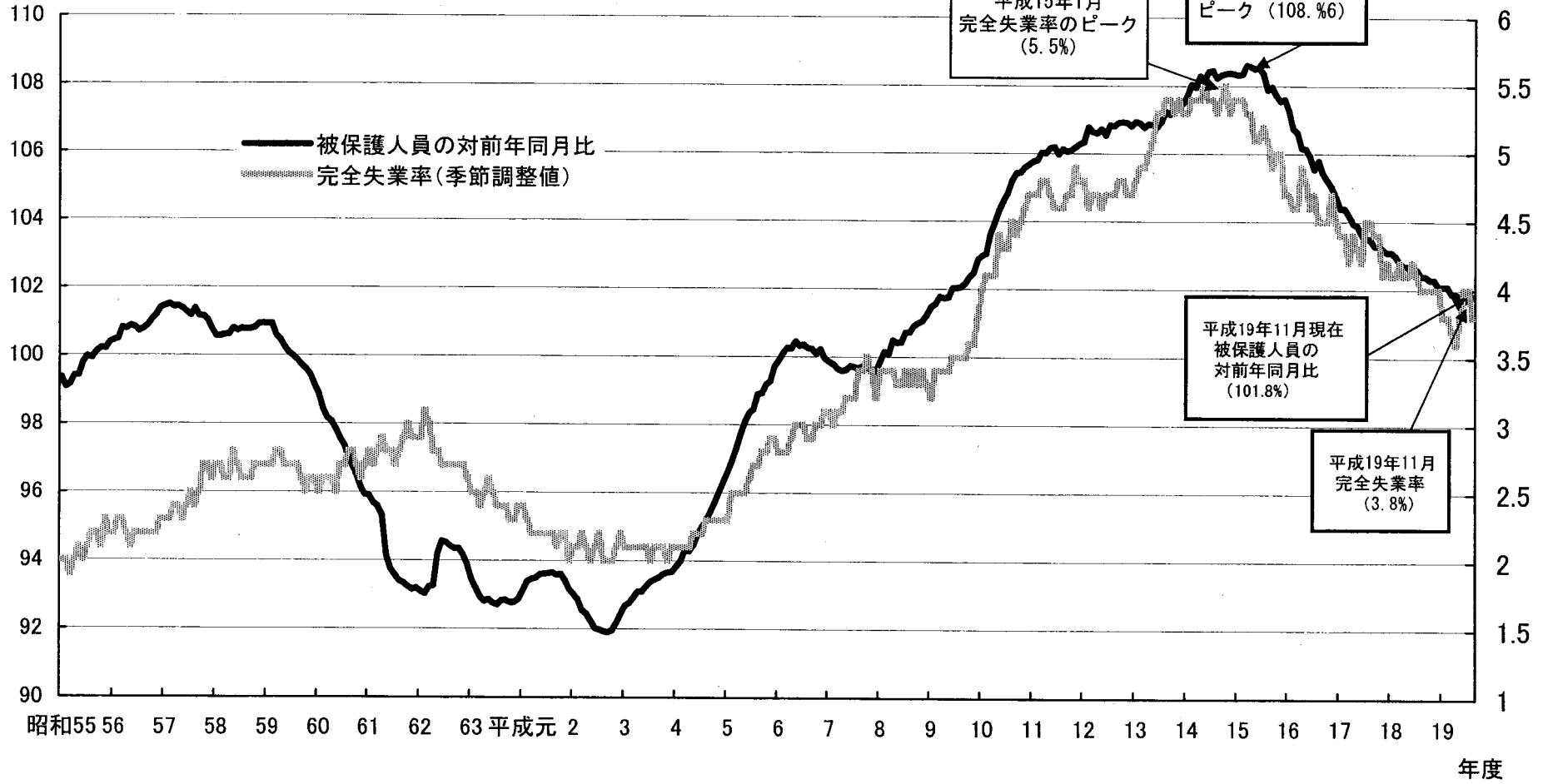
資料：福祉行政報告例

注1) 都道府県データは、指定都市分を除く。

2) さいたま市、静岡市及び堺市については、平成7年度は指定都市ではないため除外している。
※伸び率(18'-7')の大きい順。

被保護人員の対前年同月比と完全失業率の推移

被保護人員の対前年同月比(%)



世帯類型別被保護世帯数の年次推移

年度	世帯類型別被保護世帯数						世帯類型別指数(平成7年度=100)						世帯類型別構成割合					
	総数	高齢者世帯	母子世帯	傷病者世帯	障害者世帯	その他世帯	総数	高齢者世帯	母子世帯	傷病者世帯	障害者世帯	その他世帯	総数	高齢者世帯	母子世帯	傷病者世帯	障害者世帯	その他世帯
	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯							%	%	%	%	%	%
平成7年度	600,980	254,292	52,373	252,688		41,627	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	42.3	8.7	42.0		6.9
8	612,180	264,626	51,671	254,449		41,434	101.9	104.1	98.7	100.7	99.5	100.0	100.0	43.2	8.4	41.6		6.8
9	630,577	277,409	52,206	258,558		42,404	104.9	109.1	99.7	102.3	101.9	100.0	100.0	44.0	8.3	41.0		6.7
10	662,094	294,680	54,503	267,582		45,329	110.2	115.9	104.1	105.9	108.9	100.0	100.0	44.5	8.2	40.4		6.8
11	703,072	315,933	58,435	207,742	70,778	50,184	117.0	124.2	111.6	82.2	28.0	120.6	100.0	44.9	8.3	29.5	10.1	7.1
12	750,181	341,196	63,126	214,136	76,484	55,240	124.8	134.2	120.5	84.7	30.3	132.7	100.0	45.5	8.4	28.5	10.2	7.4
13	803,993	370,049	68,460	222,035	81,519	61,930	133.8	145.5	130.7	87.9	32.3	148.8	100.0	46.0	8.5	27.6	10.1	7.7
14	869,637	402,835	75,097	231,963	87,339	72,403	144.7	158.4	143.4	91.8	34.6	173.9	100.0	46.3	8.6	26.7	10.0	8.3
15	939,733	435,804	82,216	241,489	95,283	84,941	156.4	171.4	157.0	95.6	37.7	204.1	100.0	46.4	8.7	25.7	10.1	9.0
16	997,149	465,680	87,478	247,426	102,418	94,148	165.9	183.1	167.0	97.9	40.5	226.2	100.0	46.7	8.8	24.8	10.3	9.4
17	1,039,570	451,962	90,531	272,547	117,271	107,259	173.0	177.7	172.9	107.9	46.4	257.7	100.0	43.5	8.7	26.2	11.3	10.3
18	1,073,650	473,838	92,609	272,170	125,187	109,847	178.6	186.3	176.8	107.7	49.5	263.9	100.0	44.1	8.6	25.3	11.7	10.2

注1) 保護停止中の世帯を除く。

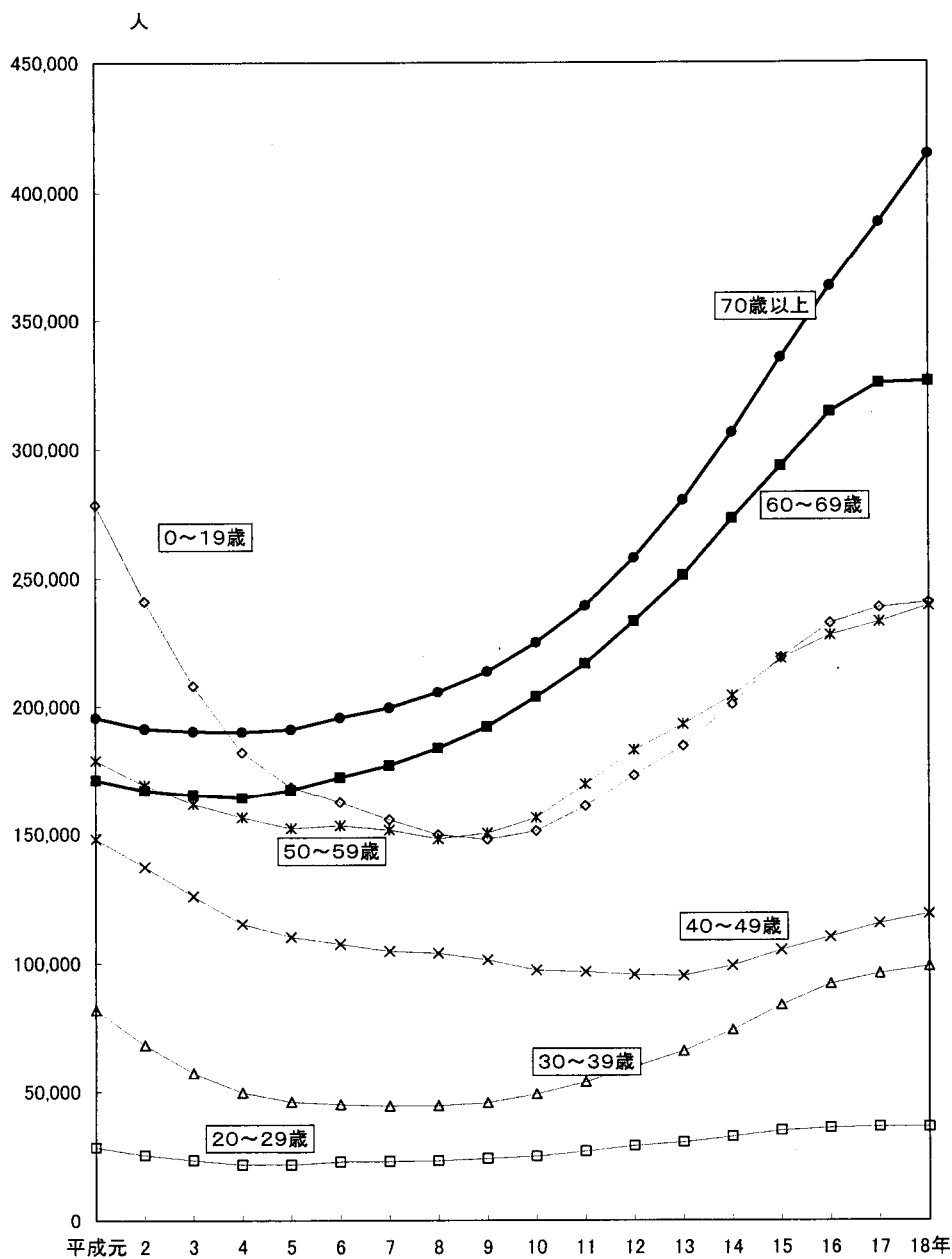
2) 平成17年4月より世帯類型の定義を一部変更

「高齢者世帯」: 男女とも65歳以上(平成17年3月以前は、男65歳以上、女60歳以上)の者のみで構成されている世帯か、これらに18歳未満の者が加わった世帯

「母子世帯」: 死別、離別、生死不明及び未婚等により、現に配偶者がいない65歳未満(平成17年3月以前は、18歳以上60歳未満)の女子と18歳未満のその子(養子を含む。)のみで構成されている世帯

資料: 福祉行政報告例

年齢階級別被保護人員の年次推移



	0～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	計
平成元	278,569	28,398	82,053	148,034	179,030	171,274	195,767	1,083,125
2	240,981	25,327	68,335	137,277	169,360	167,286	191,527	1,000,093
3	208,204	23,369	57,268	126,140	161,980	165,536	190,474	932,971
4	182,269	21,644	49,743	115,215	156,591	164,362	190,319	880,143
5	168,649	21,700	46,129	110,187	152,299	167,515	191,301	857,780
6	162,606	22,771	45,189	107,485	153,336	172,391	195,785	859,563
7	155,681	22,916	44,549	104,769	151,706	177,100	199,654	856,375
8	149,768	23,202	44,653	103,955	148,244	183,908	205,801	859,531
9	147,954	24,001	45,846	101,374	150,386	192,356	213,735	875,652
10	151,323	24,936	49,107	97,449	156,507	203,833	225,063	908,218
11	161,083	26,861	53,834	96,756	169,792	216,920	239,333	964,579
12	173,170	28,922	59,808	95,657	183,166	233,208	257,839	1,031,770
13	184,847	30,336	65,997	95,274	193,259	251,062	280,398	1,101,173
14	200,960	32,505	74,321	99,207	204,256	273,213	306,689	1,191,151
15	219,265	34,888	84,072	105,139	218,846	293,555	335,447	1,291,212
16	232,470	35,848	92,139	110,077	227,726	314,502	363,164	1,375,926
17	238,573	36,396	96,122	115,378	232,937	325,563	388,258	1,433,227
18年	240,573	36,289	98,843	119,054	239,172	326,175	414,631	1,474,737

資料：被保護者全国一斉調査(基礎)

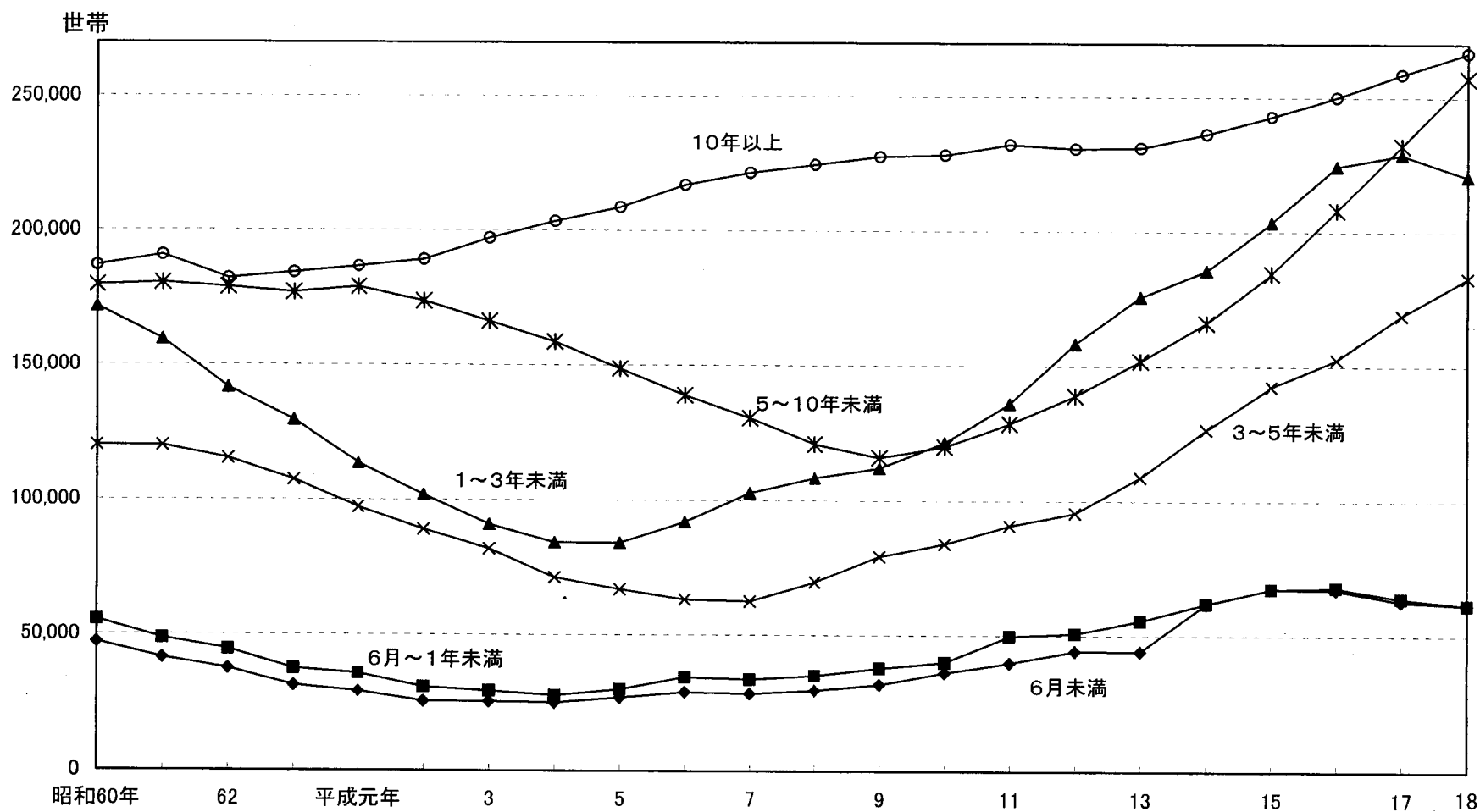
被保護世帯と一般世帯の世帯人員別世帯数の年次推移

		総数	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上	平均世帯員 人	
被 保 護	実 数	年元	世帯 645,585	世帯 405,336	世帯 126,889	世帯 61,526	世帯 32,169	世帯 12,221	世帯 7,444	1.68
		2	614,626	397,793	118,693	54,487	27,171	10,288	6,194	1.63
		3	591,698	394,928	112,103	47,530	23,206	8,691	5,240	1.58
		4	574,379	394,178	106,090	42,097	20,076	7,461	4,477	1.53
		5	570,580	399,105	102,829	39,057	18,803	6,764	4,022	1.50
		6	579,619	410,757	102,617	37,989	18,010	6,434	3,812	1.48
		7	585,682	420,779	101,471	36,633	17,083	6,189	3,527	1.46
		8	595,631	433,378	101,207	35,340	16,368	5,950	3,388	1.44
		9	612,762	449,670	102,732	35,282	16,076	5,745	3,257	1.43
		10	638,664	470,691	106,476	35,947	16,402	5,908	3,240	1.42
		11	678,326	499,876	113,160	38,125	17,502	6,247	3,416	1.42
		12	724,561	532,875	121,754	40,828	18,741	6,709	3,654	1.42
		13	774,650	570,232	130,203	43,561	19,824	6,965	3,865	1.42
		14	837,099	615,217	141,355	47,332	21,604	7,464	4,127	1.42
		15	906,184	664,683	153,870	51,806	23,302	8,045	4,478	1.42
		16	967,437	710,145	164,525	55,231	24,398	8,475	4,663	1.42
		17	1,012,855	746,593	171,228	57,015	24,681	8,650	4,688	1.42
		18	1,049,733	778,539	175,549	57,974	24,623	8,517	4,531	1.40
被 保 護	構 成	年元	% 100.0	% 62.8	% 19.7	% 9.5	% 5.0	% 1.9	% 1.2	・
		2	100.0	64.7	19.3	8.9	4.4	1.7	1.0	・
		3	100.0	66.7	18.9	8.0	3.9	1.5	0.9	・
		4	100.0	68.6	18.5	7.3	3.5	1.3	0.8	・
		5	100.0	69.9	18.0	6.8	3.3	1.2	0.7	・
		6	100.0	70.9	17.7	6.6	3.1	1.1	0.7	・
		7	100.0	71.8	17.3	6.3	2.9	1.1	0.6	・
		8	100.0	72.8	17.0	5.9	2.7	1.0	0.6	・
		9	100.0	73.4	16.8	5.8	2.6	0.9	0.5	・
		10	100.0	73.7	16.7	5.6	2.6	0.9	0.5	・
		11	100.0	73.7	16.7	5.6	2.6	0.9	0.5	・
		12	100.0	73.5	16.8	5.6	2.6	0.9	0.5	・
		13	100.0	73.6	16.8	5.6	2.6	0.9	0.5	・
		14	100.0	73.5	16.9	5.7	2.6	0.9	0.5	・
		15	100.0	73.3	17.0	5.7	2.6	0.9	0.5	・
		16	100.0	73.4	17.0	5.7	2.5	0.9	0.5	・
		17	100.0	73.7	16.9	5.6	2.4	0.9	0.5	・
		18	100.0	74.2	16.7	5.5	2.3	0.8	0.4	・
一 般 世 帯	実 数	年元	千世帯 39,417	千世帯 7,866	千世帯 8,117	千世帯 7,139	千世帯 9,018	千世帯 4,288	千世帯 2,989	3.10
		2	40,273	8,446	8,542	7,334	8,834	4,228	2,889	3.05
		3	40,506	8,597	8,610	7,414	8,797	4,172	2,916	3.04
		4	41,210	8,974	9,072	7,595	8,646	4,047	2,875	2.99
		5	41,826	9,320	9,424	7,556	8,765	4,037	2,724	2.96
		6	42,069	9,201	9,809	7,833	8,465	4,055	2,705	2.95
		7	40,770	9,213	9,600	7,576	7,994	3,777	2,611	2.91
		8	43,807	10,287	10,613	8,242	8,622	3,391	2,652	2.85
		9	44,669	11,156	10,964	8,183	8,438	3,322	2,605	2.79
		10	44,496	10,627	11,188	8,375	8,234	3,482	2,589	2.81
		11	44,923	10,585	11,542	8,640	8,469	3,254	2,432	2.79
		12	45,545	10,988	11,968	8,767	8,211	3,266	2,345	2.76
		13	45,664	11,017	12,106	8,782	8,068	3,327	2,363	2.75
		14	46,005	10,800	12,651	9,099	8,027	3,165	2,261	2.74
		15	45,800	10,673	12,428	8,953	8,345	3,074	2,327	2.76
		16	46,323	10,817	12,966	9,034	8,261	3,139	2,107	2.72
		17	47,043	11,580	13,260	9,265	7,499	3,250	2,189	2.68
		18	47,531	12,043	13,311	9,288	7,740	3,124	2,024	2.65
一 般 世 帯	構 成	年元	% 100.0	% 20.0	% 20.6	% 18.1	% 22.9	% 10.9	% 7.6	・
		2	100.0	21.0	21.2	18.2	21.9	10.5	7.2	・
		3	100.0	21.2	21.3	18.3	21.7	10.3	7.2	・
		4	100.0	21.8	22.0	18.4	21.0	9.8	7.0	・
		5	100.0	22.3	22.5	18.1	21.0	9.7	6.5	・
		6	100.0	21.9	23.3	18.6	20.1	9.6	6.4	・
		7	100.0	22.6	23.5	18.6	19.6	9.3	6.4	・
		8	100.0	23.5	24.2	18.8	19.7	7.7	6.1	・
		9	100.0	25.0	24.5	18.3	18.9	7.4	5.8	・
		10	100.0	23.9	25.1	18.8	18.5	7.8	5.8	・
		11	100.0	23.6	25.7	19.2	18.9	7.2	5.4	・
		12	100.0	24.1	26.3	19.2	18.0	7.2	5.1	・
		13	100.0	24.1	26.5	19.2	17.7	7.3	5.2	・
		14	100.0	23.5	27.5	19.8	17.4	6.9	4.9	・
		15	100.0	23.3	27.1	19.5	18.2	6.7	5.1	・
		16	100.0	23.4	28.0	19.5	17.8	6.8	4.5	・
		17	100.0	24.6	28.2	19.7	15.9	6.9	4.7	・
		18	100.0	25.3	28.0	19.5	16.3	6.6	4.3	・

資料：被保護者全国一斉調査（基礎調査）

- (注) 1 一般世帯の推移については国民生活基礎調査による。
2 平成7年の全世帯の実数は兵庫県を除いたものである。

受給期間別被保護世帯数の年次推移



資料:被保護者全国一斉調査(個別調査)

世帯業態別被保護世帯数の年次推移

	実 数									構成割合				
	総数	稼働世帯								非稼働世帯	総数	稼働世帯	非稼働世帯	
		総数	世帯主が働いている世帯											働いていないが世帯員が働いている世帯
			総数	常用	日雇	内職	その他	働いている者のいない世帯						
世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	%	%	%		
昭和60年度	778,797	166,190	122,909	62,486	21,761	14,168	24,494	43,281	612,607	100.0	21.3	78.7		
61	744,115	158,111	118,024	62,129	19,718	13,425	22,752	40,087	586,004	100.0	21.2	78.8		
62	712,302	149,048	111,877	60,278	18,150	12,776	20,673	37,171	563,255	100.0	20.9	79.1		
63	679,510	138,838	105,288	57,854	16,403	11,972	19,059	33,550	540,673	100.0	20.4	79.6		
平成元年度	653,414	129,258	98,711	55,456	14,595	11,077	17,583	30,547	524,156	100.0	19.8	80.2		
2	622,235	116,969	90,200	51,065	13,144	10,226	15,765	26,769	505,266	100.0	18.8	81.2		
3	599,482	105,667	81,959	46,383	11,921	9,453	14,202	23,708	493,816	100.0	17.6	82.4		
4	584,821	95,971	74,926	42,540	10,879	8,559	12,948	21,045	488,851	100.0	16.4	83.6		
5	585,086	89,381	69,655	39,876	10,087	7,914	11,778	19,726	495,706	100.0	15.3	84.7		
6	594,439	85,308	66,457	38,868	9,216	7,525	10,848	18,851	509,132	100.0	14.4	85.6		
7	600,980	81,603	63,704	37,546	8,788	7,076	10,294	17,899	519,376	100.0	13.6	86.4		
8	612,180	79,466	62,515	37,215	8,547	6,714	10,039	16,951	532,714	100.0	13.0	87.0		
9	630,577	79,712	62,988	38,058	8,529	6,599	9,802	16,724	550,865	100.0	12.6	87.4		
10	662,094	80,745	63,838	39,027	8,596	6,403	9,812	16,907	581,348	100.0	12.2	87.8		
11	703,072	84,076	66,508	41,592	8,713	6,341	9,863	17,568	618,996	100.0	12.0	88.0		
12	750,181	89,660	71,151	45,552	9,318	6,360	9,921	18,509	660,522	100.0	12.0	88.0		
13	803,993	95,295	75,726	49,397	9,910	6,339	10,079	19,569	708,698	100.0	11.9	88.1		
14	869,637	103,711	82,746	54,504	11,057	6,364	10,820	20,965	765,926	100.0	11.9	88.1		
15	939,733	113,967	91,082	60,651	12,443	6,456	11,532	22,885	825,766	100.0	12.1	87.9		
16	997,149	123,531	99,141	66,559	14,028	6,480	12,074	24,390	873,618	100.0	12.4	87.6		
17	1,039,570	130,544	105,505	71,493	15,302	6,526	12,184	25,039	909,026	100.0	12.6	87.4		
18	1,073,650	136,000	110,687	76,315	15,725	6,617	12,029	25,313	937,650	100.0	12.7	87.3		
19年11月	1,107,768	143,094	116,893	81,357	16,499	6,842	12,195	26,201	964,674	100.0	12.9	87.1		

(注)保護停止中の世帯を含まない。

資料：福祉行政報告例(平成19年11月は速報値である)

世帯類型・世帯業態別被保護世帯数の年次推移

	総数			高齢者世帯			母子世帯			傷病者・障害者世帯			その他世帯		
	総数	就労	不就労	総数	就労	不就労	総数	就労	不就労	総数	就労	不就労	総数	就労	不就労
	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯
平成7年度	600,980	81,603	519,376	254,292	11,372	242,921	52,373	28,776	23,597	252,688	22,039	230,648	41,627	19,417	22,210
8	612,180	79,466	532,714	264,626	11,362	253,264	51,671	28,015	23,656	254,449	21,456	232,993	41,434	18,633	22,801
9	630,577	79,712	550,865	277,409	11,727	265,682	52,206	28,016	24,189	258,558	21,439	237,119	42,404	18,529	23,875
10	662,094	80,745	581,348	294,680	12,130	282,550	54,503	28,114	26,390	267,582	21,854	245,728	45,329	18,648	26,680
11	703,072	84,076	618,996	315,933	12,803	303,130	58,435	29,311	29,125	278,520	22,270	256,250	50,184	19,693	30,492
12	750,181	89,660	660,522	341,196	13,432	327,763	63,126	31,243	31,883	290,620	23,577	267,043	55,240	21,407	33,832
13	803,993	95,295	708,698	370,049	14,185	355,864	68,460	33,332	35,129	303,554	24,696	278,858	61,930	23,082	38,847
14	869,637	103,711	765,926	402,835	15,429	387,406	75,097	36,226	38,872	319,301	26,231	293,070	72,403	25,825	46,578
15	939,733	113,967	825,766	435,804	16,943	418,861	82,216	39,602	42,613	336,772	27,443	309,329	84,941	29,979	54,962
16	997,149	123,530	873,618	465,680	18,115	447,565	87,478	42,342	45,136	349,843	29,058	320,785	94,148	34,015	60,132
17	1,039,570	130,544	909,026	451,962	15,042	436,921	90,531	43,997	46,534	389,818	31,470	358,348	107,259	40,035	67,223
18	1,073,650	136,000	937,650	473,838	15,458	458,380	92,609	44,772	47,836	397,357	32,649	364,708	109,847	43,121	66,726
(構成割合)	100%	12.7%	87.3%	100%	3.3%	96.7%	100%	48.3%	51.7%	100%	8.2%	91.8%	100%	39.3%	60.7%

資料：福祉行政報告例

注) 数値は四捨五入してあるので、内訳の合計が総数と合わない場合がある。

都道府県・指定都市・中核市、世帯類型、稼働状況別被保護世帯の構成割合

平成18年度

	稼働・非稼働の別		世帯類型別構成割合			
	稼働 %	非稼働 %	高齢 %	母子 %	傷病・障害 %	その他 %
全 国	12.7	87.3	44.1	8.6	37.0	10.2
北海道	12.0	88.0	44.1	11.5	37.7	6.7
青森県	9.0	91.0	47.6	5.8	39.7	6.9
岩手県	17.5	82.5	43.1	5.6	36.7	14.6
宮城県	11.7	88.3	46.7	5.7	35.9	11.7
秋田県	12.3	87.7	49.0	4.3	35.8	10.9
山形県	11.6	88.4	48.6	3.1	40.6	7.7
福島県	13.9	86.1	43.8	4.5	39.7	12.0
茨城県	8.2	91.8	44.8	4.9	41.8	8.5
栃木県	10.2	89.8	41.7	5.6	43.4	9.3
群馬県	8.1	91.9	46.6	4.7	41.5	7.2
埼玉県	13.6	86.4	38.9	9.8	40.2	11.1
千葉県	13.0	87.0	42.7	7.9	40.8	8.6
東京都	13.5	86.5	44.0	6.9	38.5	10.6
神奈川県	15.3	84.7	42.9	9.0	34.6	13.5
新潟県	10.1	89.9	42.3	4.3	40.8	12.7
富山県	4.4	95.6	58.1	1.0	35.6	5.2
石川県	10.2	89.8	54.7	3.2	36.9	5.3
福井県	8.1	91.9	50.8	3.4	36.8	8.9
山梨県	7.2	92.8	49.3	3.2	41.0	6.5
長野県	9.8	90.2	47.0	3.3	42.3	7.4
岐阜県	7.3	92.7	49.8	3.2	41.9	5.1
静岡県	10.2	89.8	50.6	4.9	38.3	6.2
愛知県	10.1	89.9	46.1	6.3	41.5	6.1
三重県	10.6	89.4	48.3	6.6	37.3	7.7
滋賀県	14.1	85.9	41.7	11.2	38.7	8.4
京都府	16.7	83.3	39.1	14.8	37.3	8.8
大阪府	16.4	83.6	41.9	14.3	35.7	8.2
兵庫県	10.1	89.9	42.9	9.8	40.4	6.9
奈良県	10.9	89.1	48.5	8.7	35.5	7.2
和歌山県	6.8	93.2	52.0	4.5	38.7	4.9
鳥取県	15.7	84.3	45.2	5.5	40.5	8.8
島根県	18.5	81.5	42.3	5.0	38.7	14.0
岡山県	13.1	86.9	43.0	4.8	42.5	9.8
広島県	13.5	86.5	41.5	7.3	41.2	10.0
山口県	12.1	87.9	46.6	5.8	38.3	9.4
徳島県	10.8	89.2	44.8	5.9	41.2	8.1
香川県	11.0	89.0	40.7	6.8	45.7	6.8
愛媛県	6.0	94.0	44.9	2.9	45.6	6.7
高知県	10.0	90.0	52.0	3.9	35.1	9.0
福岡県	10.6	89.4	44.2	8.6	32.3	14.9
佐賀県	8.5	91.5	48.2	4.2	37.5	10.1
長崎県	12.4	87.6	46.1	6.3	35.7	11.9
熊本県	6.6	93.4	55.4	2.7	33.5	8.4
大分県	10.5	89.5	54.3	3.9	33.3	8.6
宮崎県	8.7	91.3	52.1	4.3	31.5	12.1
鹿児島県	11.9	88.1	50.6	6.1	33.3	10.0
沖縄県	9.4	90.6	47.3	7.1	35.4	10.2
札幌市	18.3	81.7	35.9	14.5	33.9	15.7
仙台市	14.6	85.4	38.4	10.1	34.6	16.9
さいたま市	15.6	84.4	38.2	10.7	43.5	7.7
千葉市	11.1	88.9	41.9	7.2	28.8	22.0
横濱市	16.6	83.4	43.4	8.8	34.4	13.4
川崎市	16.1	83.9	41.6	10.6	32.3	15.5
静岡市	12.5	87.5	47.3	7.8	37.1	7.8
名古屋市	11.0	89.0	44.1	6.8	39.9	9.1
京都市	18.0	82.0	42.2	13.2	32.8	11.8
大阪市	9.0	91.0	49.1	7.9	34.0	8.9
堺市	15.0	85.0	42.7	12.8	39.2	5.4
神戸市	15.6	84.4	42.2	10.9	33.7	13.2
広島市	14.3	85.7	37.8	10.4	36.8	15.0
北九州市	5.3	94.7	66.5	1.9	27.5	4.1
福岡市	11.8	88.2	46.2	8.0	36.3	9.5
旭川市	15.8	84.2	38.3	17.0	37.1	7.6
函館市	15.4	84.6	40.6	14.9	33.3	11.2
青森市	11.3	88.7	36.5	8.4	41.2	13.9
秋田市	14.2	85.8	44.1	7.2	37.4	11.3
山形市	12.5	87.5	40.4	6.1	45.0	8.4
福島市	8.1	91.9	38.2	8.3	42.4	11.1
いわき市	10.9	89.1	38.0	8.8	41.9	11.2
宇都宮市	15.5	84.5	36.4	10.9	37.6	15.1
川崎市	13.9	86.1	39.3	8.7	41.4	10.6
横須賀市	11.9	88.1	51.1	7.6	35.8	5.4
相模原市	15.6	84.4	38.6	15.4	36.6	9.4
新富山	13.7	86.3	32.3	10.7	36.1	20.9
富山	5.3	94.7	49.9	1.7	42.6	5.8
金沢市	7.6	92.4	49.2	3.3	44.6	2.9
長野市	11.5	88.5	43.2	4.6	40.5	11.7
岐阜市	7.5	92.5	60.4	3.2	35.8	0.6
岐阜市	11.8	88.2	38.9	6.8	41.9	12.4
浜松市	9.6	90.4	48.0	4.3	43.0	4.6
豊田	11.9	88.1	38.2	10.2	44.7	6.9
岡崎市	11.8	88.2	46.1	5.3	46.2	2.4
高槻市	13.4	86.6	37.9	13.1	44.7	4.4
東大阪市	17.3	82.7	38.0	16.9	38.0	7.0
姫路市	10.6	89.4	50.1	6.4	34.4	9.0
奈良市	16.9	83.1	38.7	15.2	37.0	9.0
和歌山市	7.9	92.1	53.9	5.7	32.9	7.4
岡山市	15.1	84.9	39.7	11.1	38.9	10.3
倉敷市	10.9	89.1	38.0	9.7	39.5	12.8
福山市	17.5	82.5	37.4	10.1	38.0	14.5
下関市	13.6	86.4	47.0	11.2	28.6	13.1
高松市	10.9	89.1	36.6	10.9	41.3	11.2
松山市	6.7	93.3	41.5	6.4	44.6	7.5
高知市	9.6	90.4	45.4	8.4	42.9	3.3
長崎市	11.7	88.3	35.3	10.2	43.3	11.2
熊本市	9.2	90.8	50.4	5.7	37.4	6.5
大分市	13.2	86.8	42.8	7.5	35.6	14.0
宮崎市	11.2	88.8	46.1	7.4	36.5	10.1
鹿児島市	13.2	86.8	41.3	8.2	35.7	14.7

資料：福祉行政報告例

扶助別被保護人員の年次推移

	生活扶助人員		住宅扶助人員		教育扶助人員		医療扶助人員		介護扶助人員	
	人	指数 (昭和60年度 =100)	人	指数 (昭和60年度 =100)	人	指数 (昭和60年度 =100)	人	指数 (昭和60年度 =100)	人	指数 (平成12年度 =100)
昭和60年度	1,268,766	100.0	967,691	100.0	252,437	100.0	909,581	100.0
61	1,196,140	94.3	933,122	96.4	231,401	91.7	868,256	95.5
62	1,127,592	88.9	895,716	92.6	207,915	82.4	832,453	91.5
63	1,044,267	82.3	841,121	86.9	181,570	71.9	787,869	86.6
平成元年度	969,319	76.4	789,295	81.6	158,323	62.7	752,956	82.8
2	889,607	70.1	730,134	75.5	135,793	53.8	711,268	78.2
3	826,462	65.1	681,412	70.4	117,140	46.4	680,735	74.8
4	780,517	61.5	646,486	66.8	103,800	41.1	662,155	72.8
5	765,290	60.3	639,112	66.0	96,505	38.2	658,517	72.4
6	765,629	60.3	644,648	66.6	92,424	36.6	670,603	73.7
7	760,162	59.9	639,129	66.0	88,176	34.9	679,826	74.7
8	766,232	60.4	648,591	67.0	84,973	33.7	695,075	76.4
9	783,840	61.8	668,756	69.1	84,006	33.3	715,662	78.7
10	821,931	64.8	707,094	73.1	86,254	34.2	753,366	82.8
11	877,080	69.1	763,315	78.9	91,042	36.1	803,855	88.4
12	943,025	74.3	824,129	85.2	96,944	38.4	864,231	95.0	66,832	100.0
13	1,014,524	80.0	891,223	92.1	104,590	41.4	928,527	102.1	84,463	126.4
14	1,105,499	87.1	975,486	100.8	114,213	45.2	1,002,886	110.3	105,964	158.6
15	1,201,836	94.7	1,069,135	110.5	124,270	49.2	1,082,648	119.0	127,164	190.3
16	1,273,502	100.4	1,143,310	118.1	132,019	52.3	1,154,521	126.9	147,239	220.3
17	1,320,413	104.1	1,194,020	123.4	135,734	53.8	1,207,814	132.8	164,093	245.5
18	1,354,242	106.7	1,233,105	127.4	137,129	54.3	1,226,233	134.8	172,214	257.7
19年11月	1,394,867	109.9	1,269,657	131.2	136,633	54.1	1,264,351	139.0	186,612	279.2

資料：福祉行政報告例(平成19年11月は速報値である)

(1) 生活保護法による医療扶助人員、医療扶助費の年次推移

	被保護 実人員 A	医療扶助人員						医療扶助率 B/A %	医療扶助費 総額 億円	生活保護費 のうち医療 扶助費の占 める割合 %
		総数 B	精神 (再掲)	入院	精神 (再掲)	入院外	精神 (再掲)			
平成7年度	882,229	679,826	126,555	123,924	64,399	555,903	62,156	77.1	8,819	59.4
平成8年度	887,450	695,075	131,592	124,794	64,117	570,281	67,475	78.3	8,773	58.0
平成9年度	905,589	715,662	135,681	126,530	64,212	589,132	71,469	79.0	9,230	57.5
平成10年度	946,993	753,366	141,798	130,358	64,743	623,008	77,055	79.6	9,659	57.0
平成11年度	1,004,472	803,855	148,286	134,043	65,122	669,812	83,164	80.0	10,416	57.0
平成12年度	1,072,241	864,231	155,852	132,751	64,913	731,480	90,939	80.6	10,711	55.2
平成13年度	1,148,088	928,527	163,149	134,956	64,900	793,572	98,249	80.9	11,229	54.1
平成14年度	1,242,723	1,002,886	172,619	135,197	64,608	867,689	108,011	80.7	11,622	52.4
平成15年度	1,344,327	1,082,648	183,139	132,578	63,708	950,070	119,431	80.5	12,361	51.8
平成16年度	1,423,388	1,154,521	195,400	132,285	63,193	1,022,236	132,207	81.1	13,029	51.9
平成17年度	1,475,838	1,207,814	204,600	131,104	62,479	1,076,710	142,121	81.8	13,470	51.2
平成18年度	1,513,892	1,226,233	97,650	130,487	59,239	1,095,746	38,411	81.0	13,500	50.6

注：医療扶助費は、各年度の医療扶助に要した実績費用の総額を計上している。

(2) 都道府県・指定都市・中核市別医療扶助人員（入院・入院外）

全国	総数	入院	入院外
		1,248,114	129,847
北海道	52,536	5,758	46,778
青森県	15,270	1,340	13,930
岩手県	8,879	1,143	7,736
宮城県	7,074	764	6,310
秋田県	6,580	619	5,961
山形県	4,491	428	4,063
福島県	7,074	914	6,160
茨城県	13,465	2,067	11,398
栃木県	6,855	919	5,936
群馬県	7,514	968	6,546
埼玉県	29,773	3,194	26,579
千葉県	25,080	2,742	22,338
東京都	162,229	15,949	146,280
神奈川県	15,895	1,468	14,427
新潟県	4,637	514	4,123
富山県	958	203	755
石川県	2,125	290	1,835
福井県	1,826	302	1,524
山梨県	2,752	378	2,374
長野県	4,546	574	3,972
岐阜県	2,662	412	2,250
静岡県	6,418	898	5,520
愛知県	9,883	1,470	8,413
三重県	10,643	1,513	9,130
滋賀県	6,828	655	6,173
京都府	10,072	790	9,282
大阪府	56,135	4,948	51,187
兵庫県	30,539	2,883	27,656
奈良県	8,320	781	7,539
和歌山県	4,668	441	4,227
鳥取県	4,283	479	3,804
島根県	3,704	363	3,341
岡山県	3,717	590	3,127
広島県	8,015	860	7,155
山口県	8,873	1,129	7,744
徳島県	10,382	1,448	8,934
香川県	3,536	417	3,119
愛媛県	6,268	906	5,362
高知県	6,358	814	5,544
福岡県	47,249	5,904	41,345
佐賀県	5,475	976	4,499
長崎県	12,011	1,866	10,145
熊本県	5,369	973	4,396
大分県	8,052	1,327	6,725
宮崎県	6,408	961	5,447
鹿児島県	12,989	2,147	10,842
沖縄県	18,082	2,164	15,918

札幌市	46,209	3,529	42,680
仙台市	9,344	698	8,646
さいたま市	9,884	912	8,972
千葉市	8,394	833	7,561
横浜市	45,163	4,219	40,944
川崎市	18,336	1,597	16,739
新潟市	6,550	675	5,875
静岡市	4,502	347	4,155
浜松市	3,316	494	2,822
名古屋市	19,940	2,159	17,781
京都市	28,582	2,499	26,083
大阪市	85,358	7,908	77,450
堺市	19,414	1,655	17,759
神戸市	32,445	2,244	30,201
広島市	12,423	806	11,617
北九州市	11,848	1,398	10,450
福岡市	21,295	2,053	19,242
旭川市	9,985	577	9,408
函館市	10,346	986	9,360
青森市	5,191	396	4,795
秋田市	3,725	376	3,349
郡山市	1,472	167	1,305
いわき市	2,988	367	2,621
宇都宮市	4,201	470	3,731
川越市	1,661	201	1,460
船橋市	4,586	503	4,083
横須賀市	3,185	202	2,983
相模原市	6,093	379	5,714
富山市	1,015	163	852
金沢市	2,271	439	1,832
長野市	1,106	187	919
岐阜市	3,221	845	2,376
豊橋市	1,027	204	823
豊田市	843	116	727
岡崎市	689	144	545
高槻市	3,936	257	3,679
東大阪市	10,494	674	9,820
姫路市	4,298	339	3,959
奈良市	4,218	341	3,877
和歌山市	5,274	435	4,839
岡山市	7,739	448	7,291
倉敷市	4,619	505	4,114
福山市	4,458	312	4,146
下関市	3,447	398	3,049
高松市	4,321	450	3,871
松山市	8,105	751	7,354
高知市	8,090	838	7,252
長崎市	7,072	892	6,180
熊本市	7,943	1,145	6,798
大分市	5,424	812	4,612
宮崎市	4,770	532	4,238
鹿児島市	10,800	1,321	9,479

資料：生活保護速報（19年8月）

(3) 長期入院患者の実態把握の状況

(平成18年度)

区分	① 書類検討総数 (越え入院百八十日を 越えた患者数)	② ①のうち主治医と も意見調整を行なった	③ ②の結果医療扶助に いとされたもの	④ ③のうち措置状況							⑤ ③のうち未措置患者数	②/① の割合	③/② の割合	⑤/③ の割合
				退院又は移替え等										
				小計	居宅 保護	施設 入所	他法への移替		そ の 他					
							結核予 防法	精神保健 福祉法						
北海道	2,841	2,641	182	96	19	60	0	0	17	86	93.0	6.9	47.3	
青森県	510	501	19	13	6	1	0	0	6	6	98.2	3.8	31.6	
岩手県	533	318	72	27	9	6	0	0	12	45	59.7	22.6	62.5	
宮城県	324	283	12	7	3	2	0	0	2	5	87.3	4.2	41.7	
秋田県	398	301	41	34	13	15	0	0	6	7	75.6	13.6	17.1	
山形県	174	103	2	1	0	0	0	0	1	1	59.2	1.9	50.0	
福島県	514	496	73	21	15	2	0	0	4	52	96.5	14.7	71.2	
茨城県	1,357	1,337	132	49	9	26	0	0	14	83	98.5	9.9	62.9	
栃木県	630	484	38	23	2	21	0	0	0	15	76.8	7.9	39.5	
群馬県	477	348	35	24	10	9	0	1	4	11	73.0	10.1	31.4	
埼玉県	1,710	901	110	65	24	20	0	1	20	45	52.7	12.2	40.9	
千葉県	1,673	1,218	95	68	42	19	0	0	7	27	72.8	7.8	28.4	
東京都	7,890	2,975	793	621	202	262	0	4	153	172	37.7	26.7	21.7	
神奈川県	865	711	101	61	20	23	0	0	18	40	82.2	14.2	39.6	
新潟県	303	136	26	19	5	5	0	0	9	7	44.9	19.1	26.9	
富山県	167	102	16	14	2	7	0	0	5	2	61.1	15.7	12.5	
石川県	168	147	9	7	1	1	0	0	5	2	87.5	6.1	22.2	
福井県	193	140	13	12	1	9	0	0	2	1	72.5	9.3	7.7	
山梨県	273	132	22	8	0	6	2	0	0	14	48.4	16.7	63.6	
長野県	245	222	24	8	1	7	0	0	0	16	90.6	10.8	66.7	
岐阜県	312	134	6	6	1	1	0	4	0	0	42.9	4.5	0.0	
静岡県	612	465	79	64	36	11	0	0	17	15	76.0	17.0	19.0	
愛知県	797	254	43	25	7	12	0	0	6	18	31.9	16.9	41.9	
三重県	820	505	21	8	2	6	0	0	0	13	61.6	4.2	61.9	
滋賀県	283	127	21	12	1	6	0	0	5	9	44.9	16.5	42.9	
京都府	331	185	18	7	0	5	0	0	2	11	55.9	9.7	61.1	
大阪府	1,945	703	173	137	61	54	0	1	21	36	36.1	24.6	20.8	
兵庫県	1,644	1,401	319	183	55	79	0	3	46	136	85.2	22.8	42.6	
奈良県	337	193	3	3	0	0	0	0	3	0	57.3	1.6	0.0	
和歌山県	191	143	24	16	5	9	0	0	2	8	74.9	16.8	33.3	
鳥取県	178	133	18	5	1	3	0	0	1	13	74.7	13.5	72.2	
島根県	217	145	50	26	2	18	0	0	6	24	66.8	34.5	48.0	
岡山県	325	275	25	21	10	7	0	0	4	4	84.6	9.1	16.0	
広島県	637	606	46	42	16	19	0	0	7	4	95.1	7.6	8.7	
山口県	728	549	90	49	30	14	0	0	5	41	75.4	16.4	45.6	
徳島県	754	674	9	8	1	7	0	0	0	1	89.4	1.3	11.1	
香川県	291	279	56	35	11	11	0	0	13	21	95.9	20.1	37.5	
愛媛県	522	346	80	59	15	41	0	0	3	21	66.3	23.1	26.3	
高知県	289	130	82	51	15	11	0	0	25	31	45.0	63.1	37.8	
福岡県	3,402	2,300	241	158	46	78	0	2	32	83	67.6	10.5	34.4	
佐賀県	525	363	35	14	3	11	0	0	0	21	69.1	9.6	60.0	
長崎県	989	837	96	51	18	13	0	0	20	45	84.6	11.5	46.9	
熊本県	557	544	77	38	14	18	0	0	6	39	97.7	14.2	50.6	
大分県	816	347	74	62	8	16	0	0	38	12	42.5	21.3	16.2	
宮崎県	632	319	68	40	9	17	0	0	14	28	50.5	21.3	41.2	
鹿児島県	1,227	841	70	50	23	19	0	1	7	20	68.5	8.3	28.6	
沖縄県	833	449	102	58	22	31	0	1	4	44	53.9	22.7	43.1	

区分	① 書類検討総数 越えた患者八十日を	② ①のうち主治医と 意見調整を行った	③ ②の結果医療扶助に いとされたもの	④ ③のうち措置状況							⑤ ③のうち未措置患者数	②/① の割合	③/② の割合	⑤/③ の割合
				退院又は移替え等										
				小 計	居 宅 保 護	施 設 入 所	他法への移替		そ の 他					
結 核 予 防 法	精 神 保 健 法													
札幌市	1,590	577	132	117	41	30	0	0	46	15	36.3	22.9	11.4	
仙台市	307	204	21	21	4	12	0	0	5	0	66.4	10.3	0.0	
さいたま市	372	131	7	3	1	2	0	0	0	4	35.2	5.3	57.1	
千葉市	334	226	29	28	5	19	0	0	4	1	67.7	12.8	3.4	
横浜市	1,286	1,021	141	131	24	97	0	1	9	10	79.4	13.8	7.1	
川崎市	815	693	163	76	19	31	0	0	26	87	85.0	23.5	53.4	
静岡市	116	116	2	2	0	0	0	0	2	0	100.0	1.7	0.0	
名古屋市	1,777	1,110	397	333	75	84	1	0	173	64	62.5	35.8	16.1	
京都市	1,074	821	140	88	45	32	0	1	10	52	76.4	17.1	37.1	
大阪市	3,598	3,593	360	183	28	36	0	2	117	177	100.0	10.0	49.2	
神戸市	1,047	943	166	109	26	70	0	0	13	57	90.1	17.6	34.3	
広島市	678	504	159	140	55	40	0	0	45	19	74.3	31.5	11.9	
北九州市	990	974	98	65	20	24	0	0	21	33	98.4	10.1	33.7	
福岡市	1,441	1,293	136	96	50	43	0	0	3	40	90.1	10.5	29.4	
旭川市	229	134	12	7	5	2	0	0	0	5	58.5	9.0	41.7	
函館市	217	83	11	1	0	1	0	0	0	10	40.6	12.5	90.9	
青森市	158	153	7	7	2	5	0	0	0		100.0	4.4	0.0	
秋田市	179	14	8	8	3	4	0	1	0	0	7.8	57.1	0.0	
郡山市	111	4	0	0	0	0	0	0	0	0	3.6	0.0	-	
いわき市	247	102	8	6	0	2	0	0	4	2	41.3	7.8	25.0	
宇都宮市	290	172	54	54	10	16	0	0	28	0	59.3	31.4	0.0	
川越市	112	112	0	0	0	0	0	0	0	0	100.0	0.0	-	
船橋市	291	291	7	4	0	4	0	0	0	3	100.0	2.4	42.9	
横須賀市	151	151	74	42	4	7	0	0	31	32	100.0	49.0	43.2	
相模原市	174	166	12	8	3	2	0	0	3	4	95.4	7.2	33.3	
新潟市	342	61	12	5	1	1	0	3	0	7	17.8	19.7	58.3	
富山市	149	149	15	15	2	13	0	0	0	0	100.0	10.1	0.0	
金沢市	291	291	9	9	2	7	0	0	0	0	100.0	3.1	0.0	
長野市	97	91	16	9	2	5	0	0	2	7	93.8	17.6	43.8	
岐阜市	174	31	21	19	15	4	0	0	0	2	17.8	67.7	9.5	
浜松市	171	34	29	29	10	17	0	0	2	0	19.9	85.3	0.0	
豊橋市	189	189	23	22	12	7	0	3	0	1	100.0	12.2	4.3	
豊田市	76	76	0	0	0	0	0	0	0	0	100.0	0.0	-	
岡崎市	96	96	20	14	3	5	0	0	6	6	100.0	20.8	30.0	
堺市	444	51	45	44	30	9	0	2	3	1	11.5	88.2	2.2	
高槻市	139	30	16	2	1	1	0	0	0	14	21.6	53.3	87.5	
東大阪市	364	90	33	26	16	6	0	0	4	7	24.7	36.7	21.2	
姫路市	169	126	20	7	2	4	0	0	1	13	74.6	15.9	65.0	
奈良市	175	45	16	16	10	5	0	0	1	0	25.7	35.6	0.0	
和歌山市	245	116	9	9	1	5	1	0	2	0	47.3	7.8	0.0	
岡山市	247	173	33	24	15	2	0	0	7	9	70.0	19.1	27.3	
倉敷市	197	62	8	7	3	4	0	0	0	1	31.5	12.9	12.5	
福山市	205	99	45	43	14	16	0	8	5	2	48.3	45.5	4.4	
下関市	290	290	78	71	17	14	0	0	40	7	100.0	26.9	9.0	
高松市	290	150	10	10	2	3	0	0	5	0	51.7	6.7	0.0	
松山市	178	178	12	9	6	0	0	0	3	3	100.0	6.7	25.0	
高知市	575	103	36	32	8	3	0	0	21	4	17.9	35.0	11.1	
長崎市	593	507	14	14	8	4	0	0	2	0	85.5	2.8	0.0	
熊本市	344	331	44	38	11	8	1	0	18	6	96.2	13.3	13.6	
大分市	499	65	40	37	15	5	0	0	17	3	13.0	61.5	7.5	
宮崎市	167	50	11	7	2	2	0	0	3	4	29.9	22.0	36.4	
鹿児島市	655	574	51	47	19	26	0	0	2	4	87.6	8.9	7.8	
合計	66,384	44,409	6,551	4,500	1,443	1,757	5	39	1,256	2,051	66.9	14.8	31.3	

資料：保護課調

(4) 保険外併用療養費（長期入院選定療養）に係る例外的給付の状況について（平成18年度）

区 分	当該年度給付件数										当該年度給付総額 (円)	1件あたり 給付金額
	前年度継続 A	新規開始 B	退院 C (①+②+③+ ④+⑤)	退院					当該年度継続 D=A+B-C	退院率 C/(A+B)		
				① 在宅	② 介護保健施設	③ 社会福祉施設等	④ 扶養義務者引き取り	⑤ その他				
北海道	127	49	147	31	24	5	0	87	29	83.5%	22,680,085	128,864
青森県	8	8	9	2	1	0	0	6	7	56.3%	2,621,365	163,835
岩手県	23	9	29	4	2	1	0	22	3	90.6%	4,691,015	146,594
宮城県	8	12	12	6	2	0	0	4	8	60.0%	2,424,463	121,223
秋田県	5	4	9	5	1	1	1	1	0	100.0%	1,304,150	144,906
山形県	2	2	1	0	0	0	0	1	3	25.0%	2,096,016	524,004
高知県	12	4	13	2	1	0	0	10	3	81.3%	1,933,710	120,857
茨城県	44	23	48	9	7	1	0	31	19	71.6%	9,577,209	142,943
栃木県	6	5	11	2	0	1	0	8	0	100.0%	1,495,440	135,949
群馬県	18	10	17	5	3	0	1	8	11	60.7%	47,248,914	1,687,461
埼玉県	53	45	78	17	5	4	0	52	20	79.6%	14,573,640	148,711
千葉県	54	23	64	22	3	5	0	34	13	83.1%	13,001,207	168,847
東京都	418	615	927	60	31	24	9	803	106	89.7%	134,171,364	129,885
神奈川県	25	13	27	2	4	2	6	13	11	71.1%	15,372,675	404,544
新潟県	5	2	5	2	1	0	0	2	2	71.4%	2,001,344	285,906
富山県	8	2	9	0	0	0	0	9	1	90.0%	1,274,290	127,429
石川県	2	2	3	1	1	0	0	1	1	75.0%	272,644	68,161
福井県	12	5	13	2	4	0	0	7	4	76.5%	2,018,265	118,721
山梨県	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0.0%	276,080	276,080
長野県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0
岐阜県	1	3	1	0	0	1	0	0	3	25.0%	744,260	186,065
静岡県	15	6	14	4	1	3	0	6	7	66.7%	4,000,238	190,488
愛知県	25	14	30	6	6	0	0	18	9	76.9%	6,225,568	159,630
三重県	37	24	58	5	1	1	0	51	3	95.1%	7,195,080	117,952
滋賀県	9	3	7	0	1	1	0	5	5	58.3%	1,785,420	148,785
京都府	5	8	13	6	0	0	0	7	0	100.0%	1,538,094	118,315
大阪府	166	92	165	33	6	9	0	117	93	64.0%	37,155,960	144,015
兵庫県	48	42	53	18	3	3	2	27	37	58.9%	14,291,044	158,789
奈良県	9	3	9	3	0	1	0	5	3	75.0%	1,880,380	156,698
和歌山県	5	9	11	1	2	1	0	7	3	78.6%	1,843,714	131,694
鳥取県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0
島根県	9	3	11	3	0	2	0	6	1	91.7%	1,551,960	129,330
岡山県	17	4	17	3	0	1	0	13	4	81.0%	2,964,095	141,147
広島県	20	30	36	9	5	3	0	19	14	72.0%	9,798,508	195,970
山口県	32	5	36	3	2	2	0	29	1	97.3%	4,962,544	134,123
徳島県	25	10	19	13	3	1	0	2	16	54.3%	5,213,833	148,967
香川県	6	3	4	0	0	0	0	4	5	44.4%	2,253,464	250,385
愛媛県	22	5	24	0	2	1	0	21	3	88.9%	3,165,290	117,233
高知県	29	7	9	4	0	2	3	0	27	25.0%	7,507,650	208,546
福岡県	143	63	184	28	11	8	1	136	22	89.3%	43,228,442	209,847
佐賀県	18	11	25	3	2	2	0	18	4	86.2%	3,244,120	111,866
長崎県	24	8	32	3	0	1	0	28	0	100.0%	4,225,470	132,046
熊本県	8	10	18	3	1	1	2	11	0	100.0%	13,705,318	761,407
大分県	15	5	18	3	1	5	0	9	2	90.0%	3,739,463	186,973
宮崎県	4	5	8	1	0	1	0	6	1	88.9%	1,216,440	135,160
鹿児島県	26	4	30	5	3	4	1	17	0	100.0%	4,751,000	158,367
沖縄県	11	8	19	7	1	1	0	10	0	100.0%	2,805,370	147,651

区 分	当該年度給付件数										当該年度給付総額 (円)	1件あたり 給付金額
	前年度継続 A	新規開始 B	退院 C (①+②+③+④+⑤)					当該年度継続 D=A+B-C	退院率 C/(A+B)			
			① 在宅	② 介護保健施設	③ 社会福祉施設等	④ 扶養義務引き取り	⑤ その他					
札幌市	26	14	40	8	5	0	20	7	0	100.0%	6,812,428	170,311
仙台市	4	7	11	3	1	0	0	7	0	100.0%	1,097,910	99,810
さいたま市	12	6	14	1	1	1	0	11	4	77.8%	2,901,330	161,185
千葉市	17	11	13	4	1	0	0	8	15	46.4%	3,375,590	120,557
横川市	9	5	11	1	1	0	0	9	3	78.6%	1,421,410	101,529
新静浜市	26	18	16	6	5	1	0	4	28	36.4%	6,201,788	140,950
古河市	9	3	10	3	1	0	0	6	4	83.3%	4,499,923	374,994
名都	4	0	4	1	0	1	0	2	0	100.0%	759,368	189,842
大阪府	2	0	2	0	0	0	0	2	0	100.0%	316,680	158,340
神戸市	112	61	150	34	8	9	0	99	23	86.7%	23,278,210	134,556
北九州市	45	19	33	16	2	4	2	9	31	51.6%	9,779,440	152,804
福岡市	1,143	197	603	78	5	8	1	511	737	45.0%	236,853,813	176,757
旭川市	22	49	56	9	0	0	0	47	15	78.9%	7,082,840	99,758
函館市	51	19	61	16	6	1	1	37	9	87.1%	13,319,530	190,279
青森市	53	16	65	10	8	6	0	41	4	94.2%	9,010,034	130,580
秋田県	44	28	70	12	4	2	0	52	2	97.2%	12,615,050	175,209
山形市	80	10	90	19	11	9	0	51	0	100.0%	15,114,790	167,942
川崎市	2	8	10	7	0	0	0	3	0	100.0%	755,340	75,534
青森市	14	9	21	7	1	0	0	13	2	91.3%	2,362,808	102,731
山形市	8	1	1	1	0	0	0	0	8	11.1%	2,810,470	312,274
山形市	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0.0%	316,640	158,320
山形市	8	2	5	5	0	0	0	0	5	50.0%	1,735,820	173,582
山形市	3	0	3	0	1	0	0	2	0	100.0%	319,300	106,433
山形市	16	5	21	1	2	3	1	14	0	100.0%	2,361,450	112,450
山形市	5	4	8	1	0	0	0	7	1	88.9%	2,318,630	257,626
山形市	9	7	15	0	1	0	0	14	1	93.8%	2,202,410	137,651
山形市	2	2	4	1	0	0	0	3	0	100.0%	422,760	105,690
山形市	5	0	4	0	1	0	0	3	1	80.0%	1,011,755	202,351
山形市	1	0	1	0	0	0	0	4	1	83.3%	1,229,900	204,983
山形市	5	1	5	1	0	0	0	26	1	97.0%	5,602,346	169,768
山形市	23	10	32	4	2	0	0	2	0	100.0%	317,740	105,913
山形市	3	0	3	1	0	0	0	2	0	100.0%	4,572,950	254,053
山形市	16	2	17	2	2	0	0	13	1	94.4%	4,461,140	0
山形市	18	4	19	2	2	1	0	14	3	-	53,400	53,400
山形市	0	1	0	0	0	0	0	0	0	100.0%	825,810	137,635
山形市	6	0	6	1	0	0	0	5	0	66.7%	437,850	145,950
山形市	2	1	2	0	0	0	0	2	6	78.6%	4,467,268	159,545
山形市	8	20	22	14	5	0	0	1	1	75.0%	504,070	126,018
山形市	2	2	3	1	0	1	0	0	9	43.8%	2,421,210	151,326
山形市	6	10	7	5	0	0	0	2	0	52.7%	10,132,866	184,234
山形市	37	18	29	14	3	0	0	4	3	66.7%	933,860	103,762
山形市	5	4	6	1	0	1	0	5	2	75.0%	1,141,240	142,655
山形市	7	1	6	1	0	0	0	5	9	73.5%	7,692,060	226,237
山形市	12	22	25	5	4	2	0	14	2	74.1%	4,200,205	155,563
山形市	19	8	20	5	1	2	0	12	7	72.7%	3,160,780	287,344
山形市	7	4	8	3	0	0	0	5	3	96.6%	4,410,470	152,085
山形市	22	7	28	4	1	0	0	23	1	88.9%	5,218,550	144,960
山形市	25	11	32	8	3	0	0	21	4	100.0%	1,791,580	111,974
山形市	12	4	16	3	2	1	0	13	11	63.3%	5,382,797	179,427
山形市	27	3	19	4	2	0	0	7	1	92.9%	2,304,290	164,592
山形市	12	2	13	5	0	0	1	3	0	100.0%	779,200	155,840
山形市	4	1	5	1	1	0	0	53	1	98.4%	8,180,830	129,854
山形市	54	9	62	5	4	0	0	53	1	98.4%	8,180,830	129,854
合計	3,625	1,864	3,999	670	238	164	53	2,874	1,492	72.9%	921,306,530	167,846

資料：保護課調

(5) 頻回受診者に対する適正受診指導結果について (平成18年度)

	受診状況把握対象者数		指導対象外		指導対象								
	うち筋背格系・結合組織		うち筋背格系・結合組織		うち改善された者								
	A+B		A	B	C	D	c	e	E/D	E/D			
北海道	744	184	661	162	83	22	50	16	1.5	76.3	15.0	748.8	10.0
青森県	60	25	52	22	8	3	3	2	5.3	16.0	56.2	168.5	10.6
岩手県	8	6	7	5	1	1	1	1	75.0	75.0	15.0	15.0	0.2
宮城県	51	32	43	26	6	6	6	0	9.0	9.0	99.0	99.0	11.0
秋田県	38	13	25	9	13	4	6	3	4.7	28.0	41.9	251.4	8.9
山形県	19	14	14	9	5	5	3	3	7.0	21.0	60.3	181.0	8.6
福島県	29	5	15	2	14	3	1	0	2.0	2.0	22.0	22.0	11.0
茨城県	75	42	54	28	21	14	6	3	5.8	35.0	72.0	431.8	12.4
栃木県	56	25	41	20	15	5	10	3	4.5	45.0	53.8	537.9	12.0
群馬県	68	25	57	19	11	6	5	3	4.2	21.0	33.5	167.6	8.0
埼玉県	323	175	244	135	79	40	28	15	5.6	157.0	78.3	2192.3	14.0
千葉県	109	31	103	27	6	4	4	3	4.8	19.0	62.3	249.0	13.0
東京都	2,471	1,156	1,903	826	568	330	167	108	1.3	209.2	14.6	2444.8	11.2
神奈川県	96	74	53	42	43	32	21	17	6.6	138.0	61.0	1281.0	9.2
新潟県	16	12	12	10	4	2	3	1	5.7	17.0	49.0	147.0	8.6
富山県	8	6	3	2	5	2	2	1	6.0	12.0	61.9	123.7	10.3
石川県	16	2	11	5	5	2	2	1	3.0	6.0	33.0	66.0	11.0
福井県	1	0	0	0	0	0	0	0	-	0.0	0.0	0.0	-
山梨県	1	0	0	0	0	0	1	0	5.0	5.0	75.0	75.0	15.0
長野県	22	4	13	3	9	1	4	1	6.0	6.0	58.2	58.2	9.7
岐阜県	67	14	59	7	8	7	5	5	6.0	24.0	69.8	279.0	11.6
静岡県	127	39	86	27	41	12	29	8	7.6	38.0	95.7	478.5	12.6
愛知県	79	58	69	53	10	5	4	1	5.9	170.0	53.0	1537.8	9.0
三重県	15	10	2	1	13	9	5	1	6.0	24.0	92.3	369.0	15.4
京都府	189	81	114	63	75	18	22	5	5.2	26.0	63.0	314.9	12.1
大阪府	863	472	776	432	87	40	31	12	4.5	100.0	59.1	1299.4	13.1
兵庫県	453	146	380	127	73	19	28	12	4.4	137.0	59.7	1851.4	13.6
奈良県	146	31	139	27	7	4	2	0	3.6	101.0	48.8	1366.5	13.6
和歌山県	111	19	105	17	6	2	2	1	11.2	22.3	43.2	86.3	3.9
鳥取県	29	14	24	10	5	4	0	0	6.0	12.0	42.0	84.0	7.0
島根県	37	21	35	21	2	0	0	0	-	0.0	0.0	0.0	-
岡山県	295	118	141	74	154	44	53	21	4.7	14.0	64.0	192.0	13.6
広島県	134	59	103	38	31	21	12	9	3.0	3.0	27.9	27.9	9.3
山口県	130	27	108	25	22	2	2	0	0.5	24.7	4.8	255.8	9.6
徳島県	97	23	80	15	17	8	3	2	6.6	79.0	85.9	1031.3	13.0
香川県	123	43	95	26	28	17	14	9	4.0	8.0	27.0	54.0	6.8
愛媛県	100	35	32	10	68	25	19	8	5.3	16.0	68.5	205.6	12.9
高知県	137	53	84	31	53	22	19	8	7.9	79.0	68.5	959.0	12.2
福岡県	1,374	539	843	318	531	221	192	82	4.3	81.0	42.3	803.0	9.8
佐賀県	198	69	129	47	69	22	16	7	0.5	102.4	5.6	1066.0	11.2
熊本県	178	75	137	62	41	13	16	7	5.2	83.0	73.8	1180.6	14.2
大分県	44	15	16	6	14	13	16	7	4.8	77.0	49.3	788.4	10.3
宮崎県	124	9	109	1	15	8	9	5	4.2	50.0	44.6	535.1	10.6
鹿児島県	51	26	29	1	22	7	12	0	4.8	43.0	56.7	510.0	11.8
沖縄県	121	74	95	51	26	23	7	4	5.9	71.0	54.3	651.4	9.2
札幌市	43	24	27	13	16	11	10	6	4.7	33.0	45.9	321.5	9.8
仙台市	296	60	279	53	17	7	5	1	5.0	50.0	72.2	721.8	14.4
さいたま市	85	39	66	28	19	11	1	1	3.6	18.0	67.8	339.0	18.8
つくば市	68	47	58	42	10	5	4	2	8.0	8.0	24.0	24.0	3.0
水戸市	56	40	51	37	5	3	2	2	6.5	26.0	101.8	407.0	15.7
宇都宮市	788	433	607	331	181	102	43	34	4.0	8.0	34.0	68.0	8.5
前橋市	212	173	210	173	2	0	0	0	5.0	216.0	59.2	2545.3	11.8
宇都宮市	11	6	5	1	2	0	0	0	-	0.0	-	0.0	-
高崎市	90	65	50	35	40	30	14	11	6.5	26.0	95.0	380.0	14.6
松本市	15	12	1	1	13	11	11	10	6.1	85.0	70.2	982.7	11.5
長野市	15	12	2	1	13	11	11	10	2.1	22.7	26.7	294.2	12.7
岐阜市	466	238	362	190	104	48	37	23	11	20.0	69.0	345.0	17.3
名古屋市	685	293	339	137	346	156	5	3	4.0	20.0	69.0	345.0	17.3
京都市	4,506	1,258	4,149	1,176	357	82	82	20	3.8	312.0	106.7	8753.4	28.1
大阪市	333	117	260	74	73	43	23	13	4.2	97.0	48.0	1104.5	11.4
神戸市	1,115	515	1,037	480	78	35	41	21	5.3	217.0	35.7	1463.0	6.7
広島市	211	68	176	62	35	6	18	4	5.9	106.0	58.4	1050.5	9.9
北九州市	192	119	168	106	24	13	15	7	0.2	2.8	2.3	35.0	11.5
福岡市	237	186	190	148	47	38	18	15	6.3	114.0	69.2	1246.1	11.0
旭川市	67	45	50	33	17	12	10	8	5.4	54.0	44.8	448.4	8.3
函館市	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0.0	-	0.0	-
青森市	5	5	0	0	0	0	0	0	-	0.0	-	0.0	-
秋田市	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0.0	-	0.0	-
山形市	10	0	10	0	0	0	0	0	-	0.0	-	0.0	-
福島市	40	30	20	14	20	16	9	6	-	0.0	-	0.0	-
宇都宮市	52	36	8	0	44	36	12	8	8.4	76.0	59.2	533.2	7.0
宇都宮市	28	36	48	36	0	0	0	0	5.4	65.0	58.0	695.6	10.7
宇都宮市	42	10	19	7	3	3	3	3	-	0.0	-	0.0	-
宇都宮市	59	37	35	19	24	18	23	17	0.9	2.6	15.1	45.4	16.8
宇都宮市	23	20	19	16	4	4	4	4	5.0	116.0	49.0	1128.0	9.8
宇都宮市	3	1	0	0	0	0	0	0	5.3	21.0	54.8	219.0	10.3
宇都宮市	18	17	18	17	0	0	0	0	8.0	8.0	69.9	69.9	8.7
宇都宮市	5	4	3	2	2	2	1	0	4.0	4.0	44.0	44.0	11.0
宇都宮市	57	22	55	22	2	0	0	0	-	0.0	-	0.0	-
宇都宮市	5	1	5	1	0	0	0	0	-	0.0	-	0.0	-
宇都宮市	16	10	8	5	8	5	0	0	-	0.0	-	0.0	-
宇都宮市	6	6	0	0	6	6	4	4	-	0.0	-	0.0	-
宇都宮市	58	16	29	8	29	8	0	0	5.8	23.0	48.8	195.0	8.4
宇都宮市	217	85	212	85	5	0	0	0	-	0.0	-	0.0	-
宇都宮市	55	30	23	9	32	21	15	11	-	0.0	-	0.0	-
宇都宮市	15	8	14	8	1	0	0	0	5.8	87.0	66.8	1002.7	11.5
宇都宮市	212	70	206	69	6	1	2	0	-	0.0	-	0.0	-
宇都宮市	138	48	33	16	105	32	1	1	1.0	2.0	7.5	15.0	7.5
宇都宮市	108	28	91	24	17	4	10	0	5.0	5.0	49.0	49.0	9.6
宇都宮市	101	12	58	12	43	0	30	0	7.2	72.0	69.5	695.3	9.7
宇都宮市	148	0	143	0	5	0	0	0	5.4	161.0	66.3	1990.0	12.3
宇都宮市	131	34	44	8	87	26	3	0	2.0	6.0	19.7	59.0	9.9
宇都宮市	188	98	174	93	14	5	10	4	5.1	154.0	42.0	1261.0	8.2
宇都宮市	170	55	91	29	79	26	8	4	4.8	48.0	32.5	324.8	6.8
宇都宮市	145	110	139	110	6	0	0	0	6.0	48.0	10.6	84.9	1.8
宇都宮市	206	55	203	52	3	3	0	0	-	0.0	-	0.0	-
宇都宮市	95	69	83	65	12	4	7	0	-				

(6) 各都道府県・市別レセプト点検の実施状況

(平成18年度分 4月支払分～3月支払分)

都道府県市名	レセプト 総数(※ 1)	内容点検対 象総数	点検実施状況			
			点検実施枚数		点検実施率(%)	
			資格点検	内容点検	資格点検	内容点検
			A	B	C	D
北海道	1,270,394	1,194,614	1,270,394	1,194,614	100.00	100.00
青森県	378,190	357,805	378,190	357,805	100.00	100.00
岩手県	215,428	197,852	215,428	197,852	100.00	100.00
宮城県	169,185	161,222	169,185	161,222	100.00	100.00
秋田県	163,383	153,560	163,383	153,560	100.00	100.00
山形県	107,704	101,262	107,704	101,262	100.00	100.00
福島県	166,558	156,224	166,558	156,224	100.00	100.00
茨城県	300,627	277,168	300,627	275,878	100.00	99.53
栃木県	149,330	143,602	149,330	143,602	100.00	100.00
群馬県	158,700	151,598	158,700	151,598	100.00	100.00
埼玉県	725,785	699,620	725,785	699,620	100.00	100.00
千葉県	563,544	537,980	561,868	535,042	99.70	99.45
東京都	4,423,884	4,207,681	4,402,408	4,207,681	99.51	100.00
神奈川県	400,707	379,188	400,707	369,249	100.00	97.38
新潟県	110,948	103,301	110,948	103,301	100.00	100.00
富山県	20,552	19,698	20,552	19,698	100.00	100.00
石川県	48,195	44,708	48,195	44,708	100.00	100.00
福井県	41,348	39,812	41,348	39,812	100.00	100.00
山梨県	67,955	65,212	67,955	65,212	100.00	100.00
長野県	104,968	99,593	104,968	99,593	100.00	100.00
岐阜県	63,172	60,897	63,172	60,897	100.00	100.00
静岡県	155,843	149,519	155,843	149,519	100.00	100.00
愛知県	229,885	218,619	229,885	218,619	100.00	100.00
三重県	265,755	251,788	265,755	251,788	100.00	100.00
滋賀県	162,624	154,591	162,624	154,591	100.00	100.00
京都府	196,841	185,783	196,841	185,783	100.00	100.00
大阪府	1,373,311	1,304,383	1,373,311	1,304,383	100.00	100.00
兵庫県	763,619	733,485	763,619	733,485	100.00	100.00
奈良県	264,698	253,781	264,698	253,781	100.00	100.00
和歌山県	116,270	115,458	116,270	115,458	100.00	100.00
鳥取県	101,298	95,402	101,298	95,402	100.00	100.00
島根県	83,721	74,442	83,721	74,442	100.00	100.00
岡山県	102,752	95,911	102,752	95,911	100.00	100.00
広島県	216,839	200,846	216,839	200,846	100.00	100.00
山口県	228,142	217,245	228,142	217,245	100.00	100.00
徳島県	241,639	231,506	241,639	231,506	100.00	100.00
香川県	86,656	82,562	86,656	82,562	100.00	100.00
愛媛県	150,408	143,194	150,408	143,194	100.00	100.00
高知県	148,118	141,150	148,118	141,150	100.00	100.00
福岡県	1,204,391	1,082,669	1,204,391	1,082,669	100.00	100.00
佐賀県	146,462	136,395	146,462	136,395	100.00	100.00
長崎県	276,492	265,234	276,492	265,234	100.00	100.00
熊本県	133,943	125,688	133,943	125,688	100.00	100.00
大分県	197,275	184,305	197,275	175,933	100.00	95.46
宮崎県	162,528	153,765	162,528	153,765	100.00	100.00
鹿児島県	282,440	264,213	282,440	264,213	100.00	100.00
沖縄県	401,638	381,647	401,638	381,647	100.00	100.00

都道府県市名	レセプト 総数(※ 1)	内容点検対 象総数	点検実施状況			
			点検実施枚数		点検実施率(%)	
			資格点検	内容点検	資格点検	内容点検
			A	B	C	D
札幌市	1,142,048	1,082,435	1,142,048	1,082,435	100.00	100.00
仙台市	238,510	225,762	238,510	225,762	100.00	100.00
さいたま市	189,804	176,461	189,804	176,461	100.00	100.00
千葉市	220,742	212,834	220,742	212,834	100.00	100.00
横浜市	1,102,848	1,040,961	1,045,596	1,040,961	94.81	100.00
川崎市	510,899	484,119	510,899	484,119	100.00	100.00
新潟市	156,790	149,375	156,790	149,375	100.00	100.00
静岡市	103,093	98,649	103,093	98,649	100.00	100.00
浜松市	67,116	62,067	67,116	62,067	100.00	100.00
名古屋市	556,410	534,401	556,410	534,401	100.00	100.00
京都市	790,784	751,745	790,784	751,745	100.00	100.00
大阪市	2,431,568	2,356,188	2,431,568	2,356,188	100.00	100.00
堺市	428,657	407,859	428,657	407,859	100.00	100.00
神戸市	991,722	941,134	991,722	941,134	100.00	100.00
広島市	373,432	352,166	373,432	352,166	100.00	100.00
北九州市	379,995	366,886	379,995	366,886	100.00	100.00
福岡市	637,187	605,905	637,187	605,905	100.00	100.00
旭川市	261,157	246,137	261,157	246,137	100.00	100.00
函館市	275,646	261,002	275,646	261,002	100.00	100.00
青森市	162,868	154,345	162,868	154,345	100.00	100.00
秋田市	114,066	107,077	114,066	107,077	100.00	100.00
郡山市	42,629	39,266	42,629	39,266	100.00	100.00
いわき市	90,673	86,496	90,673	86,496	100.00	100.00
宇都宮市	87,541	84,881	87,541	84,881	100.00	100.00
川越市	53,151	52,015	53,151	52,015	100.00	100.00
船橋市	102,322	97,785	102,322	97,785	100.00	100.00
横須賀市	84,840	80,563	84,840	80,563	100.00	100.00
相模原市	129,625	122,109	129,625	122,109	100.00	100.00
富山市	25,030	23,238	25,030	23,238	100.00	100.00
金沢市	51,032	48,722	51,032	48,722	100.00	100.00
長野市	29,072	27,822	29,072	27,822	100.00	100.00
岐阜市	82,499	78,856	82,499	78,856	100.00	100.00
豊橋市	26,618	25,606	26,618	25,606	100.00	100.00
豊田市	22,980	21,372	22,980	21,372	100.00	100.00
岡崎市	18,370	17,707	18,370	17,707	100.00	100.00
高槻市	81,305	77,011	81,305	77,011	100.00	100.00
東大阪市	307,080	290,164	307,080	290,164	100.00	100.00
姫路市	94,462	84,108	94,462	84,108	100.00	100.00
奈良市	116,511	112,345	116,511	112,345	100.00	100.00
和歌山市	142,221	136,360	142,221	111,664	100.00	81.89
岡山市	206,903	195,938	206,903	195,938	100.00	100.00
倉敷市	97,830	93,654	97,830	93,654	100.00	100.00
福山市	96,533	87,774	96,533	87,774	100.00	100.00
下関市	106,956	101,852	106,956	101,852	100.00	100.00
高松市	114,130	110,190	114,130	110,190	100.00	100.00
松山市	182,740	175,374	182,740	175,374	100.00	100.00
高知市	213,903	200,320	213,903	186,746	100.00	93.22
長崎市	192,021	182,966	192,021	168,848	100.00	92.28
熊本市	221,999	211,221	221,999	211,221	100.00	100.00
大分市	147,832	139,851	147,832	139,851	100.00	100.00
宮崎市	136,808	129,092	136,808	129,092	100.00	100.00
鹿児島市	231,353	218,586	231,353	218,586	100.00	100.00
合計	32,016,456	30,366,930	31,936,052	30,292,003	99.75	99.75

資料：保護課資料

(7) 各都道府県・市別レセプト点検（過誤調整）の状況（平成18年度）

(単位：円)

福祉事務所名	原審査 (算定額) (※1) A	過誤調整額			過誤調整率 (%)		
		(※2) B=C+D	資格	内容	B/A	資格	内容
			C	D		C/A	D/A
北海道	53,314,083,181	420,641,409	104,757,032	315,884,377	0.79	0.20	0.59
青森県	13,302,137,808	86,739,757	69,947,979	16,791,778	0.65	0.53	0.13
岩手県	8,195,034,071	111,812,629	91,287,174	20,525,455	1.36	1.11	0.25
宮城県	7,032,582,023	41,764,796	23,636,324	18,128,472	0.59	0.34	0.26
秋田県	6,073,731,901	60,668,969	56,526,602	4,142,367	1.00	0.93	0.07
山形県	4,018,892,362	43,704,160	25,667,735	18,036,425	1.09	0.64	0.45
福島県	7,705,307,585	129,135,449	87,560,921	41,574,528	1.68	1.14	0.54
茨城県	16,283,163,636	181,942,872	146,094,364	35,848,508	1.12	0.90	0.22
栃木県	8,080,469,021	75,078,986	49,981,647	25,097,339	0.93	0.62	0.31
群馬県	8,328,860,299	87,352,388	55,747,576	31,604,812	1.05	0.67	0.38
埼玉県	32,620,965,369	273,532,965	137,996,287	135,536,678	0.84	0.42	0.42
千葉県	36,722,289,871	135,254,566	83,922,479	51,332,087	0.37	0.23	0.14
東京都	178,931,590,903	1,210,707,408	433,005,010	777,702,398	0.68	0.24	0.43
神奈川県	17,302,923,019	97,284,577	43,609,244	53,675,333	0.56	0.25	0.31
新潟県	4,736,514,807	30,921,842	11,574,107	19,347,735	0.65	0.24	0.41
富山県	1,570,597,135	11,235,406	9,643,136	1,592,270	0.72	0.61	0.10
石川県	2,541,934,426	28,361,793	21,798,234	6,563,559	1.12	0.86	0.26
福井県	2,339,135,073	48,044,034	47,140,924	903,110	2.05	2.02	0.04
山梨県	3,527,011,236	16,514,492	4,462,320	12,052,172	0.47	0.13	0.34
長野県	4,860,039,462	90,942,903	77,831,630	13,111,273	1.87	1.60	0.27
岐阜県	3,549,418,761	112,271,888	105,884,909	6,386,979	3.16	2.98	0.18
静岡県	7,910,210,840	114,482,072	76,683,706	37,798,366	1.45	0.97	0.48
愛知県	12,044,205,429	63,012,849	29,227,777	33,785,072	0.52	0.24	0.28
三重県	12,318,664,931	94,878,534	60,948,086	33,930,448	0.77	0.49	0.28
滋賀県	6,459,148,544	69,188,462	54,577,999	14,610,463	1.07	0.84	0.23
京都府	6,556,935,866	62,772,774	37,605,046	25,167,728	0.96	0.57	0.38
大阪府	56,746,814,583	446,343,119	214,287,416	232,055,703	0.79	0.38	0.41
兵庫県	30,878,671,229	251,239,998	93,196,753	158,043,245	0.81	0.30	0.51
奈良県	8,774,246,597	101,387,690	71,108,702	30,278,988	1.16	0.81	0.35
和歌山県	4,863,432,267	51,831,740	26,381,427	25,450,313	1.07	0.54	0.52
鳥取県	4,181,693,054	65,605,832	42,073,484	23,532,348	1.57	1.01	0.56
島根県	3,998,219,350	62,642,561	37,996,452	24,646,109	1.57	0.95	0.62
岡山県	4,855,736,210	92,863,217	71,757,883	21,105,334	1.91	1.48	0.43
広島県	9,881,995,464	85,881,153	58,053,344	27,827,809	0.87	0.59	0.28
山口県	9,886,575,044	100,345,669	61,277,570	39,068,099	1.01	0.62	0.40
徳島県	11,541,543,584	269,672,477	101,222,030	168,450,447	2.34	0.88	1.46
香川県	3,983,380,853	66,904,090	32,124,583	34,779,507	1.68	0.81	0.87
愛媛県	7,646,279,418	62,136,199	38,719,193	23,417,006	0.81	0.51	0.31
高知県	7,520,876,932	76,892,870	53,690,475	23,202,395	1.02	0.71	0.31
福岡県	51,482,309,034	365,541,691	208,959,254	156,582,437	0.71	0.41	0.30
佐賀県	6,783,386,681	104,574,079	69,316,448	35,257,631	1.54	1.02	0.52
長崎県	12,912,210,109	105,960,248	67,081,804	38,878,444	0.82	0.52	0.30
熊本県	7,170,096,032	87,136,399	59,334,177	27,802,222	1.22	0.83	0.39
大分県	11,238,003,895	103,231,536	58,274,877	44,956,659	0.92	0.52	0.40
宮崎県	8,112,781,654	121,243,676	85,061,836	36,181,840	1.49	1.05	0.45
鹿児島県	14,697,328,971	265,481,214	246,952,404	18,528,810	1.81	1.68	0.13
沖縄県	19,469,997,837	310,142,766	217,360,642	92,782,124	1.59	1.12	0.48

福祉事務所名	原審査 (算定額) (※1) A	(※2) B=C+D	過誤調整額		過誤調整率 (%)		
			資格	内容	B/A	C/A	D/A
			C	D			
札幌市	44,655,001,584	362,760,809	118,066,116	244,694,693	0.81	0.26	0.55
仙台市	7,795,806,463	20,849,145	15,902,079	4,947,066	0.27	0.20	0.06
さいたま市	7,691,480,192	73,821,092	30,137,282	43,683,810	0.96	0.39	0.57
千葉市	8,549,897,644	34,678,002	29,588,783	5,089,219	0.41	0.35	0.06
横浜市	37,233,882,155	400,654,415	139,476,929	261,177,486	1.08	0.37	0.70
川崎市	18,639,467,204	155,050,121	97,716,578	57,333,543	0.83	0.52	0.31
新潟市	5,741,221,969	67,471,191	47,201,944	20,269,247	1.18	0.82	0.35
静岡市	4,255,640,842	49,741,910	42,321,140	7,420,770	1.17	0.99	0.17
浜松市	3,002,921,382	34,895,927	30,441,736	4,454,191	1.16	1.01	0.15
名古屋市	27,273,929,916	211,412,045	48,468,957	162,943,088	0.78	0.18	0.60
京都市	29,964,608,974	121,318,661	27,174,757	94,143,904	0.40	0.09	0.31
大阪市	114,047,302,964	950,954,628	101,935,260	849,019,368	0.83	0.09	0.74
堺市	16,963,074,944	85,026,600	14,933,178	70,093,422	0.50	0.09	0.41
神戸市	30,960,868,067	622,938,339	448,446,813	174,491,526	2.01	1.45	0.56
広島市	13,579,099,129	57,450,284	26,111,740	31,338,544	0.42	0.19	0.23
北九州市	17,545,057,656	184,053,312	70,388,398	113,664,914	1.05	0.40	0.65
福岡市	27,843,938,478	354,501,296	318,484,438	36,016,858	1.27	1.14	0.13
旭川市	8,381,234,568	87,599,067	20,815,317	66,783,750	1.05	0.25	0.80
函館市	9,001,330,322	24,129,920	7,832,960	16,296,960	0.27	0.09	0.18
青森市	5,280,382,105	25,474,746	18,773,902	6,700,844	0.48	0.36	0.13
秋田市	3,924,845,961	34,890,905	20,636,428	14,254,477	0.89	0.53	0.36
郡山市	2,021,621,863	12,145,169	10,566,749	1,578,420	0.60	0.52	0.08
いわき市	3,640,577,760	8,538,537	3,878,176	4,660,361	0.23	0.11	0.13
宇都宮市	4,299,493,909	17,160,636	11,944,243	5,216,393	0.40	0.28	0.12
川越市	2,267,541,269	17,088,976	6,796,426	10,292,550	0.75	0.30	0.45
船橋市	4,873,449,390	28,946,725	24,129,653	4,817,072	0.59	0.50	0.10
横須賀市	2,985,396,611	16,532,650	9,875,932	6,656,718	0.55	0.33	0.22
相模原市	4,492,821,151	53,763,534	14,680,712	39,082,822	1.20	0.33	0.87
富山市	1,648,391,069	36,534,410	35,084,294	1,450,116	2.22	2.13	0.09
金沢市	3,408,603,694	5,318,770	4,091,660	1,227,110	0.16	0.12	0.04
長野市	1,308,619,943	15,451,359	3,831,415	11,619,944	1.18	0.29	0.89
岐阜市	3,692,085,894	48,150,697	33,603,127	14,547,570	1.30	0.91	0.39
豊橋市	1,716,548,484	31,214,190	17,198,623	14,015,567	1.82	1.00	0.82
豊田市	1,172,936,906	10,518,080	7,700,890	2,817,190	0.90	0.66	0.24
岡崎市	1,163,311,019	12,336,682	11,312,082	1,024,600	1.06	0.97	0.09
高槻市	3,269,562,628	94,369,996	83,599,804	10,770,192	2.89	2.56	0.33
東大阪市	11,370,025,726	98,282,089	50,491,515	47,790,574	0.86	0.44	0.42
姫路市	4,170,085,384	27,376,805	23,108,385	4,268,420	0.66	0.55	0.10
奈良市	4,471,217,833	21,744,311	19,038,070	2,706,241	0.49	0.43	0.06
和歌山市	6,481,406,637	28,748,864	22,670,190	6,078,674	0.44	0.35	0.09
岡山市	7,776,602,830	95,226,358	74,130,444	21,095,914	1.22	0.95	0.27
倉敷市	4,370,643,981	23,761,043	17,556,428	6,204,615	0.54	0.40	0.14
福山市	4,527,796,646	148,878,047	56,474,329	92,403,718	3.29	1.25	2.04
下関市	4,393,477,000	14,054,172	5,267,682	8,786,490	0.32	0.12	0.20
高松市	4,894,381,888	36,727,245	26,282,219	10,445,026	0.75	0.54	0.21
松山市	7,493,812,451	53,504,003	49,513,753	3,990,250	0.71	0.66	0.05
高知市	9,103,479,715	68,705,573	42,061,177	26,644,396	0.75	0.46	0.29
長崎市	7,535,632,160	81,675,681	63,994,832	17,680,849	1.08	0.85	0.23
熊本市	10,599,645,355	24,663,696	6,689,274	17,974,422	0.23	0.06	0.17
大分市	6,540,421,257	20,764,604	14,981,143	5,783,461	0.32	0.23	0.09
宮崎市	4,858,655,657	45,628,640	35,564,828	10,063,812	0.94	0.73	0.21
鹿児島市	10,487,181,841	105,890,489	94,836,633	11,053,856	1.01	0.90	0.11
合計	1,356,317,846,827	12,158,680,650	6,417,158,425	5,741,522,225	0.90	0.47	0.42

資料：保護課資料

※1 支払基金審査（原審査）結果の金額（診療報酬等請求内訳書に記載される算定額）

※2 併用の相手先（社保等）や指定医療機関の取り下げ等によるものを除く。

(8)介護扶助受給者(65歳以上)の状況(平成18年)

①人数

(単位:人)

		総数	要介護5	要介護4	要介護3	要介護2	要介護1	要支援2	要支援1	経過的要介護
在宅	合計	129,091	4,497	8,100	14,402	22,065	52,046	5,553	6,065	16,363
訪問・通所等、短期入所	小計	122,706	4,240	7,189	12,532	20,025	50,445	5,458	6,027	16,790
訪問・通所等	累計	232,965	11,299	17,406	28,198	41,901	93,428	8,665	8,314	23,754
	訪問介護	93,439	2,816	4,986	8,793	14,908	40,590	4,224	4,470	12,652
	訪問入浴介護	2,671	918	639	464	306	281	19	16	28
	福祉用具貸与	49,259	2,875	4,545	7,080	10,011	18,823	1,465	964	3,496
	訪問看護	15,123	1,646	1,719	2,457	3,004	5,128	344	241	584
	訪問リハビリテーション	991	110	139	186	195	282	29	19	31
	通所介護	44,592	1,255	2,748	5,096	7,968	18,591	1,852	1,920	5,162
	通所リハビリテーション	13,500	426	984	1,668	2,560	5,613	511	461	1,277
	居宅療養管理指導	13,085	1,231	1,590	2,376	2,888	4,045	216	220	519
	夜間対応型訪問介護	50	8	7	11	10	14			-
	認知症対応型通所介護	239	14	48	61	50	54	5	3	4
	小規模多機能型居宅介護	16	-	1	6	1	7	-	-	1
	短期入所	6,479	930	1,254	1,485	1,272	1,358	48	26	106
	短期入所生活介護	5,314	704	1,032	1,215	1,062	1,150	40	22	89
	短期入所療養介護	1,165	226	222	270	210	208	8	4	17
単品サービス	小計	10,467	330	1,122	2,475	3,079	3,318	77	36	30
	特定施設入所者生活介護	1,056	64	142	209	250	324	16	21	30
	認知症対応型共同生活介護	9,406	266	980	2,265	2,826	2,993	61	15	
	地域密着型特定施設入居者生活介護	5	-	-	1	3	1			
施設	合計	31,223	6,843	8,904	7,228	4,861	3,387			
	指定介護老人福祉施設	14,461	3,135	4,542	3,452	2,086	1,246			
	介護老人保健施設	10,887	1,235	2,520	2,893	2,352	1,887			
	介護療養型医療施設	5,727	2,452	1,802	854	393	226			
	地域密着型介護老人福祉施設	148	21	40	29	30	28			

②構成比

(百分率)

		総数	要介護5	要介護4	要介護3	要介護2	要介護1	要支援2	要支援1	経過的要介護
在宅	合計	100.0	3.5	6.3	11.2	17.1	40.3	4.3	4.7	12.7
	訪問介護	72.4	2.2	3.9	6.8	11.5	31.4	3.3	3.5	9.8
	訪問入浴介護	2.1	0.7	0.5	0.4	0.2	0.2	0.0	0.0	0.0
	福祉用具貸与	38.2	2.2	3.5	5.5	7.8	14.6	1.1	0.7	2.7
	訪問看護	11.7	1.3	1.3	1.9	2.3	4.0	0.3	0.2	0.5
	訪問リハビリテーション	0.8	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.0	0.0	0.0
	通所介護	34.5	1.0	2.1	3.9	6.2	14.4	1.4	1.5	4.0
	通所リハビリテーション	10.5	0.3	0.8	1.3	2.0	4.3	0.4	0.4	1.0
	居宅療養管理指導	10.1	1.0	1.2	1.8	2.2	3.1	0.2	0.2	0.4
	夜間対応型訪問介護	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		-
	認知症対応型通所介護	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	小規模多機能型居宅介護	0.0	-	0.0	0.0	0.0	0.0	-	-	0.0
	短期入所生活介護	4.1	0.5	0.8	0.9	0.8	0.9	0.0	0.0	0.1
	短期入所療養介護	0.9	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.0	0.0	0.0
	特定施設入所者生活介護	0.8	0.0	0.1	0.2	0.2	0.3	0.0	0.0	0.0
	認知症対応型共同生活介護	7.3	0.2	0.8	1.8	2.2	2.3	0.0	0.0	
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0.0	-	-	0.0	0.0	0.0	0.0		
施設	合計	100.0	21.9	28.5	23.1	15.6	10.8			
	指定介護老人福祉施設	46.3	10.0	14.5	11.1	6.7	4.0			
	介護老人保健施設	34.9	4.0	8.1	9.3	7.5	6.0			
	介護療養型医療施設	18.3	7.9	5.8	2.7	1.3	0.7			
	地域密着型介護老人福祉施設	0.5	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1			

資料:被保護者全国一斉調査(基礎調査)

10 保護施設関係資料

都道府県別保護施設内訳

(平成17年10月1日現在)

区分	保護施設			救護施設			更生施設			医療保護施設			捜査施設			宿所提供施設		
	施設数	定員	現員	施設数	定員	現員	施設数	定員	現員	施設数	定員	現員	施設数	定員	現員	施設数	定員	現員
1 北海道	7	524	529	5	494	499	0	0	0	1	-	-	1	30	30	0	0	0
2 青森県	3	400	430	3	400	430	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0	0	0
3 岩手県	5	230	216	2	170	169	0	0	0	2	60	47	0	0	0	0	0	0
4 宮城県	1	100	96	1	100	96	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0	0	0
5 秋田県	3	115	115	1	55	57	0	0	0	0	-	-	2	60	58	0	0	0
6 山形県	4	360	337	3	310	306	0	0	0	0	-	-	0	0	0	1	50	31
7 福島県	7	420	429	4	350	361	0	0	0	1	70	68	0	0	0	0	0	0
8 茨城県	5	330	336	4	310	319	0	0	0	0	-	-	1	20	17	0	0	0
9 栃木県	1	30	22	0	0	0	0	0	0	0	-	-	1	30	22	0	0	0
10 群馬県	3	230	251	3	230	251	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0	0	0
11 埼玉県	5	356	291	2	356	291	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0
12 千葉県	6	360	351	5	360	351	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
13 東京都	36	2,388	2,287	10	911	923	9	966	1,000	11	0	0	0	6	511	364	0	0
14 神奈川県	3	180	184	1	180	184	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0
15 新潟県	5	470	492	4	470	492	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
16 富山県	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
17 石川県	1	90	96	1	90	96	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0	0	0
18 福井県	2	150	158	1	150	158	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
19 山梨県	3	250	229	3	250	229	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0	0	0
20 長野県	5	474	507	5	474	507	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0	0	0
21 岐阜県	1	70	70	1	70	70	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0	0	0
22 静岡県	1	80	80	1	80	80	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0	0	0
23 愛知県	2	180	180	2	180	180	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0	0	0
24 三重県	3	270	271	2	270	271	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
25 滋賀県	3	200	199	2	200	199	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
26 京都府	2	100	100	1	100	100	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
27 大阪府	6	410	379	4	410	379	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0
28 兵庫県	4	340	353	4	340	353	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0	0	0
29 奈良県	3	110	100	1	110	100	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0
30 和歌山県	2	190	189	1	190	189	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
31 鳥取県	2	150	150	2	150	150	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0	0	0
32 島根県	3	259	267	3	259	267	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0	0	0
33 岡山県	6	400	393	5	370	363	0	0	0	0	-	-	1	30	30	0	0	0
34 広島県	4	160	160	2	160	160	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0
35 山口県	8	450	408	6	400	392	0	0	0	1	0	0	0	1	50	16	0	0
36 徳島県	5	290	181	3	170	166	0	0	0	1	0	0	0	1	120	15	0	0
37 香川県	2	260	253	2	260	253	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0	0	0
38 愛媛県	4	160	154	2	120	128	0	0	0	0	-	-	2	40	26	0	0	0
39 高知県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0	0	0
40 福岡県	2	130	131	2	130	131	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0	0	0
41 佐賀県	4	200	184	2	170	168	0	0	0	1	30	16	0	0	0	0	0	0
42 長崎県	2	90	86	2	90	86	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0	0	0
43 熊本県	5	270	287	5	270	287	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0	0	0
44 大分県	3	210	210	2	180	185	0	0	0	0	-	-	1	30	25	0	0	0
45 宮崎県	1	50	54	1	50	54	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0	0	0
46 鹿児島県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0	0	0
47 沖縄県	2	150	148	2	150	148	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0	0	0
48 札幌市	4	460	462	4	460	462	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0	0	0
49 仙台市	1	76	73	1	76	73	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0	0	0
50 さいたま市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0	0	0
51 千葉市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0	0	0
52 横浜市	8	472	504	3	286	315	3	186	189	2	0	0	0	0	0	0	0	0
53 川崎市	1	80	86	1	80	86	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0	0	0
54 静岡市	2	130	130	2	130	130	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0	0	0
55 名古屋市	8	635	365	2	250	194	2	210	105	2	55	55	1	120	11	0	0	0
56 京都市	4	50	42	0	0	0	1	50	42	3	0	0	0	0	0	0	0	0
57 大阪市	24	2,314	2,313	14	1,679	1,663	4	635	450	6	0	0	0	0	0	0	0	0
58 神戸市	5	200	169	3	150	135	1	50	34	1	0	0	0	0	0	0	0	0
59 広島市	1	60	60	1	60	60	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0	0	0
60 北九州市	3	225	176	3	225	176	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0	0	0
61 福岡市	1	50	40	1	50	40	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0	0	0
62 旭川市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0	0	0
63 秋田市	1	150	150	1	150	150	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0	0	0
64 郡山市	1	80	87	1	80	87	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0	0	0
65 いわき市	2	140	123	1	80	86	0	0	0	0	-	-	1	60	37	0	0	0
66 宇都宮市	2	150	124	1	150	124	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
67 川越市	1	50	7	0	0	0	0	0	0	0	-	-	1	50	7	0	0	0
68 船橋市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0	0	0
69 横須賀市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0	0	0
70 相模原市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0	0	0
71 新潟市	2	100	107	1	100	107	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
72 富山市	2	200	211	1	200	211	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
73 金沢市	2	250	260	2	250	260	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0	0	0
74 長野市	2	190	194	2	190	194	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0	0	0
75 岐阜市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0	0	0
76 浜松市	6	376	366	5	326	328	0	0	0	0	-	-	0	0	0	1	50	38
77 豊橋市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0	0	0
78 豊田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0	0	0
79 岡崎市	2	100	90	0	0	0	0	0	0	0	-	-	1	50	50	1	50	40
80 堺市	1	60	60	1	60	60	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0	0	0
81 高槻市	1	200	199	1	200	199	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0	0	0
82 東大阪市	2	90	94	1	90	94	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
83 姫路市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0	0	0
84 奈良市	3	150	155	1	100	102	0	0	0	1	50	53	0	0	0	0	0	0
85 和歌山市	2	60	41	1	60	41	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
86 岡山市	3	98	98	1	98	98	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0
87 倉敷市	1	30	29	0	0	0	0	0	0	0	-	-	1	30	29	0	0	0
88 福山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0	0	0
89 高松市	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
90 松山市	2	270	281	2	270	281	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0	0	0
91 高知市	2	120	116	2	120	116	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0	0	0
92 長崎市	4	163	164	2	113	112	0	0	0	1	50	52	0	0	0	0	0	0
93 熊本市	2	60	66	1	60	66	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0